

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2(2020) 年 7 月
埼玉医科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	8
基準 1. 使命・目的等 ······	8
基準 2. 学生 ······	13
基準 3. 教育課程 ······	41
基準 4. 教員・職員 ······	54
基準 5. 経営・管理と財務 ······	67
基準 6. 内部質保証 ······	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	88
基準 A. 地域性 ······	88
基準 B. 知的財産の保護と利用 ······	93
V. 特記事項 ······	95
VI. 法令等の遵守状況一覧 ······	96
VII. エビデンス集一覧 ······	108
エビデンス集（データ編）一覧 ······	108
エビデンス集（資料編）一覧 ······	108

I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 埼玉医科大学の建学の精神・大学の基本理念

埼玉医科大学（本学）は、明治 25(1892)年に毛呂山の地に創立され、地域医療を中心に医療活動を行ってきた毛呂病院に起源を有している。医療の充実のためには医師を養成することが必要であると考えられ、昭和 45(1970)年に全国的な医師不足を背景に「一県一医大構想」が生まれたことが契機となり、埼玉県より選ばれ、当時は総合病院であった毛呂病院を母体として昭和 47(1972)年に本学が設立された。

このように、本学は長きにわたり地域医療を担ってきた毛呂病院に起源を有し、医療を充実するために、「限りなき愛」をもって人々に奉仕し、社会の役に立つ、すぐれた臨床医を育成することを最重要課題と考えて、これを実現するために下記の 3 項目を建学の理念とした。

<建学の理念>

- 第 1. 生命への深い愛情と理解と奉仕に生きるすぐれた実地臨床医家の育成
- 第 2. 自らが考え、求め、努め、以て自らの生長を主体的に開拓し得る人間の育成
- 第 3. 師弟同行の学風の育成

本学は創立以来、この「建学の理念」を活動の普遍的な基盤として位置づけ、その実現に努めているが、医学・医療の分野は急速な進歩を遂げ、社会情勢も大きく変化した。ことに国民の医学・医療に対する意識の高まりや情報公開化の流れを受けて、個々の患者さんの意思を尊重し、その生活の質を重視する医療や開かれた医療が求められるようになった。さらに、スピードを増した高齢化社会の到来は地域医療への積極的な関与を求めている。これら時代の要請を踏まえ、また、創立 30 周年を迎えるのを機に、平成 11(1999)年 11 月に、本学は「建学の理念」を更に敷衍して“高い倫理観と人間性”、“国際水準の医学と医療”及び“社会的視点に立った調和と協力”を柱とした「埼玉医科大学の期待する医師像」を提示し、本学の育成すべき医師像を具体的に示した。

その後、本学は平成 18(2006)年 4 月に看護学科、健康医療科学科（現臨床検査学科）、医用生体工学科（現臨床工学科）を擁する保健医療学部を開設し、次いで平成 19(2007)年 4 月に同学部に理学療法学科を増設し、医師のみならず保健・医療・福祉の担い手である多様な医療人を育成する医療系総合大学としての道を歩み始めることになった。このような本学の発展に対応すべく、平成 20(2008)年 3 月に「埼玉医科大学の期待する医師像」を「埼玉医科大学の期待する医療人像」と改め、本学の目指すところを一層明確にした。さらに、平成 29(2017)年 3 月には、その間の社会情勢、医療環境の変化を踏まえて改定を行った。

<埼玉医科大学の期待する医療人像>

■高い倫理観と人間性の涵養

- ・医療人は、生命に対して深い愛情と畏敬の念を持ち、病める人々の心を理解し、その立場に立って、十分な説明と相互理解のもとに医療を行わなければならない。
- ・医療人は、豊かな人間性を育成すべく、常に倫理観を磨き、教養を積むことに努力しなければならない。

■国際水準の医学・医療の実践

- ・医療人は、生涯にわたり常に最新の知識・技術を学び、自信をもって国際的に最も質の高い医療を提供するよう心掛けなければならない。
- ・医療人は、医療における課題を自ら解決する意欲と探求心を持ち、国際的視野をもって医学・医療の進歩に貢献することを心掛けなければならない。

■社会的視点に立った調和と協力

- ・医療人は、自らの能力の限界を自覚し、謙虚に他者と協力し、それぞれの立場で患者を中心の医療を実践するために、統合力を磨かなければならない。
- ・医療人は、社会的視野を持ち、健康の保持・増進、疾病の予防から社会復帰、さらに社会福祉に至る保健・医療全般に責任を有することを自覚し、地域ならびに国際社会の保健・医療に貢献しなければならない。

2. 埼玉医科大学の使命・目的

本学は、「埼玉医科大学学則」第1条に示すように、“新しい医学及び関連諸科学の研究並びに保健医療技術の向上に寄与することによって、広く人類の健康と福祉に貢献すること”を使命とし、“教育基本法及び学校教育法の精神に則り、私学の特性を活かして専門的な知識と技能及び高い倫理観を身につけた実地臨床医家並びに保健医療技術者を育成すること”を目的としている。埼玉医科大学大学院の目的は「埼玉医科大学大学院学則」第1条に明示している。

埼玉医科大学の教育目的は、上記の「埼玉医科大学の期待する医療人像」として明示し、さらに、各学部学科及び大学院各専攻の教育目的を、それぞれ「埼玉医科大学医学部規程」第2条、「同保健医療学部規程」第2条、及び「同大学院の目的に関する規則」第2条に明示している。

3. 埼玉医科大学の個性・特色

本学は、上述の使命・目的を果たすため、以下の個性・特色をもった取組を行っている。

- 1) 「新しい教員組織」による活動：平成18(2006)年4月から、「新しい教員組織」に基づく大学運営を行っている。「新しい教員組織」は、本学の使命・目的を達成するための管理運営に関する基本方針が平成15(2003)年に理事長から示されたのを受けて、平成16(2004)年に「教員組織検討委員会」が設置され、1年有余にわたる検討を経て作り上げられた本学独自の大学運営の仕組みである。理事長を最高責任者とした経営組織の下、教育・研究組織、診療組織、管理組織が独立性を保つつも、密接不可分な連携をとりながら活動することに主眼が置かれている。このように、「新しい教員組織」は、各組織の責任体制を明確化したことにより迅速な意思決定が可能になったこと、各組織の連携が円滑に行われるようになったこと、資格と職位を分けたことにより各基本学科の運営が柔軟に行われると同時に、各教員のアクティビティが高まり効率的な組織運営ができるようになったこと、などメリットが大きい。

<新しい教員組織の特徴>

- ① 経営組織は理事長、教育・研究組織は学長、診療組織は病院長、管理組織は事務局長、というように各組織の責任体制を明確化した。
- ② 各組織は、組織内に設置した各種委員会やセンターにおいて、様々な課題について具体的な検討を行う仕組みを有する。
- ③ 各組織にまたがる課題や各組織間の調整が必要な事項については、スタッフ会議、教育・研究、診療連携会議、教員組織運営会議、などインターフェースの役割を有する仕組みを通じて密接に連携することが可能である。
- ④ 講座担当教授が教育・研究・診療の全てを掌握していた従来の「講座制」を見直し、教員の資格と職位を分け、1人の教員に権限と責任が集中することのないように、権限と責任の制限と分散化を図った。
- ⑤ 教員一人ひとりについて、教育、研究、診療に関する役割と責任を明確にした「新しい教員組織」に基づく大学の活動は医学部からスタートした。保健医療学部については、大学としての組織改革の時期が、学部開設年度と重なったため導入が遅れていたが、平成26(2014)年度には「教員組織のあり方検討委員会」において審議を重ね、平成26(2014)年7月に“資格と職位”制度を導入することを決定した。その後、関連する諸規則の整備を行い、平成27(2015)年4月から各学科に運営責任者（学科長）、教育主任、研究主任の職位を置き、教育、研究に関する役割と責任を明確にする体制が整った。

- 2) 教育：本学では奉職する教員は全て、それぞれの立場において教育に参加することが基本的姿勢となっている。卒前教育に関して、医学部では埼玉医科大学医学教育センター医学部領域が中心となり、カリキュラムの改善・開発、臨床実習の推進、試験の精度向上、学生支援、調査・解析、FD(Faculty Development)を行っている。保健医療学部では、同様の取組を同センター保健医療学部領域学務委員会が中心となって行っている。大学院教育については、各研究科委員会及び運営委員会を中心に、大学院組織と指導教員体制の整備、体系的な教育プログラムの組み立て、学位審査の適正化及び透明性確保の推進、年2回の入学試験の導入や社会人大学院制度の導入など、質の高い大学院教育を目指して様々な改革に取り組んできた。卒後教育に関しては、法人に設けられた学校法人埼玉医科大学病院群臨床研修センター、本学の3病院（埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター、埼玉医科大学国際医療センター）の各研修管理委員会、埼玉医科大学医療人育成支援センター、医学教育センターが連携して、初期臨床研修、専門医研修、そして生涯学習の推進までを行っている。
- 3) 研究：大学附属病院に求められる高度先進医療、患者中心の質の高い医療を実践するためには、基礎及び臨床の研究が不可欠である。本学は、全ての教員がリサーチマインド（研究的志向）を持つことを基本姿勢としており、医学研究を統括し、支援する組織として平成17(2005)年に埼玉医科大学医学研究センターを開設し、研究の活性化、若手研究者の支援、研究倫理の確立、研究評価、知的財産の管理、産学連携などに係わる企画、立案、実行並びに研究を行ってきた。さらに、平成27(2015)年には、医学

研究センターの業務のうち、知的財産の管理、研究倫理の確立、産学連携に関する業務を新たに開設した埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンターへ移管し、研究活動の活性化と適正化に取り組んでいる。

- 4) 診療：医科大学では、教育・研究と並んで、診療は基本的な活動の一つであると同時に健全な財務基盤の基礎としての役割も担っている。本学では、3病院と1つのクリニック（埼玉医科大学かわごえクリニック）からなる病院群を、それぞれの特性を踏まえた診療を行うだけではなく、教育・研究の場として活用している。
- 5) 社会貢献：広く地域社会に貢献するため、国や自治体、地域医療機関、産業界、一般市民、被災地などのニーズに応じて、本学の有する教育・研究・診療活動から得られる様々な成果や人的資源を提供している。
- 6) 国際交流：「埼玉医科大学の期待する医療人像」に掲げた国際水準の医学・医療を実践するため、平成17(2005)年に埼玉医科大学国際交流センターを開設し、学生の海外提携校との相互交換留学、語学留学、教職員の国際交流活動、海外からの留学生の受け入れなどを行っている。

4. 埼玉医科大学が目指すもの

本学は、これまで順調に発展し、令和4(2022)年には創立50周年を迎える。しかしながら、我が国は、厳しさの増す経済情勢の中、グローバル化が進展し、少子高齢・人口減少社会に突入し、先の見えない不透明な時代を迎えており。さらに令和2(2020)年当初からの新型コロナウイルス感染症の流行によって、国を挙げて感染拡大の防止と経済活動のバランスを取り持続可能な社会を継続するための新しい生活様式への行動変容に取り組むなど、個人、法人ともに変化に適切に対応することが求められてきている。医科大学は、財務基盤の多くの部分を病院収入に依存しており、病院収入は診療報酬の改定や社会の変化によって大きな影響を受けることになる。平成23(2011)年には、本学がこのような課題の多い時代を乗り越え、将来にわたり「建学の理念」を実現していくためには、どのような対応が必要か、当時の丸木清浩理事長を委員長とする「21世紀ビジョン会議」を立ち上げて検討を行った。その結果、①本学設立の初心に立ち返り、その精神を教職員全体で共有すること、②本学が目指すべき具体的な目標を立てること、が必要と考えられた。そして、教職員全員で共有すべき理念と精神を表すスローガンとして“Your Happiness Is Our Happiness”が提言された。また、具体的な目標として、歴史的にも、地勢的にも本学と類似性があり、“The Needs of The Patients Come First（患者のニーズを最優先する）”を基本的価値観とする米国のMayo Clinicを行動モデルとすることが提案され、「日本のMayo Clinicを目指す会」の下、創立50周年に向けてあらゆる面での質の向上を目指した活動が行われている。

本学は、これからも医療・福祉を通じて人類に貢献する人材を育成することを目的とし、そのために必要なハード・ソフト両面の充実を図り、大きな環境の変化にも対応できる確固たる組織をもった医療系の総合大学を目指し、努力を続ける。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

埼玉医科大学の歴史は、母体となった毛呂病院の歴史にまでさかのぼる。

毛呂病院は、明治 25(1892)年に院長丸木清太郎の下、毛呂地区に診療所として創立された。大正 8(1919)年に第 2 代院長丸木清に代わり、さらに昭和 25(1950)年には第 3 代院長丸木清美に引き継がれた。その後、診療所から病院となり戦後の昭和 27(1952)年には社会福祉法人に改組し、「限りなき愛」を基本理念に地域医療と福祉を連携させて運営してきた。昭和 39(1964)年からは、社会福祉法人毛呂病院（現社会福祉法人埼玉医療福祉会丸木記念福祉メディカルセンター）を総合病院として整備した。

そして昭和 47(1972)年に、社会福祉法人毛呂病院の主要施設を移管して埼玉医科大学が設立された。設立から令和 2(2020)年までの沿革を以下に記す。

昭和 47(1972)年	埼玉医科大学開学 医学部医学科設置（入学定員 80 人） 埼玉医科大学附属病院開院
昭和 48(1973)年	埼玉医科大学附属医学技術専門学校開校（平成 4 年 3 月閉校）
昭和 51(1976)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増 埼玉医科大学附属高等看護学校開校（昭和 54 年埼玉医科大学附属看護専門学校に名称変更、平成 3 年 3 月閉校）
昭和 53(1978)年	埼玉医科大学大学院医学研究科設置
昭和 60(1985)年	埼玉医科大学総合医療センター開院 埼玉医科大学附属総合医療センター看護専門学校開校（2 年課程、平成 11 年 3 月 2 年課程廃止）
平成元(1989)年	埼玉医科大学短期大学開学（看護学科、臨床検査学科、理学療法学科）
平成 9(1997)年	埼玉医科大学短期大学専攻科開設（地域看護学専攻、母子看護学専攻） 埼玉医科大学附属総合医療センター看護専門学校 3 年課程設置
平成 13(2001)年	埼玉医科大学ゲノム医学研究センター開設
平成 16(2004)年	埼玉医科大学附属総合医療センター看護専門学校定員増 埼玉医科大学かわごえクリニック開院 埼玉医科大学附属病院を埼玉医科大学病院に名称変更
平成 18(2006)年	埼玉医科大学保健医療学部開設（看護学科、健康医療科学科、医用生体工学科）
平成 19(2007)年	埼玉医科大学国際医療センター開院 埼玉医科大学保健医療学部 理学療法学科開設
平成 20(2008)年	埼玉医科大学短期大学 臨床検査学科閉学科 専攻科母子看護学専攻 入学定員増 埼玉医科大学保健医療学部定員増（健康医療科学科、理学療法学科）

平成 21(2009)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増 埼玉医科大学短期大学 理学療法学科閉学科、専攻科地域看護学専攻閉攻
平成 22(2010)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増 埼玉医科大学大学院 修士課程開設（看護学研究科看護学専攻、医学研究科医科学専攻）
平成 23(2011)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増
平成 25(2013)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増
平成 26(2014)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増
平成 27(2015)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増 埼玉医科大学保健医療学部健康医療科学科を臨床検査学科に名称変更
平成 28(2016)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増
平成 29(2017)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増
平成 30(2018)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増 埼玉医科大学保健医療学部医用生体工学科を臨床工学科に名称変更
令和元(2019)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増
令和 2(2020)年	埼玉医科大学医学部医学科定員増

2. 本学の現況

・大学名

埼玉医科大学

・所在地

毛呂山キャンパス（大学本部、医学部、大学院、埼玉医科大学病院 他）

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷 38 番地

川角キャンパス（保健医療学部 他）

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角 981 番地

川越キャンパス（総合医療センター 他）

埼玉県川越市大字鴨田 1981 番地

日高キャンパス（保健医療学部、国際医療センター 他）

埼玉県日高市大字山根 1397 番地 1

川越ビル（かわごえクリニック 他）

埼玉県川越市脇田本町 21 番地 7

・学部構成

埼玉医科大学大学院

博士課程 医学研究科生物・医学研究系専攻

医学研究科社会医学研究系専攻

埼玉医科大学

医学研究科臨床医学研究系専攻

修士課程 医学研究科医科学専攻

看護学研究科看護学専攻

埼玉医科大学

医学部 医学科

保健医療学部 看護学科、臨床検査学科、臨床工学科、理学療法学科

・学生数、教員数、職員数（令和2(2020)年5月1日現在）

埼玉医科大学大学院学生数 145人

埼玉医科大学学部学生数 1,770人

教員数 1,395人

職員数（医療系含む） 5,033人

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

使命・目的、教育目的については前章で詳述したとおりであるが、使命・目的は、「埼玉医科大学学則」第1条及び「同大学院学則」第1条に、教育目的は「埼玉医科大学の期待する医療人像」としてより具体的に示し、これに基づき各学部・学科及び各研究科・専攻の教育目的として、「埼玉医科大学医学部規程」第2条、「同保健医療学部規程」第2条、「同大学院の目的に関する規則」第2条に明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的、教育目的等は、具体的かつ簡潔に明文化されており、学生便覧、教員便覧、大学院案内、大学ホームページに明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

「建学の理念」及び「埼玉医科大学学則」第1条に明示しているように、本学では特色としてすぐれた実地臨床医家並びに保健医療技術者の育成を目指しており、それを教育目的として具体的に示したのが「埼玉医科大学の期待する医療人像」である。

1-1-④ 変化への対応

本学の目指すところは、昭和47(1972)年4月の大学開設時に掲げた「建学の理念」に全て言い尽くされている。ただし、医学・医療の急速な進歩や医療を取り巻く社会環境の変化に伴い、「建学の理念」を敷衍した具体的な教育目的を提示することが必要と考え、平成11(1999)年11月に「埼玉医科大学の期待する医師像」を定め公表した。さらに、平成18(2006)年4月の保健医療学部開設に伴い、平成20(2008)年3月に「埼玉医科大学の期待する医療人像」と改めた。平成29(2017)年2月には、教職員、有識者、患者代表、学生代表から構成される埼玉医科大学ポリシー等策定委員会(旧ポリシー策定拡大委員会)で「埼玉医科大学の期待する医療人像」並びに三つのポリシーを改定し、令和2(2020)年3月にも点検を実施した。

以上のように、本学の使命・目的及び教育目的には、本学の特色が簡潔に明示され、また、社会情勢や学内教育組織の変化に対応して、必要に応じた見直しを行っており、基準1-1を満たしていると判断した。

埼玉医大の理念：階層化



図 1-1-1 埼玉医科大学の理念

【エビデンス資料・資料編】

【資料 1-1-1】 埼玉医科大学学則 第 1 条

埼玉医科大学大学院学則 第 1 条

【資料 1-1-2】 埼玉医科大学医学部規程 第 2 条

【資料 1-1-3】 埼玉医科大学保健医療学部規程 第 2 条

【資料 1-1-4】 埼玉医科大学大学院の目的に関する規則 第 2 条

【資料 1-1-5】 埼玉医科大学の教育方針（学生便覧、大学院案内）

【資料 1-1-6】 第 1 回ポリシー策定拡大委員会議事録

令和元年度埼玉医科大学ポリシー等策定委員会議事録

【資料 1-1-7】 埼玉医科大学ポリシー等策定委員会運営規則

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

現時点において、本学の使命・目的及び教育目的は適切と考えられるが、今後、さらに法令等の改正や各種社会情勢の変化、学内教育組織の変更等を踏まえ、定期的に埼玉医科大学ポリシー等策定委員会を開催し見直しを行う。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

「建学の理念」及び「埼玉医科大学学則」（使命・目的）は、本学の設立時、法人関係者、学長・病院長候補者及び事務局からなる「学校法人埼玉医科大学設立準備委員会」により策定された。「埼玉医科大学の期待する医師像」（教育目的）は、後述する第1次長期総合計画（平成13(2001)年～平成17(2005)年）の一環として、副学長、学務委員長、その他の教員により構成された「長期ビジョン検討委員会教育部門委員会」により策定された。さらに、「埼玉医科大学の期待する医師像」の改定（「埼玉医科大学の期待する医療人像」）とそれに伴う「埼玉医科大学学則」第1条の改定については、専務理事、学長（医学部長）、保健医療学部長、その他の教員、事務局からなる「埼玉医科大学の期待する医師像・医療人像」検討ワーキンググループが改定作業に当たった。いずれの改定においても、改定案は埼玉医科大学教授会（医学部では教員代表者会議）の議を経て学長が決定し、理事会にも報告し了解されている。

1-2-② 学内外への周知

「建学の理念」及び「埼玉医科大学の期待する医療人像」は、学生便覧、教員便覧、大学院案内、大学ホームページを通じて、広く学内外に周知するとともに、講堂や教室に掲示して学生に周知している。さらに、「埼玉医科大学学則」は学生便覧、教員便覧、大学院案内、大学ホームページに掲載し、教職員、学生への周知を図っている。また、役員等の理解を深めるために、法人の理事会、部長会等の各種会議の際に使用するタブレット端末の初期画面に、「基本理念」「運営の基本方針」とともに「建学の理念」を提示している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、開学30周年を迎えた平成13(2001)年4月、教育部門、研究部門、診療部門、管理部門の主要メンバーで構成される長期ビジョン検討委員会の下で、大学運営の基本方針を定める第1次長期総合計画を策定した。ここでは、「建学の理念」と平成11(1999)年に「建学の理念」を敷衍して定めた「埼玉医科大学の期待する医師像」を根幹とする教育の基本方針が確認された。さらに、第2次長期総合計画（平成18(2006)年～平成22(2010)年）では、平成18(2006)年の保健医療学部開設を含め、医療系総合大学としての各種施策が講じられた。平成21(2009)年には教育目的が、新たに「埼玉医科大学の期待する医療人像」として改定され、第3次長期総合計画（平成23(2011)年～平成27(2015)年）の策定に反映された。本学の基本姿勢である優れた医療人を育成するために、創立50周年に向けて教育・研究の一層の向上を目指して、第4次長期総合計画（平成28(2016)年～令和4(2022)年）を策定し、具体的な活動を行っている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の「埼玉医科大学の期待する医療人像」を反映した具体的な人材養成の目標として、学部・学科及び研究科・専攻ごとにディプロマ・ポリシーが策定されている。さらに、これらのディプロマ・ポリシーに示された人材像に到達できるよう、それぞれのカリキュラム・ポリシーが策定され、そのような教育課程を履修し、完遂できる人材を選抜できるよ

う、各々のアドミッション・ポリシーが提示されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織は、医学部、保健医療学部、大学院医学研究科、同看護学研究科、並びに全学的に教育・研究を支援するための共通部門で構成されている。医学部、保健医療学部及び大学院研究科については、大学設置基準及び大学院設置基準に則り教育研究組織が適切に整備されている。また、学部教員が大学院教員を兼任しているため、研究科によっては学部教育からの連続性を重視したプログラムも用意されている。

医学部と保健医療学部では、学長のリーダーシップの下、教授会（医学部では教員代表者会議）での審議を経て教育・研究に関わる意思決定が行われている。また、両学部による合同教授・教員総会も年1回開催されている。大学院については、医学研究科博士課程、医学研究科修士課程、看護学研究科修士課程の運営委員会、各研究科の研究科委員会の議を経たのち、大学院委員会の意見を聴いて、学長による意思決定が行われている。

なお、両学部の教授会の下に、卒前教育委員会（医学部）、学務委員会（保健医療学部）、入学試験委員会、学生部委員会、図書館委員会、自己点検・評価委員会等の委員会が組織され、教育・研究や学生支援等に関する事項について審議されるとともに、一部委員会においては、両学部の合同委員会が定期的に開催され、意思疎通が図られている。さらに、共通部門として埼玉医科大学医学教育センター、同医学研究センター、同情報技術支援推進センター、同IRセンター、同リサーチアドミニストレーションセンター（RAセンター）等のセンターが、両学部や大学院の教育研究機能をサポートする全学的体制が整っている。

以上のように、使命・目的、教育目的の策定や変更に当たっては、法人役員や主要な教職員が参画しており、広く理解と支持が得られるよう努めている。これらは、各種の刊行物や大学ホームページを通じて広く学内外に周知されている。さらに、使命・目的や教育目的是、本学の長期総合計画や三つのポリシーに反映されているとともに、学部や大学院の構成や組織上の位置づけ、相互の連携と教育・研究に関わる意思決定の仕組みも整備されており、基準1-2を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】「建学の理念」及び「埼玉医科大学の期待する医療人像」

【資料1-2-2】埼玉医科大学学則（医学部・保健医療学部学生便覧）

【資料1-2-3】第4次長期総合計画「飛翔」

【資料1-2-4】「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシー

【資料1-2-5】埼玉医科大学教授会運営規則

【資料1-2-6】埼玉医科大学教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

【資料1-2-7】医学部・保健医療学部合同教授・教員総会次第（平成27～令和元年度）

【資料1-2-8】埼玉医科大学大学院研究科運営委員会規則

【資料1-2-9】埼玉医科大学大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営規則

【資料1-2-10】医学部関連会議・委員会一覧、保健医療学部関連会議・委員会一覧

- 【資料 1-2-11】埼玉医科大学医学部卒前教育委員会規則
- 【資料 1-2-12】埼玉医科大学保健医療学部学務委員会規則
- 【資料 1-2-13】入学試験委員会の規則
- 【資料 1-2-14】学生部委員会の規則
- 【資料 1-2-15】図書館委員会の規則
- 【資料 1-2-16】自己点検・評価委員会の規則
- 【資料 1-2-17】埼玉医科大学医学教育センター規程
- 【資料 1-2-18】埼玉医科大学医学研究センター規程
- 【資料 1-2-19】埼玉医科大学情報技術支援推進センター規程
- 【資料 1-2-20】埼玉医科大学 IR センター規程
- 【資料 1-2-21】学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター規程
- 【資料 1-2-22】学校法人埼玉医科大学組織規程 別表 2 (大学院組織図)
 - 学校法人埼玉医科大学組織規程 別表 3 (医学部組織図)
 - 学校法人埼玉医科大学組織規程 別表 4 (保健医療学部組織図)

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は、前述したように学内外に周知しているが、これらを分かりやすく示す文書を作成し、本学の教育に関する地域医療機関や行政に対して送付する予定である。

全学組織である医学教育センター、医学研究センター、情報技術支援推進センター、RA センターが、使命・目的及び教育目的の達成のために、今まで以上に全学的な教育研究機能をサポートする役割を担えるように、IR センターが中心となって全学的な教育研究関連情報のデータベース化と解析を進める。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的の設定（1-1）については、具体的かつ簡潔に明文化され、個性・特色が明らかにされている。さらに、社会情勢の変化や法令の改正に対応して適切に見直しや改定・新規策定を行っている。

使命・目的及び教育目的の反映（1-2）については、その見直しや改定などに役員・教職員が参画して相互の理解と支持が得られるよう努力し、その結果を各種の方法で学内外に周知している。さらに、使命・目的及び教育目的はそのまま本学の三つのポリシーに反映されており、また、中長期的な計画（第 1 次～第 4 次長期総合計画）策定の基本となるとともに、必要に応じてその見直しが検討される体制が構築されている。

以上のことから、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な組織及びその体制は十分に整備され、適切に機能しているものと評価している。

基準 2. 学生

2-1 学生の受け入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

医学部、保健医療学部、医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、その教育目的及びディプロマ・ポリシーに示された医療人像に到達できるよう、それぞれの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、そのような教育課程を履修し、完遂できる入学者を選抜できるよう、各々の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げている。アドミッション・ポリシーは、学生便覧、学生募集要項に掲載するとともに、大学ホームページで広く社会に向けて公開している。また、オープンキャンパス、進学相談会、高等学校訪問などの学生募集の際にも具体的に説明している。学内においては、埼玉医科大学教授会（医学部では教員代表者会議）、教授・教員総会等においてアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の概要・施策について教職員相互の情報共有と協力体制の構築を行っている。

<医学部のアドミッション・ポリシー>

1. 調和のとれた豊かな人間性と生命への愛情を持ち、奉仕する精神を備えた人
2. 医学を修得するのに必要な基礎学力と問題解決能力のある人
3. 自ら考え求めて学び、医学・医療を通じて社会に貢献する意欲と情熱のある人
4. コミュニケーション能力に富み、他者を尊重し、他者の立場で考え、協調して行動できる人

<保健医療学部のアドミッション・ポリシー>

1. 相手の立場に立ち、協調性をもって行動できる人
2. 考えをまとめて言葉に表す能力をもつ人
3. 物事を吟味し考察する能力をもつ人
4. 医療や健康問題への積極的な関心をもつ人

<大学院のアドミッション・ポリシー>

医学研究科博士課程

1. 将来誠実で協調性と倫理観を備えた指導的医療人を目指す意志を有する。

2. 高度な研究能力の基礎となる言語能力と生命科学の基礎知識を有する。
3. 論理的思考のもとに医学研究を遂行し、新しい事にチャレンジする精神を有する。

医学研究科修士課程

1. 医学・医療に積極的な関心を持つとともに、ふさわしい倫理観を備え、くわえて他人の意見に耳を傾けることができる人
2. 本専攻の教育課程に基づいて学習を重ね、修了に至るために必要な一定以上の基礎的学力を備えており、根気よく学習を継続できる人
3. 論理的に考えを整理し、自分の考えを適確に表現できる人

看護学研究科修士課程

1. 大学院入学の意志が固く、修学目的が明確で、真摯に学び続ける姿勢があること。
2. 看護や看護理論の基本である「他者理解」、「他者尊重」の精神を遵守できる素養を身につけていること。
3. 看護者の使命・責任として看護の向上を目指す意思が明確であり、かつ、自らそれらを実現すべく研鑽を積んでいること。
4. 看護がチーム医療であることの意味を真に理解していること。
5. 論理的で科学的な思考能力を有し、研究的な視点・態度の重要性を認識しており、エビデンスに基づいた看護診断を行う能力を有すること。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

医学部と保健医療学部の入学者選抜は、平成 19(2007)年に設置された埼玉医科大学アドミッションセンターの協力の下で、各学部の入学試験委員会や入学試験実施委員会により、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜方法の決定、問題作成・印刷・保管、試験の実施と合否判定案の作成が行われ、入学試験委員会及び教授会の審議を経て合格者を決定し、大学ホームページ等への掲載を通じて発表している。また、医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程の入学者選抜も、専攻ごとの運営委員会により、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜方法の決定から合否判定案の作成までが行われ、運営委員会及び各研究科委員会での審議を経て合格者を決定し、両学部と同様に発表している。

出願要件については、学校教育法施行規則に従うとともに、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な能力・背景を持った人材を確保できるように配慮している。学部、研究科ごとにアドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を様々に工夫しており、合否判定に当たっては、調査書や推薦書、各区分の試験科目の成績と面接試験の評価を多面的・総合的に判断し、有望な学生又は大学院生の確保に努めている。

医学部の入学者選抜は、推薦入学試験、一般入学試験及びセンター試験利用入学試験の3種類の方法で行われており、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜してきた。平成 30(2018)年度からは、より多様な背景を持つ学生を求めるために、推薦入学試験（特別枠）、帰国生入学試験、センター試験利用入学試験（後期）を、令和元(2019)年度からは、地域医療を志す熱意ある学生を確保するために、推薦入学試験（埼玉県地域枠）を導入し、それぞれの入学試験区分とアドミッション・ポリシーとの関連について学生募集要項に明示した。

これら入学試験の問題は、全て学内において、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の概要・施策について理解している専任教員が作成している。いずれの種類の入学試験においても、高等学校の成績、筆記試験、面接試験、調査書を多面的・総合的に検討して合格者を決定している。筆記試験では、アドミッション・ポリシーの“2.医学を修得するのに必要な基礎学力と問題解決能力”を、面接試験及び記述式の小論文では、アドミッション・ポリシーの“1.調和のとれた豊かな人間性と生命への愛情を持ち、奉仕する精神”、“3.自ら考え求めて学び、医学・医療を通じて社会に貢献する意欲と情熱”、“4.コミュニケーション能力に富み、他者を尊重し、他者の立場で考え、協調して行動できる”を評価し、アドミッション・ポリシーに沿った人物であるかを見極めている。また、適切な入学者選抜が実施できているかを検証するため、「医学部入学試験ワークショップ」を行い、入学後の成績と入学試験時の筆記試験、面接試験の結果を分析し、改善に役立てている。

保健医療学部の入学者選抜は、推薦入学試験（全学科）、AO入学試験（臨床検査学科及び臨床工学科）、一般入学試験（全学科）、編入学試験（看護学科及び臨床工学科）の各入試区分において、アドミッション・ポリシーに即した試験科目の設定を行い、試験方法（学力試験や小論文と面接試験の組合せ）を工夫している。

推薦入学試験の出願資格は、学科ごとに指定する評定平均以上の高等学校長推薦者とし、試験科目の小論文では基礎的な国語・英語の読解力や図表の読解と判断、解答の表現力を測定している。

AO入学試験及び一般入学試験の出願資格は、学校教育法施行規則に準じているが、AO入学試験では評定平均3.0以上の条件を付し、試験科目は適性検査Ⅰ（小論文）、適性検査Ⅱ（基礎学力試験）及び面接試験としている。なお、面接試験は他の区分と異なり別々の面接試験委員による2回の面接を行うことで、志望の動機や決意、医療系大学進学への準備状況などを十分に確認している。

一般入学試験（前期）の1次試験では、試験科目として各学科が指定する2科目の筆記試験を行い、2次試験では面接試験を実施している。一般入学試験（後期）の試験科目は、各学科が指定する前期入試とは異なる2科目の筆記試験を行い、学力試験終了後に面接試験を実施する。

いずれの試験においても、面接評価が重要なポイントとなり、医療系学部で学ぶために必要な基礎的学力の評価に加えて、アドミッション・ポリシーに掲げた資質、すなわち、将来医療人として患者さんや家族と向き合う際に必要な対人能力や知的能力を持った人を高く評価しており、学生募集要項にもその旨を明示している。

なお、各区分の面接試験委員に入学試験委員長からの説明と質疑応答を繰り返し行うことで、面接試験評価の標準化を図っている。また、試験終了後には、各ブースの面接試験委員同士の一致度などの情報を提供し、各学科面接試験委員による事後チェックも実施している。

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、入学者選抜（一般選抜と社会人選抜）を年2回実施している。

医学研究科博士課程の入学者選抜においては、入学希望者の博士課程進学への意欲を重視する総合判定（学力試験、志望理由書、専門領域試験）による入学試験を実施しており、

大学ホームページ、本学医学部生に向けた各種説明会にて周知している。アドミッション・ポリシーに掲げる“生命科学関連の英語論文を読解できる語学力”を適切に評価するため、埼玉医科大学大学院医学研究科博士課程入学・語学試験委員会に外国人教員をプラスアップ委員として配置し、難易度や試験時間に対する問題量についてなどを検討し良質な問題を作成している。国際化を目指す本学の方向性に呼応し、外国人受験生に対しては全て英語表記の問題を作成している。また、問題作成委員は解答に関する解析を行い次回の問題作成の参考とするほか、埼玉医科大学大学院医学研究科博士課程運営委員会においても検証を行っている。

医学研究科修士課程の入学試験科目は、一般選抜は専門科目（3科目選択）、英語、面接試験、社会人選抜は小論文、英語、面接試験である。専門科目は、アドミッション・ポリシーに基づいて必要とされる専門領域の科目を分野ごとに選定し、その中から3科目を選択できるかたちとしている。小論文の課題は分野別にアドミッション・ポリシーに基づいて作成している。

看護学研究科修士課程の入学試験科目については、一般選抜は小論文、英語、面接試験、社会人は小論文、面接試験である。小論文の内容は、看護学研究科看護学専攻の分野・領域・科目別にアドミッション・ポリシーに基づき作成している。筆記試験では主にアドミッション・ポリシーの“エビデンスに基づいた看護診断を行う能力”を、面接試験ではそれ以外の“大学院入学の意志、学び続ける姿勢、看護や看護理論の基本を身につけている”、“看護者の使命・責任として看護の向上を目指す意思と研鑽”、“看護がチーム医療であることの意味の理解”を重視して選考している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

医学部と保健医療学部の収容定員と令和2(2020)年度の在籍学生数（表2-1-1）及び直近5年間の入学者数の推移（表2-1-2）を示した。

表2-1-1 医学部と保健医療学部の収容定員と在籍学生数（令和2(2020)年度）

学 部	学 科	収容定員(a)	在籍学生数(b)	b/a
医 学 部	医 学 科	770	801	1.04
保健医療学部	看 護 学 科	340	349	1.03
	臨床検査学科	280	267	0.95
	臨床工学科 (医用生体工学科)	160	154	0.96
	理学療法学科	200	199	1.00
	計	980	969	0.99

医学部においては、在籍学生数の収容定員に対する比率は、令和2(2020)年5月1日現在1.04であり、令和2(2020)年度入学試験における入学者数の定員に対する比率（定員充足率）は1.00であることから、入学者数及び在籍学生数は適切に維持されているといえる。埼玉県は人口10万人当たりの医師数が全国で最も少ない県であり、県からの要望も

踏まえて平成 22(2010)年度以降入学定員は増加してきているが、入学試験の志願者数は、いずれの試験の種類においても維持されており、入学定員の安定的確保に問題はない。

保健医療学部においては、在籍学生数の収容定員に対する比率は、令和 2 (2020)年 5 月 1 日現在、3 年次編入を含めて 0.99 (看護学科 1.03、臨床検査学科 0.95、臨床工学科 0.96、理学療法学科 1.00) であり、定員充足率は、各学科とも 1.00 前後となっており、適切な学生受入数を維持、継続しているものと判断できる。

表 2-1-2 医学部と保健医療学部の入学者数の推移

学部	学科	募集定員 入学者 定員充足率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医学部	医学科	募集定員	127	128	129	130	130
		入学者	130	130	129	130	130
		定員充足率	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00
保健医療学部	看護学科	募集定員	80	80	80	80	80
		入学者	88	88	87	90	86
		定員充足率	1.10	1.10	1.09	1.13	1.08
	臨床検査 学科	募集定員	70	70	70	70	70
		入学者	73	76	71	67	60
		定員充足率	1.04	1.09	1.01	0.96	0.86
	臨床 工学科	募集定員	40	40	40	40	40
		入学者	43	31	39	37	48
		定員充足率	1.08	0.78	0.98	0.93	1.20
	理学療法 学科	募集定員	50	50	50	50	50
		入学者	55	51	52	48	50
		定員充足率	1.10	1.02	1.04	0.96	1.00
	計	募集定員	240	240	240	240	240
		入学者	259	246	249	242	244
		定員充足率	1.08	1.03	1.04	1.01	1.02

医学研究科博士課程の収容定員は 200 人で、入学定員は生物・医学研究系専攻 10 人、社会医学研究系専攻 4 人、臨床医学研究系専攻 36 人、計 50 人である。社会人入学や後期入学制度に加え、平成 25(2013)年度から埼玉医科大学病院群（埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター、埼玉医科大学国際医療センター（本学 3 病院））の初期臨床研修プログラムとして大学院教育を一体化した「研究マインド育成自由選択プログラム」を導入し、平成 29(2017)年度は医学部 3 年生から研究活動に参加する研究医養成プログラムを立ち上げるなどの取組を行っている。その結果、定員充足率は 0.5 前後まで高くなった。また、大学ホームページに「研究室紹介」を掲載し、各研究室の研究内容や実績、大学院基本学科の最新の情報を学内外に提供している。

医学研究科修士課程の収容定員は 16 人で、定員充足率は 1.19、看護学研究科修士課程

の収容定員は20人で、定員充足率は0.75と年度による違いはあるもののほぼ定員を満たしている。また、学部卒業生、社会人学生を含めた幅広い層からの応募につなげるため、学生募集要項等を大学ホームページに掲載するほか、関東近郊の医療施設に送付するなど、広報活動を行っている。

表 2-1-3 大学院の収容定員と在籍学生数（令和2(2020)年度）

研究科	課程	収容定員(a)	在籍学生数(b)	b/a
医学研究科	博士課程	200	111	0.56
	修士課程	16	19	1.19
看護学研究科	修士課程	20	15	0.75

表 2-1-4 大学院の入学者数の推移

研究科（専攻・分野）	募集定員 入学者 定員充足率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医学研究科 （博士課程）	生物・医学研究系 専攻	募集定員 入学者 定員充足率	10 4 0.4	10 2 0.2	10 1 0.1	10 3 0.3
	社会医学研究系 専攻	募集定員 入学者 定員充足率	4 0 0	4 2 0.5	4 0 0	4 0 0
		募集定員 入学者 定員充足率	36 24 0.67	36 24 0.67	36 12 0.33	36 21 0.58
		募集定員 入学者 定員充足率	50 28 0.56	50 28 0.56	50 13 0.26	50 24 0.48
	合計	募集定員 入学者 定員充足率	50 28 0.56	50 28 0.56	50 13 0.26	50 22 0.44
		募集定員 入学者 定員充足率	8 5 0.63	8 10 1.25	8 9 1.13	8 7 0.88
		募集定員 入学者 定員充足率	10 6 0.6	10 7 0.7	10 8 0.8	10 7 0.7

以上のように、医学部、保健医療学部、医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、それぞれのアドミッション・ポリシーとして入学者の受入れの方針を明確に示すとともに、大学ホームページ及び学生募集要項等を通じ、広く学内外への周知を図っている。アドミッション・ポリシーに則り、多様な入学試験方法を取り入れており、特に医学部では、令和元(2019)年度入試から帰国生入学試験や地域社会の要請に応える埼玉県地域枠推薦入学試験を導入し、多様な学生の受入れを工夫している。また、

いずれの区分においても、医療系大学として相応しい学生を選抜するため、面接試験を重視し、かつ公平で公正な評価体制を構築している。学生の受入れ数については、医学部及び保健医療学部では入学定員に沿った適切な入学者数を維持している。また、医学研究科博士課程では、様々な大学院改革により充足率は0.5を超えるようになってきた。医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では入学者数、在籍学生数ともに適切な状態を維持していることから、基準2-1を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-1-1】埼玉医科大学ホームページ「教育の理念」
- 【資料2-1-2】「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシーの資料
- 【資料2-1-3】医学部履修系統図、保健医療学部カリキュラムマップ
- 【資料2-1-4】埼玉医科大学医学部入学試験実施委員会規則
- 【資料2-1-5】埼玉医科大学医学部入学試験委員会規則
- 【資料2-1-6】埼玉医科大学保健医療学部入学試験委員会規則
- 【資料2-1-7】学生募集要項（医学部、保健医療学部、大学院）
- 【資料2-1-8】医学部入学試験ワークショップ報告書
- 【資料2-1-9】埼玉医科大学大学院医学研究科博士課程入学・語学試験委員会規則
- 【資料2-1-10】2020年度初期臨床研修プログラム（本学3病院）

（3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

医学部の一般入学試験では人柄・態度、医師・医学者としての適性（アドミッション・ポリシーの1、3、4）についての評価を面接試験において行っているが、数多くの面接委員の評価のばらつきを軽減し、面接の信頼性・妥当性の改善を図るために、面接委員のFD(Faculty Development)を充実する。また、推薦入学試験における指定高等学校の拡充を進めており、令和元(2019)年度入学試験より5校を指定高等学校に追加した。医師数が少ない埼玉県において、安定的に地域密着型の医師を育成するため、今後、高大接続を更に推進する。

保健医療学部の入学者選抜では、令和元(2019)年度入学試験から試験科目として記述式問題を採用しており、推薦入学試験、AO入学試験、看護学科の2次試験では小論文を課している。今後アドミッション・ポリシーに沿った入学試験の充実を図るために、これらの評価を更に重視する計画である。

医学研究科博士課程では、令和元(2019)年度に設置された埼玉医科大学医学教育センター医学部領域卒前医学教育部門研究マインド育成室を中心に、「オール埼玉医大研究の日」に学生研究発表会を開催するなど、学生の頃から研究医を目指す学生の育成に努める。今後、更に様々なバックグラウンドを有する優れた資質を持った大学院生の募集につなげるため、大学院における教育・研究内容について積極的に情報発信する。

医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、学生募集要項やパンフレットを送付している医療機関の見直しを行うなど、社会人学生の入学につなげていけるよう継続的に広く周知に取り組む。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学においては、教員便覧に学修支援、学生支援の方針を明記し、全学生に対する個別の学修支援の体制として、医学部では「アドバイザー制度」、保健医療学部では「担任制」を採用している。これを基本として、医学教育センター医学部領域卒前医学教育部門、埼玉医科大学保健医療学部学務委員会を中心に医学部、保健医療学部、大学院研究科の全ての教職員が学修支援に関わっている。

医学部では、医学教育センター医学部領域卒前医学教育部門に、カリキュラム室、臨床実習推進室、試験管理室、調査解析室、学生支援室、学力増進室、研究マインド育成室、地域医学推進室の8つの室を置き、いずれも教員のほか担当の事務職員(医学教育センター兼任学務課員)が配置され、定期的に各室の会議を開催し、教員と職員が協働で学修支援を行う体制が構築されている。特に1、2年次「臨床推論」ユニット、「臨床入門」ユニット、3、4年次「導入クリニカル・クラークシップ(Pre-CC) 1-1、1-2、1-3、2-1、2-3」ユニット、4~6年次「クリニカル・クラークシップ(CC) step1, step2」ユニット、「Advanced CC」ユニットは、カリキュラム室、臨床実習推進室が企画し、全学的な教員への周知、教材の準備、学内関係部署との連携、学外施設との連絡・調整などを、教職員が協働して実施する体制が整備されている。

医学教育センター医学部領域運営委員会及び卒前教育合同会議は、医学教育を担当する主要な教員のほかに大学事務部医学部事務室学務課の事務職員も出席する重要な会議である。これらの会議を定期的に開催し、教員と職員とが情報を共有し、協働して問題を検討し解決する体制が構築されている。医学教育に関する新たな課題について教職協働で学び検討する「医学教育フォーラム」も年1回開催されている。

保健医療学部では、保健医療学部学務委員会の下に、カリキュラム調整小委員会、オリンピック実施小委員会、公開講座実施小委員会、課外学習プログラム小委員会、FD実施小委員会、国家試験対策小委員会の各小委員会が設置されている。それぞれで決定された方針・計画に則り、教務課、学生課、庶務課の3課体制からなる大学事務部保健医療学部事務室職員と関係委員とが協働し、年間学事予定案の作成やシラバス作成のほか、学生便覧、学生名簿の作成・配付、各種届の受理、Web履修登録などの学修支援を行っている。なお、各委員会では事務職員が必要に応じて審議内容に関する意見を述べている。また、教育に関する事務職の知識を強化し、関心を高めるために、平成21(2009)年度から毎年行われている「医療人教育者のためのワークショップ」に教職協働の一環として事務職員2~3人が参加している。

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程に関わる事項は、月1回開催される博士課程

運営委員会、医学研究科修士課程運営委員会にて検討し、計画が立案され、医学研究科委員会での承認を経て運用となる。必要に応じて、専門部会が設置され迅速な対応につなげている。なお、社会人の学生が仕事と学業を両立しやすいように、長期履修制度を設けたり、一部eラーニングでの講義を導入している。

看護学研究科修士課程では、月1回の看護学研究科修士課程運営委員会、看護学研究科委員会を開催し、事務職員と情報の共有を図っている。研究指導は主に指導教員が行い、研究計画発表会を年2回、研究発表会を年1回開催し、所属領域以外の教員や大学院生から広く意見を求める場を活用している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

障害のある学生への配慮としては、医学部、保健医療学部とともに、学生募集要項には、“障がい等のために、受験上特別な配慮を希望する方は、出願時に申し出てください”と記載されており、入学試験前に身体的な障害のための相談を受けて、特別な机・椅子を持ち込んでの受験を認めたことがある。また、性同一性障害の受験者からの要望に対応した例もある。現在、医学部には聴覚障害を持つ学生が在籍しているが、本人と学年小委員会の委員長（教員）が連絡を取り、本人から受講に当たって配慮すべき事項を聞き取っている。その内容を、ユニットディレクターをとおして授業担当教員に伝え、聞き取りやすく教員の顔が見える座席で受講することへの配慮や教員がマスクを外して話すなどの確に対応している。全体として、医学部のキャンパスは埼玉医科大学病院と同じ敷地にあるということもあり、保健医療学部を含め校舎や実習室において、床、階段、トイレのバリアフリー化が行われている。

オフィスアワーについては、医学部、保健医療学部ともに設定している。医学部では各基本学科に質問窓口を設けるとともに、教員のオフィスアワーも設定して、学生便覧、学内ホームページで学生に公開している。保健医療学部では、個々の教員による学生の学修支援を容易とするため、科目責任者についてはシラバスにオフィスアワーを記載し、希望者には事前の電話又はメールでの訪問時間設定も受け付けている。オフィスアワー以外の対応も多く、教員による学生への学修支援は適切に行われている。医学研究科博士課程、医学研究科修士課程では、全指導教員が平成28(2016)年度よりオフィスアワーを設定し、大学院案内などをとおして周知している。看護学研究科修士課程では大学院案内（シラバス）に教員の連絡先やオフィスアワーを記載して、学生が連絡を取りやすいよう配慮している。

教員の教育活動支援のための制度としては、大学院生の「TA制度」を導入している。医学研究科博士課程の8割以上が社会人大学院生であること、また臨床医であることから、TA希望者は少ないが、平成29(2017)年度に1人申請があり採用された。指導教員からの推薦を基に、博士課程運営委員会、医学研究科委員会の審議を経て承認された。承認後は、法人との雇用契約が結ばれ、教育的配慮の下に大学院生が教育補助業務を担うことにより指導者としてのトレーニング機会を提供するとともに、経済支援の一つとなっている。医学部では本学3病院所属の社会人大学院生である医師が助教として採用されており、3、4年次の「導入クリニカル・クラークシップ」や4~6年次の「クリニカル・クラークシップ」で指導に当たるなど、教員の教育活動の支援を行っている。保健医療学部では、平成

22(2010)年度の大学院修士課程開設に伴い、平成 23(2011)年度から「TA 制度」が開始され、一般大学院生に対して運用されている。平成 29(2017)年度以降 TA の人数は増加しており、平成 30(2018)年度には 6 人の TA が指導教員の指導の下、学部の演習、実習、実験の補助業務に携わり、学生の学修支援の一助となっている。

医学部の「アドバイザー制度」は、学生支援室が運営し、各学年の学生 5~6 人に教員 1 人（6 年生では 2 人）をアドバイザーとして配置し、学生とアドバイザー教員との交流の場を年に 2 回以上設けるなど、学生からの相談窓口として機能している。アドバイザー教員から提出される学生の面談記録は、学生指導、毛呂山会（医学部の保護者会）での教育相談などにも活用している。

保健医療学部では、開設当初から演習、実習、実験科目では助手・助教を含む複数教員での指導を原則とし、学修効果の向上を目指している。配置される補助教員数は科目により様々であるが、1 科目当たり 1~7 人程度となっている。

成績不良者に対する学修支援としては、医学部では学生支援室、学力増進室の教職員が成績不振の学生、欠席が多い学生や保護者に対して面談を実施し、指導するほか、学生支援室会議を定期的に開催し、個人個人の情報を共有することをとおして、成績不良、留年の原因について検討を行っている。平成 29(2017)年度からは 6 年生の成績不良者及び希望者に対して、学修支援室 6 年生担当、6 年学年小委員会が企画して、補習講義、「ナイトセッション」、「サポーター制度」（若手の卒業生によるアドバイス等）を実施してきた。これらの成果に基づき、令和元(2019)年度に学力増進室が設置され、学内試験や国家試験の成績を分析し、成績不良者の学修支援を行っている。支援に当たっては、担当する教員から誓約書を徴するなど学生の個人情報を厳正に管理している。中途退学者、休学及び留年者については、学生支援室長、卒前教育委員長、医学部長が個別の学生と面談するなど、きめ細かく対応している。学業成績に関する情報は埼玉医科大学 IR センターが収集・分析し、その結果を埼玉医科大学医学部卒前教育委員会、同カリキュラム委員会、同カリキュラム評価委員会に報告している。これらの結果を受けて、医学部長の指示の下、カリキュラム委員会及び卒前教育委員会でカリキュラムの改善を検討している。

保健医療学部では、平成 28(2016)年度の新入生から採用した「GPA(Grade Point Average)制度」による採点結果を各科目の成績と合わせて分析し、留年や中途退学に至りそうな学生への対応に使用している。GPA を学期ごとに確認し、1.5 以下の学生及び GPA が急に下降した学生については、担任の面談や学修方法の指導を行い、1.5 以下の学生については進路変更を勧める場合もある。留年者数は平成 30(2018)年度 22 人、令和元(2019)年度 23 人、令和 2(2020)年度は 28 人と徐々に増加しており、1 年次、2 年次での退学が多い。退学の理由としては、進路変更が最も多く、その他、体調不良、学業不振、経済的理由等が挙げられる。これらの学生への対応策の一環として、各学科ではそれぞれ独自の「担任制」によってきめ細かな支援を行っている。

以上のように、医学部では卒前教育委員会、保健医療学部では学務委員会を中心として各部門、室、委員会が教職協働で運営されており、学生の学修支援に当たっている。各研究科には多くの社会人大学院生が在籍しており、仕事と学業が両立できるよう教員のみならず職員も支援に当たっている。障害のある学生に対する配慮については、学生募集要項

に明記し、相談には丁寧に対応しており、入学者は少ないものの、本人の意向を尊重しつつ支援を行っている。オフィスアワーは全学的に学生に明示され、医学研究科博士課程の社会人大学院生並びに医学研究科修士課程在籍の TA は教育活動支援の一助となっている。また、「アドバイザー制度」や「担任制」を取り入れ、成績不良などの問題を抱える学生に対する対応が行われ、一定の成果を上げていることから、基準 2-2 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-2-1】学修支援、学生支援の方針
- 【資料 2-2-2】医学部「アドバイザー制度」、保健医療学部「担任制」
- 【資料 2-2-3】埼玉医科大学医学教育センター組織図、構成員に係る資料
- 【資料 2-2-4】埼玉医科大学医学教育センター規程
埼玉医科大学医学教育センター医学部領域運営委員会規則
- 【資料 2-2-5】医学教育フォーラム案内（令和元年 9 月 28 日）、参加者名簿
- 【資料 2-2-6】第 24 回、第 25 回「医療人教育者のためのワークショップ」報告書
- 【資料 2-2-7】埼玉医科大学大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営規則
- 【資料 2-2-8】埼玉医科大学大学院研究科運営委員会規則
- 【資料 2-2-9】学生募集要項（医学部、保健医療学部）
- 【資料 2-2-10】オフィスアワー制度の資料
- 【資料 2-2-11】埼玉医科大学大学院ティーチング・アシスタント取扱要領
ティーチング・アシスタント実施人数の推移
- 【資料 2-2-12】退学者、休学及び留年者の対応（埼玉医科大学学則第 8、9 章）
スケジュール（医学部 4~6 年生向け補講、6 年生補習、ナイトセッション）
- 【資料 2-2-13】保健医療学部 GPA 制度の資料

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

医学部では、入学定員増に伴い学生数が増え、また、学生が抱える問題も多様になってることから、学生支援室、学力増進室、学生健康推進室、「こころの相談」担当者を含めて情報を共有するためのルールの再構築を行い、学修支援を更に充実させる計画である。

保健医療学部では、平成 28(2016)年度から採用した「GPA 制度」が成績不良者・進路変更に悩んでいる学生の抽出に十分役立っているが、まだ 4 年間の GPA の推移とその評価ができていないため、データを蓄積して解析するなど、今後の学修支援に更に役立てる計画としている。

医学研究科修士課程においては、社会人学生のための大学院設置基準第 14 条特例を一層活用しやすくするための時間割の見直しを行う予定である。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

医学部、保健医療学部に在籍する学生は、医療系専門職を目指して入学するが、教育を担当する教員がそれぞれの専門職であるため、教育課程そのものがキャリアガイダンスの一環となっている。

医学部の卒前教育のカリキュラムとしては、1~3 年次までの「キャリアデザイン」ユニットにおいて、卒業生、上級生による講義やキャリアガイダンスとプランニングに必要な情報が提供されている。また、演習において学生自らが調査し、自らの将来設計図を検討する機会も用意し、キャリアにつながる“将来”をイメージしやすいように工夫している。また、低学年において早期からの体験実習を取り入れ、医師になるための動機付けを行い、学修意欲の向上が図れるように配慮している。4 年次の 1 月から 6 年次まで継続して実施される診療参加型臨床実習「クリニカル・クラークシップ (CC) step1、step2」ユニットでは、即戦力となる医師の育成と職業人としての意識や臨床能力を養うものになっている。なお、6 年次の「advanced CC」ユニットでは、学内のみならず学外（海外を含め）の医療施設を選択することも可能なため、医師として多様な将来像を意識することができる。その他にも、夏期・春期休暇中及び通年の「課外学習プログラム」として、基礎、臨床医学の各科から提示されたテーマを学生自らが選び、医療の実際、医学の研究、医療従事者や患者の日常を体験するといった課外プログラムを設けている。様々な医師の働き方の一端を体験する貴重な機会となっている。

医学部においては、ほぼ全ての卒業生は医師となる。法律で定められている臨床研修制度により、多くの学生が医師臨床研修マッチング協議会を介し就職活動を行う。本学では 3 病院それぞれの研修管理委員会が、このマッチングへの参加を支援している。令和 2(2020)年第 114 回医師国家試験には、141 人（新卒 124 人、既卒 17 人）が合格し、その研修先は、本学 3 病院に 58 人（41.1%）、学外研修病院に 83 人（58.9%）となっている。

保健医療学部では、看護師、保健師、臨床検査技師、第 1 種衛生管理者、臨床工学技士、理学療法士等の資格取得に関わる各種指定規則に従って教育課程が組まれており、これらの資格を持った多くの教員が指導に当たっている。さらに、担任やその他の教員との個別の交流により、教員の経験をとおした適切な指導・助言が可能となっている。また、資格取得後には、それぞれ臨床現場での就労、社会人としての大学院への進学、研究者や教員を志望する道など、多様な選択肢が用意されており、学生時代からそのような体験をした先達の話を聞き、将来の方向性を定める道標とする機会を与えることは重要と考えられる。4 学科とも、それぞれ多様な就職形態の卒業生を招いた「キャリアパス・セミナー」を企画し、将来に対する意識を持たせるように努めている。臨床検査学科では就職支援として、3 年次からエントリーシートや履歴書の書き方のセミナーを開講し、4 年次ではハローワークの援助を受け、面接対応のセミナーを実施している。また、保健医療学部では図書館に就職コーナーを開設し、就職関連書籍、資料、各施設からの求人票などを収集し情報提供している。臨床検査学科では、就職情報を学科専用のホームページに掲載し、マルチメディア講堂のパソコンから学生が自由にいつでも就職情報を入手できるようにしている。

全学の共通部門として埼玉医科大学医療人育成支援センターが設置され、卒前、初期臨床研修、キャリア形成支援、生涯学習、女性医師支援、シミュレーション教育、地域医学推進センター、地域枠奨学金の各部門が有機的に機能し、卒前卒後にわたるキャリア形成を支援している。初期臨床研修部門では、本学3病院を調整し、初期研修医がより良い研修を受けられるよう支援している。キャリア形成支援部門では、主に初期臨床研修修了後の専門医取得に向けた後期研修と、その後の就職について支援している。生涯学習部門では、地域の病院勤務医や診療所の開業医を対象とした生涯学習を支援している。女性医師支援部門では、結婚・出産・育児などによる休職・離職及び復職を支援する事業を行うほか、平成29(2017)年からは、埼玉県医師会女性医師支援委員会と共に学生が医師会会員と意見交換する機会を設定している。

医学研究科博士課程では、平成28(2016)年度より医学部4年生を対象に、「研究医養成プログラム」が開始された。本プログラムは、リサーチマインドに富む学部学生の能力と意欲を更に向上させ、将来基礎及び臨床研究を推進する人材の育成を目的としている。令和元(2019)年度からは3年生にも門戸を広げ、選抜された「研究医養成プログラム」の学部学生を大学院科目等履修生として受け入れ、博士課程のカリキュラムを提供し単位を認定することとした。平成29(2017)年度は3人、平成30(2018)年度は1人、令和元(2019)年度は4人が選抜されプログラムに従った教育を受けている。早期より博士課程カリキュラムで学ぶことをとおして、自立した研究活動に必要な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うための支援に取り組んでいる。

医学研究科修士課程では、課程修了後、高度な専門知識を持った形での就職を可能とするとともに、学部から進学して就職を目指す場合には、学部の就職担当の教員と連携し、修士の受け入れに積極的な施設への就職斡旋を行っている。また、博士課程への進学希望者に対しては、指導教員による指導の下、積極的に支援している。

看護学研究科修士課程では、成人看護学領域がん看護専攻の平成27(2015)年度修了生1人が、また、精神保健看護学領域の平成28(2016)年度修了生1人が、日本看護協会専門看護師資格認定審査に合格した。これに先駆けて、がん看護学領域及び精神保健看護学領域では、専門看護師の指導による「フォローアップ研修会」を開催し、臨床看護実践例の検討や、専門看護師申請のための準備を行った。

以上のように、医学部では低学年から「キャリアデザイン」ユニットの講義・演習を通じて、キャリアガイダンスとプランニングに必要な情報と自ら考える機会が提供されている。早期体験実習から診療参加型臨床実習まで6年間をとおして自らのキャリアを考え、イメージする機会を段階的に設定している。保健医療学部では、教育課程の中だけでなく、その他にもキャリアガイダンスを実施している。さらに、図書館に就職コーナーを設置し、ハローワークの協力を得るなどして社会的・職業的な自立を支援する取組を展開している。また、医療人育成支援センターでは、学部学生から研修医、医師、女性医師にわたる支援活動を行っている。大学院においてもそれぞれ研究科の特性に応じたキャリア支援が実施されていることから、基準2-3を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】医学部「キャリアデザイン」ユニット概要
- 【資料 2-3-2】令和 2 年度 advanced クリニカル・クラークシップ選択要領
- 【資料 2-3-3】2019 年度課外学習プログラム（課外プロ）の資料
- 【資料 2-3-4】埼玉医科大学医療人育成支援センター概要
- 【資料 2-3-5】保健医療学部 キャリアパス・セミナー一覧
- 【資料 2-3-6】埼玉医科大学医学部研究医養成プログラム概要
埼玉医科大学研究医養成奨学金貸与規程
- 【資料 2-3-7】看護学研究科 フォローアップ研修会記録

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

医学部では、初期臨床研修のみならず後期臨床研修も含めた包括的な管理・支援体制の構築を進め、医療人育成支援センターの活動の改善・充実を図る予定である。令和元(2019)年 6 月には医学教育センター医学部領域卒前医学教育部門内に、研究マインド育成室、地域医学推進室を設置した。研究マインド育成室では研究医養成プログラム選択学生のキャリア形成支援を、地域医学推進室では埼玉県地域枠奨学金受給学生をはじめとした地域医療を志向する学生のキャリア形成支援を担当するとともに、卒前のカリキュラムを整備することによって、キャリア形成支援を充実させていく計画である。

保健医療学部では卒業時の就職支援のみならず、長期的な視点での人生設計に関わる各職種のキャリアパスを提示して、学生の視野を広げることで、卒業生の多様な生き方を支援したいと考えている。そのために各学科の教員や現場の医療人による放課後の体験開示講座「キャリアパス・セミナー」を適宜開催して、特に低学年から医療職としての方向性を考えさせる機会を増やすことを検討している。

医学研究科博士課程では、博士課程運営委員会を中心に大学院指導教員への FD の実施を検討する。医学研究科修士課程では、卒業後に関するフォローアップを学部とともに連携して行っており、今後は、病院との連携を更に充実させ、社会人学生のフォローアップも含めた形で強化する。また、看護学研究科修士課程が開催している「フォローアップ研修会」については、今後は定期開催できるよう調整する。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

（2）2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【支援組織の体制】

医学部及び保健医療学部の学生生活の安定のための支援組織として、埼玉医科大学学生部委員会（全学学生部委員会）及び学校法人埼玉医科大学教職員・学生健康推進センターが置かれ、大学事務部医学部事務室学務課、保健医療学部事務室学生課が連携して各種の学生サービスを実施している。学生サービス、厚生補導のための組織としては両学部の学

生部委員で構成された全学学生部委員会（委員長は学生部長）が設置され、年に2回合同会議を行い、埼玉医科大学医学部学生部委員会、同保健医療学部学生部委員会の連絡・調整・協力を図っている。

医学部学生部委員会は17人で構成され、保健医療学部学生部委員会は4学科から各2人の計8人の委員で構成されている。学生の学修及び学修環境支援、健康支援、ハラスメント対策、就職・進学支援、課外活動やその他の生活支援等を行っている。活動状況は教授会に報告され、必要に応じて改善のための協議が行われる。

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、毎年改定し、配付される大学院案内に、学生生活に関する諸注意やハラスメントに関する手引きなどを示している。大学院入学式後に行われるオリエンテーションでは、学生生活に関する注意事項を説明し、必要に応じて大学院事務担当職員が個別に相談に応じている。

【経済的支援】

学生募集の段階から、日本学生支援機構の奨学金、本学独自の奨学金をはじめ各種の奨学金制度や育英制度について、募集要項、大学ホームページなどに明記し、保護者の負担軽減を目的として、学納金の分納・延納制度も導入している。

医学部では、入学試験成績優秀者や2年次以上の成績優秀者に対し、学費の減免制度（特待生制度）を設け、学生の学修意欲を高めている。さらに、在学中に学費責任者の死亡、災害等により、学費負担困難が生じたときのための救済制度として、毛呂山会の育英会制度を設けている。また、学生の医療費補助制度を設けており、本学系列病院での受診料を一部補助している。令和元(2019)年度入学試験からは、特待生制度の改変を行い、「埼玉医科大学医学部特別奨学金制度」を新設し、「埼玉医科大学医学部特別待遇奨学生（第2種）」との組み合わせを可能とした。平成22(2010)年度から継続して、「埼玉県地域枠医学生奨学金制度」を運用し、学費の負担の軽減に努め、埼玉県と連携しながら地域医療を目指す医学生の募集を積極的に推進している。また、この制度は、令和元(2019)年度より「特別待遇奨学生制度（第1種）」と組み合わせた制度となり、より一層学生の経済的支援に資する制度となっている。

表 2-4-1 埼玉医科大学医学部奨学金受給・貸与者数

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
埼玉医科大学医学部特別待遇奨学生（第1種）	-	-	17
埼玉医科大学医学部特別待遇奨学生（第2種）（*旧1種）	3	2	0
埼玉医科大学医学部特別待遇奨学生（第3種）（*旧2種）	20	18	24
埼玉医科大学埼玉県地域枠医学生奨学金	79	88	94
埼玉医科大学医学部特別奨学金	-	-	0
埼玉医科大学医学部地域医療奨学金	35	28	24
埼玉医科大学研究医養成奨学金	0	0	1

*：令和元(2019)年度より制度変更

その他、課外学習活動においては、学生相互交換留学制度により受入れる海外からの留学生に対し、宿泊施設の無料提供、食事の補助などの支援がなされ、送り出す本学の学生に対しても一部旅費を軽減する対策をとっている。1、2年生の春季語学研修に対しては、大学が費用の補助を行っている。

保健医療学部では、「埼玉医科大学保健医療学部薫風園基金奨学生金」、「埼玉医科大学保健医療学部看護学科等奨学生金制度」を設けている（表2-4-2）。平成30(2018)年度から、「埼玉医科大学保健医療学部特別待遇奨学生制度」が新設され、成績優秀な入学生10人（第1種）及び在校生3学年各10人（第2種）に学費の減免が認められるようになった。

表2-4-2 埼玉医科大学保健医療学部奨学生金受給・貸与者数

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
埼玉医科大学保健医療学部特別待遇奨学生（第1種）	-	2	5
埼玉医科大学保健医療学部特別待遇奨学生（第2種）	-	31	32
埼玉医科大学保健医療学部看護学科等奨学生金	186	184	204
埼玉医科大学保健医療学部薫風園基金奨学生金	9	10	9

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、日本学生支援機構の奨学生金制度が活用できるほか、学納金は申し出により分納が可能である。その他、医学研究科博士課程については、「埼玉医科大学私費外国人留学生等奨学生金」（給付型奨学生金15万円/月）を整備し、外国人留学生に対する経済的支援を行っている。医学研究科修士課程と看護学研究科修士課程については、大学院設置基準第14条特例としての長期履修生は3年にわたり分割での学納金の納付を可能としている。さらに、研究活動を支援するための研究費として、学生1人当たり20万円までの支給を可能としている。

なお、学生生活内において不慮の事故などが起きた場合の支援措置として、学生教育研究災害障害保険制度に加入し、保障を受けられるようにしている。

【課外活動支援】

医学部、保健医療学部とともに、学生主体で、部活動、大学祭、ボランティア活動などが活発に行われている。両学部の学生会が主となって予算の管理、活動のルールを決めている。また、部活動の多くは学部単位での活動であるが、両学部が連携して活動している部や、お互いの部活動に個人として参加している場合もある。大学祭は年1回、日高キャンパスで開催され、両学部合同で企画運営を行っている。

医学部における学生の課外活動としては、学生会に文化系8及び体育系25の部があり、活発な活動が行われているほか、大学祭においては、地元住民との交流が盛んである。また、東日本医科学生総合体育大会等の公式戦を年間行事としている。これらの課外活動に関するサポートは、埼玉医科大学医学部学生部委員会が行っている。また、各部の部長（学生）及び顧問（教員）で構成される「クラブ顧問主将会議」を定期的に開催し、部活動についての意見交換や注意事項の周知を行うとともに、各部活の活動基準を定めている。大学が後援する「リレーフォーライフジャパン川越」にも平成26(2018)年度から継続して参加し、がん患者の支援活動にボランティアとして参加している。

保健医療学部における学生の課外活動としては、部活動、大学祭など学生会主催の各種行事、学会やセミナーへの参加が挙げられる。現在、文化系 6 及び運動系 16 の部やサークルがあり、活発に活動している。部活動の発足には顧問教員を置くことを条件としており、年に 2 回開かれる埼玉医科大学保健医療学部学生部委員会と部活動責任者との懇談会には顧問教員も参加している。学生会主催の行事としては、大学祭、スポーツ大会、総合音楽祭などがあり、保健医療学部学生部委員会は各行事の事前相談や事後評価に関わり、その結果を教授会に報告している。また、理学療法学科では学生の学会参加（発表を含む）やセミナー参加を奨励しており、関連する教員の指導・引率の下で課外活動支援を積極的に行っている。

【健康推進支援】

学生の心身に関する健康相談は、法人の部署として全学を担当している教職員・学生健康推進センター（センター長 1 人、専任医師 2 名、看護師若干名等で構成）の毛呂山キャンパス教職員・学生健康推進室、日高キャンパス保健医療学部健康推進室、川角キャンパス保健医療学部健康推進室分室が対応している。

毛呂山キャンパス教職員・学生健康推進室の学生担当としては、医師 5 人、看護師 2 人が配置され、医学部及び医学研究科博士課程の学生を対象として、学生の健康診断、健康相談、予防接種、日常の外傷や軽度の内科的疾患の応急処置と受診指導などを行っている。また、「こころの相談」として、精神科医、公認心理師 2 人が学生の精神的な問題についてカウンセリングを行っている。

保健医療学部健康推進室と川角分室は、医師 3 人、看護師 3 人が配置され、主として保健医療学部の学生を対象とし、健康相談、応急処置、診察などのほか、定期健康診断、各種予防接種を実施している。健康相談については、看護師が常駐し、体調不良や健康上の相談に応じている。心的支援に関しては、公認心理師 2 人がそれぞれ週に 1 回心理相談やカウンセリングに応じている。

ハラスマントの相談は、窓口を両学部の事務室に置き、学生の希望に応じて、相談員が行っている。学生の生活状況の把握は、日本私立医科大学協会の学生生活実態調査（5 年ごとに実施）を行うとともに、本調査が行われない年には、両学部で学生生活実態調査を実施して把握し、指導に役立てている。

表 2-4-3 医学部・保健医療学部学生の健康推進室利用状況

区分	年間相談件数			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
医学部	591	557	416	420
保健医療学部	584	473	368	351
こころの相談(医学部・保健医療学部)	318	298	223	328

以上のように、医学部、保健医療学部とともに、学生部委員会、教職員・学生健康推進センター、大学事務部が、学生生活の安定のための支援を連携して実施する体制を整備しており、本学独自の奨学金制度を設けるなど経済的支援も充実している。学生の課外活動も

活発に行われており、身体的にも心理的にも支援が充実していることから、基準 2-4 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】学生部委員会の規則

【資料 2-4-2】ハラスメント対策の資料

【資料 2-4-3】医学部奨学金制度、保健医療学部奨学金制度

【資料 2-4-4】奨学金に係る規程

【資料 2-4-5】医学部・保健医療学部部活動一覧、クラブ顧問主將会議資料

【資料 2-4-6】埼玉医科大学 部活動のガイドライン

【資料 2-4-7】リレーフォーライフジャパン川越 ポスター、報告書

【資料 2-4-8】学生健康推進室の案内

【資料 2-4-9】学校法人埼玉医科大学教職員・学生健康推進センター規程
平成 30 年度埼玉医科大学教職員・学生健康推進センタ一年報、構成員一覧

【資料 2-4-10】学生生活実態調査結果(医学部、保健医療学部)

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

医学部では、令和元(2019)年度入学生から新たな奨学金制度を導入し、奨学金受給者の学費負担を大きく軽減している。学費ローンシステムの導入など、引き続き学生の学費負担軽減に取り組む。

医学部、保健医療学部とともに、心理相談を希望する学生や学修支援活動をとおして精神的な支援が必要であることが判明した学生が年々増加しており、心身の課題を持った学生への対応を円滑に行うために、教職員による相談体制の再構築を行う。

医学研究科博士課程については、経済支援のための博士課程の奨学金について検討する。医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程における学生生活の安定のための支援については、現時点において大きな問題点はないと考えられるが、今後も、事務職員と教員が連携して、学生が安心して生活を送ることができるよう支援していく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、埼玉県中西部に位置し、毛呂山キャンパス、日高キャンパス、川角キャンパス、

川越キャンパスの 4 つのキャンパスで構成されている。

【毛呂山キャンパス】

毛呂山キャンパスには、医学部、医学研究科博士課程のほか、大学本部、附属図書館、埼玉医科大学病院が置かれており、敷地面積が 11 万 3,686 m²で、医学部に属する建物として、基礎医学棟、第 2 研究棟、第 3 研究棟、本部棟、7 号館、8 号館（教員棟）、9 号館、11 号館（教員棟）、15 号館（講義棟；オルコスホール）、16 号館（学生ホール；落合ホール）、鍊成館（体育館）、図書館、学習棟、カタロスタワーがある。これらの建物に、講義室 14 室、演習室 39 室（小演習室を含む）、実習室 22 室、ゼミ室 15、マルチメディア室 1 室、学生自習室 25 室（学習棟 23 室、16 号館 2 室）が整備されている。

講義棟（オルコスホール）には、大教室（154 人収容）6 室とマルチメディア教室（140 人収容）1 室を有し、1~4 年生までの講義、TBL(Team Based Learning)などの演習及び情報教育を行う。また、3、4 階は、間仕切りをとって 308 人収容の大教室にすることもでき、後ろの席でもディスプレイをとおして授業内容を間近に確認できる。また、試験会場としても活用している。6 年次の「総合学習」ユニットは、本部棟の第 3 講堂（240 人収容）で行われる。平成 25(2013)年 3 月に竣工した全 340 席の学生ホール（落合ホール）には、シャワー室、学生個人のロッカーが整備され、学生の自習、昼食や休憩に利用される。また、令和元(2019)年 7 月、新教育実習棟カタロスタワーが竣工した。本タワーは、地上 7 階、地下 1 階、延べ床面積 8,289.68m²で、地下 1 階は「細胞生物学」、「人体の構造と機能 1」、「病気の基礎」の各コースで使用するミクロ実習室、2、3 階は「人体の構造と機能 2」、「病気の基礎 1、2」などの wet lab work を中心とする実習室、4 階は「シミュレーショントレーニングセンター」、5、6 階は問題基盤型学習などの少人数教育を実施するための小演習室を 34 室備えており、「OSCE センター」としても使用されている。各小演習室には、解剖学、生理学、内科学の教科書のほかに、インターネットに接続可能な検索用のパソコンが設置され、さらにタブレット端末やスマートフォンで情報収集するために Wi-Fi 環境が整備されている。7 階にはアクティブ・ラーニングやプレゼンテーションを目的とした大演習室を、1 階には 300 人収容の講堂を備えている。また、各階にはラーニングコモン、ラーニングスタジオを有し、学生が自主的に学修する場が多数設けられている。

建物の耐震対策については、病院部分は耐震構造で、耐震補強が必要な一部の建物の工事も平成 25(2013)年 7 月に完了しており、医学部の基礎医学棟、本部棟の耐震補強工事も平成 26(2014)年 2 月に完了している。

医学研究科博士課程は、毛呂山キャンパスの大学事務部医学部事務室庶務課において事務業務を所管しているが、毛呂山、川越、日高の 3 キャンパスの各基本学科の学生への対応のため、3 キャンパスにテレビ会議システムを配置し、共通科目についてはどのキャンパスでも受講可能としている。

【日高キャンパス】

日高キャンパスには、埼玉医科大学ゲノム医学研究センターと平成 18(2006)年に開設した保健医療学部（看護学科・臨床検査学科・臨床工学科）、平成 19(2007)年に開設した埼玉医科大学国際医療センター及び平成 22(2010)年度に開設した大学院修士課程（看護学研究科、医学研究科）が置かれている。敷地面積が 26 万 7,298 m²で、校舎には教育・研究に必要な講義室、実習室、実験室があり、その他、教員研究棟、創立 30 周年記念講堂、鍊心

館（弓道場）、創立 50 周年記念グラウンドを配置している。講義室は中教室（50 人用）12 室、大教室（100 人用）5 室のほか、さらに少人数教育を実施するために 6~8 人用のセミナールーム 16 室を備えている。セミナールームの壁面片側には大きな白板を設置し、学生が討議内容を記載し、整理するのに活用している。学生・教職員の昼食や休憩用スペースとしては、全 440 席の厚生棟「テレサホール」及び全 312 席の「ラウンジヤマネ」のほか、全 398 席の学生ホール「オスラーホール」が広く利用されている。キャンパス内の建物は耐震・免震構造となっている。

医学研究科修士課程は、保健医療学部校舎に大学院生用研究室（16 人用）を、看護学研究科修士課程は、保健医療学部校舎に大学院生用スペース（20 人用）と大学院生用セミナールーム（12 人用）を有している。また、学内 LAN が整備されており、インターネット接続、施設予約システムの閲覧及び学生向けホームページの利用などが可能である。学内 LAN の利用に関する事項については、大学院案内に示している。また、サテライトキャンパス（埼玉医科大学かわごえクリニック内）を専用施設として使用している。サテライトキャンパスと毛呂山キャンパス、川越キャンパス、日高キャンパスはテレビ会議システムでつながっており、遠隔で講義が受講でき、リアルタイムで質疑応答ができる。

【川角キャンパス】

川角キャンパスには、平成 19(2007)年に開設した保健医療学部理学療法学科と図書館（川角分館）があり、敷地面積 34,177 m²で、講義室は中教室（50 人用）6 室、大教室（100 人用）1 室のほか、6~8 人用のセミナールーム 6 室と学生会館、運動場を整備している。さらに、敷地内には医学部と共に用の体育館（面積 1,510 m²）が整備されている。学生・教職員の昼食と休憩のためには、全 72 席の食堂兼ラウンジが用意されている。なお、大学開設時に進学課程として整備された川角キャンパスの校舎（昭和 47(1972)年竣工）、体育館（昭和 48(1973)年竣工）及び図書館（昭和 56(1981)年竣工）には老朽化がみられたため、平成 29(2017)年度に校舎及び体育館の耐震工事と図書館の全面改修工事を施行した。

【川越キャンパス】

川越キャンパスには、埼玉医科大学総合医療センターを有し、高度救命救急センターと総合周産期母子医療センターが併設されており、また、川越駅から徒歩 5 分の距離に、かわごえクリニック（診療所）が設置されている。

【情報技術支援推進センター】

全学的な情報サービス施設として機能している埼玉医科大学情報技術支援推進センターは、毛呂山キャンパス基礎医学棟 3 階（占有床面積約 100 m²）に部屋を構え、コンピュータをはじめとする最新電子機器を備え学内の教育・研究のために利用されている。当センターは、全学の共同利用施設であることから、医学部、保健医療学部、埼玉医科大学病院、埼玉医科大学国際医療センター、埼玉医科大学総合医療センター及びかわごえクリニックの各ブランチで構成され、各ブランチの実務担当者で構成される埼玉医科大学情報技術支援推進センター運営委員会によって管理運営されている。その業務は、教室、講堂等の機器の整備、学内 LAN の管理、教職員のサポートなどで、専任の教員 2 人、事務員 1 人、兼担の教員 3 人が配置されている。利用登録者数は、教職員等 5,036 ID、学生 2,205 人、室内施設の年間利用者数は延べ 989 人、利用時間は 702 時間、大型ポスター印刷枚数 1,611 枚であり、活発に利用されている。学内 LAN については、登録端末約 3,800 台、電子メー

ル利用 2,781 万 6,791 通／年、Web 接続 34 億 6,546 万 9,302 回／年である。また、医学部のコンピュータ実習室 140 台、保健医療学部のマルチメディア教室 96 台、図書館及び学習室のコンピュータ 112 台の管理運営及び技術サポートも行っている。これらのコンピュータは講義や演習などで利用され、それ以外の時間には学生に開放されている。また、学内の教室などにおいて Wi-Fi の環境が整備され、学生が利用可能である。学習のための情報機器及びネットワーク環境は十分に整備されている。平成 22(2010)年からは、タブレット端末を用いた医学部卒前教育を開始したことから、その支援体制の拡充を図った。平成 25(2013)年度からは e ラーニングシステム(WebClass)を 1、2 年次「臨床入門」ユニット、3~6 年次「臨床実習」コースで導入するなど多くのコース・ユニット・科目で利用されている。さらに、令和 2(2020)年 1 月から臨床実習の充実に合わせて、カスタマイズを行った。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

毛呂山キャンパスの埼玉医科大学病院、川越キャンパスの埼玉医科大学総合医療センター、日高キャンパスの埼玉医科大学国際医療センターの本学 3 病院（総病床数約 2,500 床）は、医学部 1~4 年次の「臨床入門」、「導入クリニカル・クラークシップ 1-1、2-1」ユニット、4~6 年次の「クリニカル・クラークシップ (CC) step1、step2」ユニット、「advanced CC」ユニット、保健医療学部の実習施設として非常に重要な役割を果たしている。

【実習施設】

毛呂山キャンパスに令和元(2019)年にアクティブ・ラーニングの充実を目指してカタロスターが竣工し、4 階が「シミュレーショントレーニングセンター」、5、6 階が「OSCE センター」となるほか、基礎医学実習室、ゼミ室、演習室、学生のラーニングコモンのスペースが確保されている。「シミュレーショントレーニングセンター」には、高機能人型マネキンをはじめとするシミュレーターが整備され、臨床手技を身につけるための設備が充実している。また、オルコスホール 2 階のマルチメディア室では、1~4 年次の講義や情報教育が行われる。基礎医学系の実習室としては、カタロスター内に大実習室 4 室のほか、基礎医学棟に解剖実習室、基礎医学実習室 3 室が確保されている。

保健医療学部（日高キャンパス）の実習室としては、看護学科に 1,030 m²、臨床検査学科及び臨床工学科に各 680 m²の専用の実習室を確保している。実験室については、各学科の卒業研究や教員の研究に必要な実験室を計 17 室、工作室を含めて総計 1,050 m²を確保している。情報教育に関しては、100 人収容のマルチメディア教室があり、学内 LAN は図書館をはじめ、マルチメディア教室、各講義室、各研究室に整備され、情報教育とともに、学生、教員が必要時に利用できるように配備してある。平成 30(2018)年 3 月に図書館内及び学生ホール内に Wi-Fi 環境を整備した。保健医療学部（川角キャンパス）の実習・実験室としては、水治療室、物理療法実習室、動作解析室、ADL 実習室、運動療法実習室 I、運動療法実習室 II があり、50 人収容のマルチメディア教室を整備している。

医学研究科博士課程においては医学部に準じ、医学研究科修士課程においては保健医療学部に準じ、それぞれ必要な施設設備を利用できる。看護学研究科修士課程における実習施設は、埼玉医科大学グループの病院を含む計 7 施設を確保しており、各施設の特徴を活

かした実習が行えるようになっている。

【図書館】

埼玉医科大学の図書館は、4館（附属図書館、総合医療センター分館、日高キャンパス分館、川角キャンパス分館）で構成されている。そのうち、附属図書館（毛呂山キャンパス）、川角キャンパス分館は独立棟であり、平成18(2006)年度に開館した日高キャンパス分館は、保健医療学部棟の一部である2階と3階に、総合医療センター分館は、総合医療センター3階の一画に位置している。

サービス対象学部としては、附属図書館及び総合医療センター分館が医学部、日高キャンパス分館が保健医療学部3学科、川角キャンパス分館が保健医療学部の1学科（理学療法学科）である。併せて総合医療センター分館が病院図書室としての役割を持つように、各館がそれぞれのキャンパスの必要に応じた役割を持っている。

ネットワーク対応の図書館業務システム LIMEDIO を使った受入・貸出業務が行われている。このネットワークには学内各キャンパスから、いつでも、所在情報にアクセスできる。また、平成18(2006)年に開始された NACSIS-ILL システムを使った相互貸借業務も継続しており、国立情報学研究所 ILL 文献複写料金相殺サービスを通じて学内外文献手配が Web 上で行えるようになっている。また、メディカルオンライン（医学医療関連の電子ジャーナル及び電子ブック）、CINAHL（看護系データベース）、UpToDate（EBM ツール）を導入している。その他に、研究評価などにも使われるツール JCR、引用索引データベース Scopus、最新看護索引 Web など利用可能な電子リソースを整備している。平成23(2011)年には利用者側で使われる文献管理ツール（Web サービス）RefWorks、同じく、EndNote Web が提供されている。提供中のデータベースは9点、電子ブックプラットフォーム4点である。

雑誌の電子化は着手してから17年が経過し、購読タイトル数は、6,987種（国内誌を含む）となっている。リンクリズルバによって、PubMed や医中誌 Web の検索結果からも利用できる。一方、冊子購読タイトル数は減って、附属図書館でも500タイトル余り（国内誌を含む）となっている。

平成28(2016)年6月には、「埼玉医科大学リポジトリ」を公開した。学位論文と紀要類を定期的に収集し、登録コンテンツ数は500件以上となっている。利用件数は年間15万件にのぼり、本学の教育研究成果を広く社会へ発信する役割を果たしている。

附属図書館（毛呂山キャンパス）は、建物規模が、地下1階地上4階建、延床面積約4,200m²、収容可能冊数は28万冊である。3階閲覧室に124席、4階書庫に21席のキャレルのほか、3階閲覧室にAVブース3席、1、3階情報機器コーナーにパソコン台数（27台、カラープリンター3台がある）に合わせた席数を有する。キャンパス間を結ぶネットワーク対応の図書館システムの中心として機能している。開館日数は年間290日前後で、平日、土曜日ともに8時45分から20時まで（うち1階情報機器コーナーは、土曜日を含む平日8時45分から22時まで）利用できる。入館者数は年間2万4千人前後で、来館しないデータベース、電子ジャーナルなどの利用件数は40万件を超える。医学・医療情報提供の場となっており、インターネット上の不確かな情報が氾濫する中で、学生に対して知の提供をする場となっている。蔵書の利用からWebサービスまで新旧の正確な知識・情報を提供するとともに、リテラシー教育の場となっている。前述の図書館が運営するWeb

サービスを通じて、学内外からの重要な雑誌、論文へのアクセスが可能となっており、利用件数も増加している。また、学生に静穏な環境で勉学できる場も提供している。

日高キャンパス分館の延床面積は約 1,400 m²で、収容可能冊数は 12 万冊余り、閲覧席数は 136 席である。また、キャンパス間を結ぶネットワーク対応の図書館システムを導入し、検索端末を館内に設置して大学全体のリソースを共有している。開館時間は平日が 8 時 45 分から 19 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 17 時までとなっている。令和元(2019)年度の利用者数は 42,282 人であった。川角キャンパス分館の延床面積は約 1,000 m²で、収容可能冊数は 5 万冊余り、閲覧席数は 56 席である。開館時間は平日のみで 8 時 45 分から 18 時 30 分までとなっている。令和元(2019)年度の利用者数は 6,015 人であった。日高、川角キャンパスとも図書館内に学生が自習しやすい環境を整えている。

なお、常勤職員 10 人のうち 6 人が日本医学図書館協会認定資格「ヘルスサイエンス情報専門員」の認定を受けており、医学図書館員としての専門性の向上に努めている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

医学部のある毛呂山キャンパスのバリアフリー対策については、キャンパス内の患者が利用する全ての階段、坂道には手摺を完備し、出入り口は全て段差を無くし、それ以外はスロープを設置している。車椅子対応の駐車スペースを常設し、入口にはスロープを整備し、階段手摺及びエレベーターの押しボタンには点字表示をしている。

平成 25(2013)年 3 月に、学生の自習用、昼食や休憩用の施設として建設された全 340 席の学生ホール（落合ホール）は、毎日 6 時に自動解錠し、22 時に自動施錠している。講義棟（オルコスホール）は、月曜日から土曜日までの 6 時に自動解錠、22 時（土曜日のみ 17 時）に自動施錠となるセキュリティ・システムを採用し、学生の利便性も高い。

保健医療学部（日高キャンパス）の校舎及び学生ホールについては、月曜日から土曜日までの 7 時に自動解錠し、21 時に自動施錠となるセキュリティ・システムを採用している。この時間帯以外の出入口は 1 か所だけとなり、教職員及び大学院学生は身分証をカードリーダにかざすことにより入館可能である。なお、日高キャンパスは、同じ敷地内にある埼玉医科大学国際医療センター、ゲノム医学研究センター、創立 30 周年記念講堂も含めて、キャンパス内全てでバリアフリー対策がとられている。保健医療学部（川角キャンパス）の校舎と食堂は常駐する警備員により、月曜日から土曜日までは 6 時に解錠され、21 時に施錠される。

なお、全ての施設設備は、本学の中長期計画に基づき、法令に則って、施設部が点検整備を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

医学部においては、令和 2(2020)年 4 月の入学定員は 130 人である。主に埼玉県地域枠学生の定員増に伴い毎年入学定員を増やしてきた。各学年（定員 120 人～130 人）が 1 クラスであり、講義はクラス全体で、実習・演習の多くは、少人数グループに分かれて、前述したような大教室、実習室、演習室で行われる。特にアクティブラーニングが求められるようになり、「人体の構造と機能 2」コースや「臨床実習 1, 2」コースなど、講義中心の教育から少人数での演習、実習を拡充している。現有の設備、教員数に対して適切な数

であると考えるが、令和元(2019)年度には、新しい教育実習棟カタロスターが完成し施設面では一層の改善が図られた。平成 28(2016)年度のカリキュラム改正と同時に、カリキュラム委員会を中心に少人数教育やアクティブ・ラーニングの導入が進められ、ゼミ室や実習室を用いた演習形式の授業を積極的に展開している。

保健医療学部においては、クラスサイズの大きい看護学科（3 年次編入学生を含めて定員 90 人）及び臨床検査学科（定員 70 人）の場合は、講義科目では大教室（100 席）、演習・実習科目では大教室と 16 のセミナールーム（6~8 人用）の併用又は専用の実習室を用いて授業を行っている。演習・実習科目では、科目責任者に加えて教員数人がサポートする形をとり、さらに臨床検査学科の実習ではクラスを二分して隔週で実習を行う体制もとっている。また、比較的クラスサイズの小さい臨床工学科（定員 40 人）と理学療法学科（定員 50 人）についても、同様に講義科目では中教室（50 席）、演習・実習科目では中教室とセミナールームの併用又は専用の実習室を用いることで、教育効果を十分に上げられるよう配慮している。なお、4 学科ともに英語の演習では、科目責任者に加えて、ネイティブスピーカーを含む複数の非常勤講師を配置し、20~30 人程度の少人数クラスとして授業を行っている。

医学研究科博士課程の 1 学年の定員は 50 人であり、主に 2 年次までの毛呂山キャンパスで開講される共通科目は川越キャンパス（かわごえクリニック含む）、日高キャンパスにも中継され 3 キャンパスいずれでも聴講が可能となっている。看護学研究科修士課程の 1 学年の定員は 10 人であり、共通科目の履修生は 10 人以内のクラスサイズである。全員集めた講義形式の授業では、日高キャンパスの教室も利用している。

以上のように、医学部、保健医療学部、各研究科の学修環境整備については、大学及び大学院設置基準に則り適切に整備されている。医学部の基礎系及び臨床前の実習環境は毛呂山キャンパスに、保健医療学部の基礎系及び臨床前の実習環境は、日高キャンパス、川角キャンパスに十分整備されている。本学 3 病院をはじめとして臨床実習を効果的に実施できる環境が整備されている。医学部のキャンパスは埼玉医科大学病院と同じ敷地にあり、バリアフリー化はかなり進んでいる。保健医療学部の日高キャンパスは、同じ敷地内にある埼玉医科大学国際医療センター、ゲノム医学研究センター、創立 30 周年記念講堂も含めて、キャンパス内全てでバリアフリー対策がとられており、毛呂山、川越、日高の 3 キャンパスともに建物は耐震・免震構造となっている。医学部では入学定員増が実施されてきたが、両学部ともに少人数教育を取り入れるなどの工夫をしており、現存の設備、教員数に対して適切な数であると考えられることから、基準 2-5 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】キャンパスマップ（毛呂山、日高、川越、川角キャンパス）

【資料 2-5-2】埼玉医科大学教育・宿泊施設、体育施設等の各利用規則

【資料 2-5-3】医学部 毛呂山キャンパス教室一覧

保健医療学部（日高・川角キャンパス）教室一覧

【資料 2-5-4】医学部学生学習スペース一覧と使用上の注意・規則

【資料 2-5-5】保健医療学部校舎への出入り・売店について

【資料 2-5-6】医学部コンピュータとネットワークの利用方法

保健医療学部マルチメディア教室利用規則

マルチメディア教室を学生が利用するためのガイドライン

【資料 2-5-7】図書館利用案内（医学部、保健医療学部）

【資料 2-5-8】保健医療学部ロッカ室について

【資料 2-5-9】埼玉医科大学情報技術支援推進センター規程

【資料 2-5-10】施設点検管理状況

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学における学修環境の整備については、全体として大きな問題点はないと考えている。ただし、旧耐震基準で建設された川角キャンパス図書館及び部室棟については、令和 2 年度中に耐震診断及び補強工事を行う予定である。教育方法として推進している e ラーニングを効果的に普及させるために、学内並びに実習施設である毛呂山、川越、日高の 3 キャンパスの病院内の Wi-Fi 環境の整備を進めていく。

医学部では、令和元(2019)年度に新しい教育実習棟カタロスターが完成し運用を開始した。今後、より効果的な教育が行えるよう学修環境の整備を進めていく。

保健医療学部については、第 4 次長期総合計画において、川角校舎（理学療法学科）の日高キャンパス移転を中長期的な計画として掲げている。大学院の学修環境の整備については、今後も大学院生の意見を取り入れながら、学修効果を高めることのできる環境を整備していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

医学部、保健医療学部とともに、学生の授業評価、学生生活実態調査を実施し、令和元(2019)年度からは卒業時満足度調査を実施している。また、学修成果達成の自己評価、学修支援に関する満足度調査を行い、学生の意見を収集・分析している。

医学部では、学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、個々の学生の学業・生活・健康などあらゆる相談事を受け「アドバイザー制度」、教員と各学年の学生代表が参加し、学生の希望や問題を協議する卒前教育合同会議や学年小委員会、授業改善に役立てるために全ての講義ごとに実施する授業評価アンケート、実習系ユニットを中心として終了後に学生の満足度を把握することを目的として実施されるポストアンケートなどが行われてい

る。投書された意見を医学部長のみが閲覧し、必要に応じて適切に対応する「学生意見箱」があり、これらにより学生からの意見を取り入れ様々な改善に常に取り組んでいる。これらは、学生生活実態調査や卒業時満足度調査の結果とともに、卒前教育合同会議、教員代表者会議などに報告されることによって、教職員で情報を共有し、学修支援の改善に活かしている。

保健医療学部では、学生の意見をくみ上げるシステムとして、担任が面談をとおして様々な学修面での意見や要望を聴取し、学科ごとに検討し課題に対応している。また、授業内容の改善のために、前期末及び後期末の年2回、全講義科目及び全演習・実習科目についての学生による授業評価を行ってきた。埼玉医科大学保健医療学部自己点検・評価委員会における分析の結果、学生による授業評価を継続することで教員全体の総合評価点平均が向上すること、授業評価の実施が教員の教育能力開発に有用であるとの結論を得ている。

医学研究科博士課程では、全ての共通科目で受講者に対して授業評価を行い、結果を指導教員にフィードバックし、次年度の教育に反映させている。看護学研究科修士課程では、学生と指導教員がマンツーマンの研究指導を通じて、日頃から直接意見交換をする多くの機会を設けている。さらに、学生からの意見を指導教員がくみ上げて、適宜、運営委員会で審議・対処している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

医学部の学生支援については、多様な制度を用意している。「アドバイザー制度」では、各学年の学生5、6人に教員1、2人をアドバイザーとして配置し、学生とアドバイザー教員との交流の場を年に2回以上設けている。アドバイザー教員は、学修面だけではなく、学生の心身に関する相談や経済的な問題についても窓口となり、学生生活上の満足度を把握するとともに必要に応じて学内の支援制度につないでいる。学年小委員会では、小委員会委員の学生が学年全体から学生生活に関する意見をくみ上げて教員と共有し、卒前教育合同会議で報告し、対応を検討するなど、要望を把握し必要に応じて対応している。その他、日々の学生の要望は、学生健康推進室看護師、大学事務部学務課職員が対応し、その都度必要に応じて、学生支援室会議、医学部学生部委員会で検討し改善に役立てている。

保健医療学部では、担任との面談や「Letters to the Dean制度」を有効に活用し、学生の意見や要望をくみ上げている。そのほか、年1回学生生活実態調査を実施し、多種多様な角度から問題点について保健医療学部学生部委員会で検討するなど、要望を把握・分析し改善につなげている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

医学部では、施設・設備に対する学生の意見のくみ上げについては、学年小委員会（学生委員数人）での質問・要望が、卒前教育合同会議（学年小委員会の学生委員各学年2人の代表が出席）で報告されるほか、カリキュラム委員会及びカリキュラム評価委員会における学生代表による学修環境についての意見陳述、「学生意見箱」などの制度・運用が有効に機能している。このような協議の中から、図書館の開館時間延長、学生ホールの建設、グラウンドの整備など、種々の課題の改善が実現してきた。

保健医療学部では学期ごとに学部長の出席の下、学生会役員との懇談会、各学年代表との懇談会、部活動責任者との懇談会を1回ずつ開催して、学生生活全般に関する学生の意見くみ上げを図っている。得られた意見は必要に応じて保健医療学部学生部委員会で検討され、学部長、事務室との連携の下に解決が図られる。学生の意見くみ上げには、「担任制」や個別の教員からの報告も有効に機能しており、年1回実施している学生生活実態調査では、施設・設備及び通学等に対する意見を聴取して改善を検討している。公的な場で言いにくい意見については、学部長への投書「Letters to the Dean 制度」という方法で受け付けている。このような協議の中から、通学バスの時間調整、昼夜混雜する厚生棟対策としての授業時間帯の調整、図書館の開館時間延長、学生ホールの建設、ロッカールームのシャワー整備、部活動用屋外倉庫の整備、グラウンドの備品整備等、各種の建設的提案と課題の改善を実現してきた。

以上のように、学修支援や学修環境改善に関する学生の意見くみ上げについては、医学部では学生生活実態調査の実施、「アドバイザー制度」、学年小委員会等の教員との意見交換、「学生意見箱」が、保健医療学部では学部長・保健医療学部学生部委員会と学生代表との懇談会、「担任制」、学生生活実態調査、「Letters to the Dean 制度」が有効に機能し、学生生活に関する意見・要望を把握し、それらを責任ある委員会で検討し、改善に反映していることから、基準2-6を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-6-1】医学部・保健医療学部学生生活実態調査
- 【資料2-6-2】令和元年度卒業時満足度調査(医学部、保健医療学部)
- 【資料2-6-3】令和元年度 医学部授業評価アンケート結果
- 【資料2-6-4】「学生意見箱」の資料
- 【資料2-6-5】「Letters to the Dean 制度」の資料
- 【資料2-6-6】卒前教育合同会議資料（学年小委員会資料）議事録
- 【資料2-6-7】令和元年度埼玉医科大学医学部カリキュラム評価委員会の資料

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

医学部では学生の学修支援について、令和元(2019)年度から実施している卒業時満足度調査の結果を分析し、教授会に報告し、改善に活かすだけでなく、IR(Institutional Research)レポートとして埼玉医科大学自己点検・評価委員会でも議論を行うよう改善を図る予定である。令和2(2020)年度には、カリキュラムに対する教員アンケートや全ユニット評価アンケートを新たに実施し、学生の意見をくみ上げ、学修支援体制の強化に取り組む。学生支援会議で明らかになった成績不良の原因の検討結果に基づき、個々の学生の課題を解決するために学力増進室が中心となって補習などを強化する。学生が出席している学年小委員会、カリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会や卒前教育合同会議においては、学生の発言を促し、その意見を一層有効に学修支援に活かしていく。

保健医療学部では毎年実施する学生生活実態調査の中で学修支援やキャンパス生活について学生の意見をくみ上げ、様々な改善を試みている。日高キャンパスの交通の便が悪い

ことに起因する課題についても引き続き解決策を検討する。

[基準2の自己評価]

学生の受入れ（2-1）については、アドミッション・ポリシーを設定し、医学部では入学者受入れの方針を明確に示すと同時に、各種媒体を通じて周知を図っている。また、上記の方針に沿った入学者選抜改革を推進するとともに、適切な学生受入れ数を維持している。保健医療学部では多様な入学者選抜を行い、4学科ともに定員充足率は1.0前後を保っている。なお、医学研究科博士課程では定員を下まわる状況が続いているが、社会人入学や学生の「研究マインド育成プログラム」を導入して改善を図っている。

学修支援（2-2）については、学修支援の方針に基づき、医学教育センター医学部領域の各部門、保健医療学部学務委員会、大学院においては各運営委員会が、大学事務部職員と協働して実施している。医学研究科修士課程の開設を受けて開始された「TA制度」は徐々に人数も増え、学修支援の一助となっている。留年者や中途退学に至りそうな学生への対策には、両学部での「卒業時満足度調査」の実施を始め、医学部では、「アドバイザーレジストリ制度」、学力増進室の設置、保健医療学部では「担任制」、「GPA制度」の導入などの様々な工夫を行っており、これらの制度は学生の意見くみ上げにも役立っている。

キャリア支援（2-3）については、本学が医療系大学であることから、医師、看護師などの各種資格の取得を目指す教育課程が組まれ、それらの資格を持った教員が直接指導に関わることで、教育課程そのものがキャリアガイダンスの一環となっている。また、本学3病院の各研修管理委員会、保健医療学部学生部委員会の進路・就職支援分科会議などを通じて進路指導のプログラムが用意され、さらに全学共通部門である医療人育成支援センターも適切に機能している。

学生サービス（2-4）については、学生部委員会及び学生健康推進室が大学事務部の職員との協働により、学生の課外活動支援、奨学金等の経済的支援、健康相談や心的支援、生活相談等の学生サービスと厚生補導全般について適切に機能している。

学修環境の整備（2-5）については、教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等を適切に整備し、かつ有効に活用している。校舎や附属施設は耐震・免震構造であり、バリアフリー対策にも配慮されている。なお、授業を行う学生数については、演習や実習等の授業形態によりクラスサイズを工夫し、また少人数での討論型演習も多用されている。

学生の意見・要望への対応（2-6）については、「アドバイザーレジストリ制度」、「担任制」、学年小委員会、授業評価アンケート、学生生活実態調査、卒業時満足度調査、投書された意見は学部長が閲覧し適切に対応する「学生意見箱」、「Letters to the Dean制度」などを活用し、学生からの意見を取り入れ様々な改善に常時取り組んでいる。また、医学部では卒前教育合同会議やカリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会に学生代表が参加して意見が反映されている。

以上のことから、学生の受入れ、学修支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見くみ上げを改善に活かす体制が整備され、適切に機能しているものと評価している。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

「埼玉医科大学の期待する医療人像」に示された教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されている。

医学部では、平成 28(2016)年度にディプロマ・ポリシー、卒業時アウトカムを改定し、学生便覧、大学ホームページ、1~4 年生の年 2 回のオリエンテーション、「臨床入門」ユニット、「導入クリニカル・クラークシップ (Pre-CC) 1-1、1-2、1-3、2-1、2-3」ユニット、「クリニカル・クラークシップ (CC) step1、step2」ユニット等のオリエンテーションで説明するなど学生及び教職員に対しての周知に努めてきた。令和元(2019)年度には、卒前卒後の連携を目指して、卒業時アウトカムを改定し、マイルストーンの策定と評価ユニット及び評価方法の明確化を図った。学生便覧にディプロマ・ポリシー、卒業時アウトカムを掲載し、各学年のシラバスに、卒業時アウトカム、履修系統図、評価方法、マイルストーンを掲載している。

保健医療学部では、「埼玉医科大学の期待する医療人像」を基盤として、「埼玉医科大学保健医療学部規程」第 2 条に教育上の目的を掲げ、その目的に従って策定されたプログラムを修了した学生に卒業を認定し、学位を授与する。各学科では、具体的なディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、大学ホームページに公表して周知を図っている。

大学院医学研究科、看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学院案内及び大学ホームページに公開し、周知を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

医学部では、各教育の単位であるコース・ユニットとディプロマ・ポリシーとの関係を履修系統図に明示し、それぞれのコース・ユニット合格基準、進級判定基準、卒業認定基準を、「埼玉医科大学学則」第 14 条及び第 15 条に基づき「令和 2(2020)年度試験に関する規則、総括的評価基準および評価方法」に定めている。履修系統図と「令和 2(2020)年度試験に関する規則、総括的評価基準および評価方法」については、学生便覧に掲載し、学内ホームページに公開するほか、全学年オリエンテーションで、当該学年のユニット合格基準、進級判定基準などを説明している。また、各コースやユニットのシラバスには授業計画並びに成績評価方法が示されており、学生への周知徹底が図られている。

保健医療学部では、それぞれの学科で取得を目指している国家試験の受験資格取得のために必要な科目を、ディプロマ・ポリシーを踏まえて配置しており、卒業・資格取得までの道のりを履修系統図（カリキュラムマップ）で提示している。全ての科目で定期試験の受験資格を得るために出席基準を設けているほか、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、学生便覧に記載している。それらは、学科ごとの新学期オリエンテーションで説明されるほか、科目ごとにシラバスに授業計画と成績評価方法が示されている。また、平成28(2016)年度入学生から算出されたGPA(Grade Point Average)を進級判定の参考として用いる「GPA制度」を採用している。

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、「埼玉医科大学大学院学則」に単位認定基準、修了認定基準を定めている。入学時、進級時ガイダンスでの説明のほか、大学院案内、大学ホームページ等を通じて周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

医学部における成績評価は、コース・ユニット合格基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用している。医学部の特性上、全てのディプロマ・ポリシーに対応して位置づけられた全てのコース・ユニットを合格する必要があるが、2年生総合試験と4年次に受験する医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験 CBT(Computer Based Testing)においては、再試験受験資格判定に、当該年度の各ユニットの評価点に授業コマ数で重み付けした平均を用いている。関係するユニット会議、コース会議で、ユニットの成績にコース・ユニット合格基準を適用し、厳正に学生の合否を判定している。進級判定については、学長、医学部長、副学長（教育担当）、卒前教育委員長、各学年のコース・ディレクター、医学教育センター長が出席する進級判定会議を開催し、コース会議での学生の合否判定の報告に基づいて進級基準を厳正に適用している。また、卒業判定については、学長、医学部長、副学長（教育担当）、卒前教育委員長、6年生学年小委員会委員長、6年生各コース・ディレクター、医学教育センター長及び試験管理室長が出席する卒業判定会議を開催し、各コース・ユニットの合否判定結果に卒業認定基準を厳正に適用している。さらに、埼玉医科大学医学部教授会（教員代表者会議）に進級判定及び卒業判定結果を報告し、承認を得た上で学長が決定する。

保健医療学部における成績評価は、各科目の単位認定基準及び学科ごとに定められた進級認定基準、卒業認定基準を厳正に適用している。進級、卒業に関しては、これらの認定基準に従い、学年末に各学科の教員会議により判定を行った上で、埼玉医科大学保健医療学部学務委員会による審議を経て同保健医療学部教授会に報告され、承認を得た上で学長が決定する。

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程は、それぞれ単位の認定基準、修了基準を厳正に適用している。具体的には、公開された学位審査委員会にて、倫理観、専門性、独創性、科学的精度、論理展開、プレゼンテーションスキル、研究立案能力、情報発信能力、リーダーシップ、医療人としての人間性などの項目に着目した評価を行い、一定の基準を満たした者に学位を授与している。学位審査委員の決定から、各研究科委員会での最終審査において合否が決定されるまでの流れが、学内ホームページに掲示されている。必要に応じて研究科運営委員会、研究科委員会の審議を経て、基準の

見直しが行われる。

以上のように、医学部、保健医療学部及び各研究科では、教育目的に沿ったディプロマ・ポリシーが策定され、学生便覧等に明示され、オリエンテーション等で繰り返し説明されるなど適切に周知が行われている。また、ディプロマ・ポリシーに沿った単位認定、進級、卒業判定基準が設定されており、厳正に適用されていることから、基準 3-1 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシーの資料

【資料 3-1-2】医学部学生便覧（ディプロマ・ポリシー、卒業時アウトカム、履修系統図）

【資料 3-1-3】医学部シラバス（卒業時アウトカム、履修系統図、評価方法）、シラバス補遺（マイルストーン）

【資料 3-1-4】埼玉医科大学ホームページ（三つのポリシー）

【資料 3-1-5】埼玉医科大学保健医療学部規程 第 2 条

【資料 3-1-6】埼玉医科大学学位規則

【資料 3-1-7】埼玉医科大学大学院学則

【資料 3-1-8】履修登録と単位の認定、試験に関する規則、総括的評価基準と卒業・進級の基準（保健医療学部）

【資料 3-1-9】埼玉医科大学学則 第 14 条、第 15 条

【資料 3-1-10】埼玉医科大学ホームページ（保健医療学部カリキュラムマップ）

【資料 3-1-11】試験に関する規則、総括的評価基準、評価方法、各学科の新旧の規定、特別待遇奨学生（特待生）制度（保健医療学部学生便覧）

【資料 3-1-12】埼玉医科大学保健医療学部の GPA 制度の取扱いに関する規則

【資料 3-1-13】埼玉医科大学学位規則のうち博士に関する運用細則

【資料 3-1-14】学位審査の申請と審査の流れ・公表について

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

医学部では、学生がディプロマ・ポリシーを理解するために、低学年の「良医への道」コースから「臨床実習」コースまでの教育に力を入れているが、基礎医学・臨床医学の知識の修得を中心とした学修の中においても、学生がディプロマ・ポリシーを意識して学べるように、埼玉医科大学医学部カリキュラム委員会が中心となってマイルストーンによる指導・評価の改善に取り組む。

保健医療学部では、「GPA 制度」で蓄積されたデータを用いて学修状況を把握し、国家試験合格率向上のための指導や進級判定基準の検討を行う。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

医学部では、教育目的を踏まえて、カリキュラム・ポリシーが策定されている。保健医療学部においても、学部全体、学科ごとにカリキュラム・ポリシーが策定されている。これらは、学生便覧、各学年のシラバスに掲載されているほか、大学ホームページにも掲載し、広く周知している。

<医学部のカリキュラム・ポリシー>

1. 自己を律し、自ら成長し続けることができる成熟した人格形成を促すカリキュラム
2. 医学の基礎となる知識と概念を修得するリベラルアーツを含むカリキュラム
3. 医学に関する知識の修得と概念を理解するカリキュラム
4. 実地臨床の場で医学を実践する力を養成するカリキュラム
5. 高度な医学・医療を目指して前進し続ける意欲と意志力を養成するカリキュラム
6. 質の高い医療を社会で実践するための態度と技能を養成するカリキュラム

<保健医療学部のカリキュラム・ポリシー>

1. 多様な選択を促す充実した教養科目群の配置
2. 医療（看護*）専門職としての態度・習慣を涵養する少人数教育
3. 統合カリキュラムによる基礎医学教育および臨床医学教育の充実
4. 学内演習の強化と臨床現場における実習の重視
5. 卒業研究
6. 専門科目の充実

*看護学科のみ看護専門職

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程においても、それぞれがカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。これらは、大学院案内のほか、大学ホームページにも掲載し広く周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

医学部、保健医療学部とともに、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アウトカムとの整合性が取られている。医学部では、履修系統図として学生便覧、シラバスなどに、保健医療学部では学生便覧に明示されており、それらの対応が分かるように示されており、その一貫性を学生に対して示している。

医学研究科博士課程、医学研究科修士課程及び看護学研究科修士課程では、ディプロマ・

ポリシーを実現する学生を育成するため、それに対応するカリキュラム・ポリシーを設定しており、そのカリキュラム・ポリシーに基づく科目構成とすることによって両者の一貫性を確保している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

医学部、保健医療学部では、卒業時アウトカムとカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を明示するために、科目間のつながりや卒業までの道のりが分かりやすいように履修系統図を提示している。

医学部では、カリキュラム・ポリシーに沿って、絶えず自己研鑽を続ける態度を身につけ、誇りを持って保健・医療・福祉を実践し、その発展にも寄与するために必要な基本的能力を身につけて卒業できるように、知識と概念、技能、態度を育成する6年一貫統合カリキュラムを用意している。1、2年次の「人体の構造と機能」コースと3、4年次の「ヒトの病気」コースは臓器系統別のユニットであり、さらに基礎系教員と臨床系教員が連携してユニットを運営している。1~4年次の「良医への道」コースでは、知識のみならず技能、態度を実践現場での体験をとおして段階的に学ぶ教育課程として位置づけられ、「臨床実習」コースの導入としての意味も持っている。「研究マインド育成プログラム」や「地域枠プログラム」など関心の高い学生の能力を伸ばすことを目指したカリキュラムも運営している。さらに医学部は、全ての学年の全コース、ユニットごとにシラバスが作成されており、コース、ユニットの概要として一般的目標、到達目標、学習内容、授業計画、評価方法、学習方法、教科書・参考書を記載している。さらに、講義ごとに、講義担当者のか、講義内容、準備、復習の内容とおおよその時間を示している。シラバスは冊子体で学生一人ひとりに配付するほか、大学ホームページに公開している。

保健医療学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた各種の目標を達成するため、カリキュラムの編成に当たり、学科ごとの特徴に合わせた様々な工夫をしている。各資格の指定規則として定められた基礎科目分野、専門基礎科目分野、専門科目分野の科目群を各学年に適切に配置するとともに、各学科の卒業要件として、指定規則で定められた授業科目以外に、多くの自由選択科目の枠を設けて、学生の自主的な学修を促している。また、学生が年間に履修できる単位の上限は49単位と定めており、既修得単位についても審査の上認定している。授業は前後期とも授業期間15週及び試験期間3週（計36週）を確保しており、演習・実習及びそれに付随する態度教育の重視、少人数での討論型・双方向性の演習など、カリキュラム・ポリシーを十分に反映した教育課程としている。平成21(2009)年度

（理学療法学科は平成22(2010)年度）に完成年度を迎えたことを受け、カリキュラムの見直しを行い、臨床検査学科（旧健康医療科学科）、臨床工学科（旧医用生体学科）では学科名を変更した。さらに看護学科では、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に伴って、平成29(2017)年にカリキュラムを点検し、改善を図った。その結果、リテラシー、フィジカルアセスメント、看護総合セミナー等を配して、知識を身につけるだけでなく、統合力や応用力を育てるに重点を置いたカリキュラムとなった。また、外来看護と養護教諭資格取得のための科目を加えた。臨床工学科では、カリキュラムの体系的編成を目指して、令和元(2019)年度にカリキュラムを改定した。理学療法学科においても、理学療法学教育モデル・コア・カリキュラムの策定に伴い令和2(2020)年度にカリキュラムの改定を

行った。全ての学科、学年、科目ごとのシラバスには、学修目標、ねらい、授業計画表、評価方法、準備、教科書、授業ごとの授業内容について掲載され、冊子体が学生に配付されているほか、学内ホームページにも公開されている。

図 3-2-1 医学部の 6 年一貫統合力カリキュラム

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
細胞生物学		臨床実習			
細胞生物学1、2、3、実習		導入クリニック・クラーク シップ 1-1、1-2、1-3	導入クリニック・クラークシップ 2-1、 2-2、2-3	クリニック・クラークシップ step1・特別演習、step2	クリニック・クラークシップ step3
人体の構造と機能 1	2	ヒトの病気 1	2		Advanced クリニック・クラークシップ
人体の構造と機能1-1	エネルギー系	診療の基本	感覚器		
人体の構造と機能1-2	調節系	呼吸器	皮膚・運動器		
人体の構造と機能1-3	情報系	循環器	感染		
	構造系実習	消化器	免疫		
	物質系実習	血液	腫瘍		
	機能系実習1、2	腎・泌尿器	画像		
医科学への道すじ		生殖器	母体・胎児・新生児		
医科学入門		神経	小児		
科学的思考と表現		内分泌・代謝	精神		
自然科学の基礎			救急・麻醉		
医科学の探索	病気の基礎 1	2	社会と医学		
	病理総論	感染	疾病の予防と対策		
人体の基礎科学	薬理総論	免疫	環境と健康		
人体の基礎科学1	生体防御総論	疫学	社会医学実習		
人体の基礎科学2			異常死の診断		
良医への道 1	2	3	4		
行動科学と医療倫理	行動科学と医療倫理	行動科学と医療倫理	行動科学と医療倫理		
キャリアデザイン	キャリアデザイン	キャリアデザイン	地域医療とチーム医療		
地域医療とチーム医療	地域医療とチーム医療	地域医療とチーム医療	医学英語		
臨床推論	臨床推論	医学英語			
臨床入門	臨床入門				
医学英語1、2、3	医学英語	研究医養成プログラム（3,4,5,6年生の中途参加も可）			
選択必修	選択必修				

総合学習

医学研究科博士課程においては、カリキュラム・ポリシーに掲げられている“①倫理的に妥当な研究を遂行する”、“②仮説を検証し具体的な方策を企画立案”“③国際的に評価される文献を正確に解釈し、生命科学の基幹概念を応用する”については、倫理講習会の履修と併せて共通科目として位置づけられ、カリキュラム・ポリシー “④自らの研究成果を適切に評価し、正確にプレゼンテーションする能力を養う”という専門科目の履修をとおしてディプロマ・ポリシーを達成することができる体系的なカリキュラムとなっている。医学研究科修士課程においても、カリキュラム・ポリシー①は共通科目として、②、③は専門科目に位置づけられた体系的なカリキュラムとなっている。看護学研究科修士課程では、カリキュラム・ポリシー “①深い人間理解に基づく倫理観の涵養”については、共通科目として「看護倫理学」、「ヒューマンセクショナリティ」を、“②科学的判断力・思考力の修得”については、共通科目の「看護理論」、「看護研究方法論」、「看護情報処理論」、「人体統合機能論」を、“③リーダーとして活動できる実践力の養成”については、共通科目の「看護管理学」、「コンサルテーション論」、「看護継続教育論」、「看護政策論」を、“④高度な専門的知識・技術の修得”については、各専門領域に特論、演習、特別研究又は課題研究を置いている。

3-2-④ 教養教育の実施

医学部では、主に1年次の「医科学への道すじ」コース、「人体の基礎科学」コース並びに1~4年次の「良医への道」コースにおいて教養教育を実施している。「医科学への道すじ」コースでは、自らの持つ知識を人体に当てはめて理解を体系化することを目的とした「医科学入門」ユニット、正確な理解、論理的な思考、的確な表現を身につけることを目的とした「科学的思考と表現」ユニット、入学までの学習が不足している理科科目を学習する「自然科学の基礎」ユニット、医学に関連した興味のあるテーマについて深く自己学習し発表する「医科学の探索」ユニットを、埼玉医科大学医学教育センター医学部領域教養教育部門を中心とした教員が担当して開講している。

「人体の基礎科学」コースでは、物理、化学、数学、統計学の理解を深める「人体の基礎科学1、2」ユニットを開講している。「良医への道」コースでは、1~4年次まで一貫して医学・医療に関するテーマを扱いながら、聴く、話す、読む、書くの4技能を統合的に高め、医師に求められる基礎的英語運用能力を身につけることを目標とした「医学英語」ユニット、基礎心理学から生命倫理学までを含む「行動科学と医療倫理」ユニット、多様な人との関わりや連携力を育成することを目指す「地域医療とチーム医療」ユニット、1、2年次に多様な体験の場を設定し、振り返る力を養うことを目指した「臨床入門」ユニットなど、社会の中での自己の役割や在り方を認識し、自己を高める知的訓練を行う機会を備えた教養教育を、医学教育センターを中心に、基礎医学、臨床医学の教員が参加し全学部を挙げて取り組んでいる。また、1、2年生合同で学内外の教員が担当して開講する「選択必修」ユニットは、リベラルアーツの教育としても実施されている。

表 3-2-3 医学部の教養教育一覧

- | | |
|---------------------|---|
| 1)医科学への道すじコース (1年次) | 医科学入門、科学的思考と表現、自然科学の基礎（物理、化学、生物）
医科学の探索 |
| 2)人体の基礎科学コース (1年次) | 人体の基礎科学 |
| 3)良医への道コース (1~4年次) | 選択必修 (1、2年生合同)
医学英語、行動科学と医療倫理、地域医療とチーム医療
臨床入門 (1、2年次) |

保健医療学部は、学科ごとに医療人として高い倫理観と人間性を涵養できるように教養科目にも配慮している。4学科全てに「医療の基本」という科目を置き、医療人としての倫理観の醸成とコミュニケーション能力の開発のためのグループワークを行っている。看護学科では、“看護は人間を見る”を基本とし、1、2年次では“生活している人間の理解”として、人間理解のための「発達心理学」、「社会学」、「哲学」、「文学」、「倫理学」、「教育学」などの科目と、“看護の対象としての人間の理解”では、看護学の視点から看護の対象としての人間の理解を深めるための「看護におけるコミュニケーション論」、「病む人の心理」、

「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち」などの科目が準備されている。臨床検査学科では、教養科目として、「統計学」、「数学」、「スポーツ科学」などの自然科学系科目と「倫理学」、「哲学」、「心理学」、「文学」、「法学」、「社会福祉論」、「人間発達学」などの人文・社会科学系及び外国語が適切に配置され、幅広い教養を身につけられるように工夫している。臨床工学科では、教養科目として「哲学」、「法学」、「社会学」、「倫理学」、「心理学」、「社会福祉論」、「スポーツ科学」、「数学」、「基礎統計学」、「ドイツ語」などの諸科目を配置し、学生の多様な選択を促している。理学療法学科では、教養科目として「哲学」、「社会学」、「心理学」、「スポーツ科学」、「情報リテラシー」、「自然科学」、「ドイツ語」などの諸科目を配置し、学生の多様な選択を促している。英語では、専任教員及びネイティブスピーカーを含む非常勤教員により、20人程度の小クラス構成での英語教育を実践し、医学的内容も加味した質の高い英語教育を目指している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

これまで詳述してきたように、医学部、保健医療学部ともに座学を中心とする講義だけでなく、様々なアクティブラーニングを実施している。

医学部では、講義、演習科目において、クリッカーを用いて問題演習の回答結果を即座に集計して提示する形の双方向授業を導入している。また、授業収録システムを用いて、学生の復習、自学自習を支援している。特に、演習では PBL (Problem Based Learning) チュートリアル形式や TBL (Team Based Learning) 形式、ワークショップ形式の少人数教育を導入し、体験、調査、討論、発表等のアクティブラーニングを実践している。実習では、5、6年生に臨床実習用のタブレット端末を全員に貸与し、3病院に学生が使用できる Wi-Fi 環境を整備し、自学自習を促進している。1、2年次の「臨床入門」、3、4年次の「導入クリニカル・クラークシップ (Pre-CC) 1-1, 2-1」ユニットでは、コミュニケーションから医療面接の技能を段階的に身につけるために、模擬患者（埼玉医科大学 SP (Simulated Patient : 模擬患者) 会所属）参加型授業を実践している。「クリニカル・クラークシップ (CC)」及び「臨床入門」ユニットでは、e ラーニングシステムを用いて e ポートフォリオ、ループリックによる自己評価を導入し、振り返りを実践させている。1年次「臨床入門」ユニットでは、地域の小中学校を訪問し保健指導を実施し、小中学校のクラス担任に評価を受けている。「地域医療とチーム医療」ユニットでは、文部科学省の補助金を活用して共同開発された大学間連携「地域基盤型専門職連携教育 (IPE:Interprofessional Education)」を平成 25(2013)年度入学生より導入し、3、4年次には他大学学生との共同学修を選択必修として実施している。平成 28(2016)年度からは、1、2年次「選択必修」ユニット「地域医学・医療学入門」において、保健師の地域診断の視点を取り入れ、地域の専門職や地域住民と対話し、住民視点から見た地域や地域医療を考える教育を実施している。

保健医療学部では、看護学科の実習で、学生が健康教育を企画・実施し、日高市・毛呂山町等の住民への健康教育を行っている。また、「実践応用の看護学実習」では、学生の希望により実習する医療施設を選択できるようにしているが、実習施設として近隣の病院を含めており、地域における医療機関間の連携、地域に根差した医療の重要性を学んでいる。理学療法学科においては、3年次開講科目である必修科目「地域理学療法学」や4年次開

講科目である選択科目「地域理学療法学演習」においては、自主グループへの支援に学生も参加することをとおして、地域理学療法活動を学ぶとともに、住民視点で実施している地域医療と地域包括ケアへの理解を深めている。平成 28(2016)年度から保健医療学部の全学生参加による多職種連携教育（IPE）を開始し、医療現場の事例を基に、4 学科の学生が討論しグループごとにまとめを発表し他グループからのフィードバックを受ける形式での実習を行っている。

医学部、保健医療学部では、正規科目以外に、基礎医学、臨床医学の各科や保健医療学部各学科から提示されたテーマを学生自らが選び、医療の実際、医学の研究、医療従事者や患者の日常を体験するといった「課外学習プログラム」が両学部共同して開講されている。参加は学生の自主性に任せており、学生の学修意欲を刺激する非常に有意義なプログラムとなっている。平成 11(1999)年度からは、近隣の女子栄養大学との相互乗り入れを採用している。

これらの教授法の改善を進めるための取組は、医学教育センター医学部領域 FD 部門、同保健医療学部領域 FD 小委員会を中心としており、ワークショップや「医学教育フォーラム」などを開催している。

以上のように、医学部、保健医療学部ともに、ディプロマ・ポリシーに即したカリキュラム・ポリシーを作成し、シラバスを整備している。教養教育の体制、科目運営も機能しており、地域の課題解決を目指す教育方法、内容の検討やアクティブ・ラーニングを推進するなど、学修方法改善のための取組を継続的に実施していることから、基準 3-2 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシーの資料

【資料 3-2-2】医学部卒業時アウトカム

【資料 3-2-3】三つのポリシー（埼玉医科大学ホームページ）

【資料 3-2-4】医学部カリキュラムマップ（医学部シラバス）

【資料 3-2-5】カリキュラムの精神と学習（医学部学生便覧）

【資料 3-2-6】保健医療学部カリキュラムマップ（埼玉医科大学ホームページ）

【資料 3-2-7】教育に関する規定（保健医療学部学生便覧）

【資料 3-2-8】埼玉医科大学保健医療学部の既修得単位の認定に係る細則

【資料 3-2-9】埼玉医科大学保健医療学部の履修登録単位の上限に関する規則

【資料 3-2-10】大学院案内

【資料 3-2-11】選択必修シラバス

【資料 3-2-12】臨床実習ガイドブック

【資料 3-2-13】令和元年度埼玉医科大学課外学習プログラム（女子栄養大学）

【資料 3-2-14】医学研究科博士課程 研究発表会 ポスター、日程表

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

医学部では、新たな教授方法の導入を推進するために、医学教育センター医学部領域 FD

部門による活動を更に充実させる。また、学外の教育専門家を招聘した講演会なども計画し、効果的なFD(Faculty Development)の実施を一層推進していく。

保健医療学部では、全学生参加による多職種連携教育において、学生の反応も良好で、チーム医療の意識が高まることから、今後、更に発展させたいと考えている。保健医療の専門職養成課程である同学部の4学科は、常に社会の変化に対応して教育内容の改変充実が求められており、現在、臨床検査学科においてもカリキュラム改革に取り組んでいる。

医学研究科博士課程や医学研究科修士課程においては、「研究成果発表会」までに、全ての大学院生がある程度の研究成果をまとめられるように指導体制を強化する。さらに、国際化を目指した英語での授業の導入など、海外からの留学生への対応を完全なものとする予定である。また、大学院における研究と臨床研修を並行して行う「研究マインド育成プログラム」を選択した大学院生の負担を軽減するため、今後これらを両立させるためのシステムの構築について検討する。

看護学研究科修士課程では、三つのポリシーが関連性をもって策定されており、カリキュラムマップも作成されている。今後学生に更に周知するために、ガイダンスで説明することを検討する。

3-3 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

医学部、保健医療学部、医学研究科、看護学研究科ともにアセスメントポリシーに則って、全学及び各組織に自己点検・評価委員会を設置し、学修成果の点検・評価を行っている。

医学部では、三つのポリシーを踏まえた卒業時アウトカムを平成25(2013)年度に作成し、その後時代の変化に合わせ平成29(2017)年度に改定、さらに学修成果基盤型学習の充実に伴い、令和元(2019)年度に学修成果を卒業時アウトカム、コンピテンス、コンピテンシー、マイルストーンとして策定した。学修状況としては、定期試験、総合試験（2年次、5年次）、4年次の共用試験CBT及び共用試験臨床実習前OSCE(Objective Structured Clinical Examination)、卒業試験、6年次臨床実習後OSCEを実施し、点検・評価するほか、「臨床入門1、2」ユニット、「臨床実習」コースでは、ループリック評価やeポートフォリオ、ポストアンケートを用いて身につけるべき知識・技能・態度の達成度について評価している。1年次で行われる小中学校教育体験実習では学校教員による総括評価、4年次の地域医療実習では地域の医療機関の医師や指導者による客観的評価を用いて、態度の評価を行っている。資格取得状況については、医師国家試験の合格率を指標として国家試験の成

績と各学年の成績の関連を分析している。学生の意識調査としては、学生生活実態調査を実施し態度面、満足度の点検・評価を行っている。令和元(2019)年度からは、卒業予定の6年生を対象に卒業時満足度調査を実施し、卒業時アウトカムの達成度についての自己評価やカリキュラムについての満足度を調査している。また、大学関連病院の初期臨床研修協力施設に卒前教育に関するアンケート調査を実施し本学卒業生の特徴や改善すべき点についての意見を集約した。

保健医療学部ではディプロマ・ポリシーに掲げた各種の目標を達成するため、カリキュラムの編成に当たり、学科ごとに様々な工夫をし、各科目の評価には、学修内容に応じて、筆記試験、レポート、実技試験、観察記録、ルーブリック評価、ポートフォリオ等を用い、全体としての学修成果は、前期、学年末及び4年間のGPAにより評価し各時期にフィードバックを行っている。教育目的の達成状況の評価とフィードバックについて検証するため、学生の学修状況の指標として授業出席率及び留年率、資格取得状況の指標として各資格の国家試験合格率、就職状況の指標として就職率を取り上げて検討している。また、令和元(2019)年度からは卒業予定の4年生を対象に卒業時満足度調査を実施し、アウトカムの達成度についての自己評価やカリキュラムについての満足度を調査している。さらに、開設年度から前期末及び後期末の年2回、全講義科目についての学生による授業評価に加え、平成21(2009)年度からは全演習・実習科目についても授業評価を行ってきた。

医学研究科博士課程では、三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法については大学院案内シラバスにも記載している。3、4年次の「研究成果発表会」において成果の発表が行われ、点検・評価を実施している。医学研究科修士課程でも、同様に2年次の「研究成果発表会」において成果の発表が行われ、点検・評価を実施している。

看護学研究科修士課程では、小テスト、レポート、定期試験等を用いて、学修成果を評価している。平成29(2017)年度～令和元(2019)年度修了生を対象にアンケートを実施し学修成果を評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

医学部では、平成18(2006)年度から学生による授業評価を開始した。現在、全ての講義、演習において評価を行っている。授業評価の結果は、数日中に担当教員にフィードバックされるとともに、年間のまとめが学内にもポスターとして掲示される。また、「クリニカル・クラークシップ」、「導入クリニカル・クラークシップ」、「臨床入門」等の臨床実習系のユニットでは、実習内容について実習の種類別や診療科別にポストアンケートを行い、担当教員にその結果をフィードバックして、次年度以降の授業改善につなげている。共用試験CBT終了後にこれまでの講義内容、難易度についての学生アンケートを行っている。医師国家試験合格率を経年的に把握し、入学時からの成績との比較をするなどして、カリキュラム全体の評価を行っている。医師国家試験の合格率に関する分析結果については、医学教育センター医学部領域FD部門と同卒前医学教育部門試験管理室が共催で、毎年国家試験報告会を開催し、個々の教員が授業改善に役立てている。様々な調査をとおして得られた指標、尺度を用いて分析した結果は、埼玉医科大学医学部カリキュラム委員会、同カリキュラム評価委員会、OSCE委員会、医学教育センター医学部領域運営委員会、卒前教育

合同会議をとおして教員間で情報を共有し、次年度教育方針の検討に活かされている。

保健医療学部では、全演習・実習科目について実施している授業評価は点数化され、学生のコメントとともに各教員にフィードバックされており、一人ひとりの授業の質の改善に用いられている。また、資格取得状況の指標として各資格の国家試験合格率、就職状況の指標として就職率の結果は、保健医療学部学務委員会を通じて教授会に報告され、次年度以降の学修・就職支援体制の検討にフィードバックされるとともに、学内外への周知のため大学ホームページ、学内報等で開示されている。

大学院教員の評価に関しては、「最新医学特別講義」、「実用実験医学特別講義」等において、学生による授業評価を実施し、教員にフィードバックしており、教育の改善に活かしている。

以上のように、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、多様な客観的な指標を用いて点検・評価し学修指導の改善に活かされていることから、基準3-3を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】アセスメントポリシーの資料

【資料3-3-2】医学部卒業時アウトカム、コンピテンス、コンピテンシー

【資料3-3-3】令和元年度医学部6年生 卒試と各学年の成績相関

【資料3-3-4】学生生活実態調査（医学部・保健医療学部）

【資料3-3-5】卒業時満足度調査（医学部・保健医療学部）

【資料3-3-6】令和元年度医学部卒後研修協力施設調査

【資料3-3-7】保健医療学部GPA分析

【資料3-3-8】保健医療学部IR(Institutional Research)レポート

（国家試験、就職率、就職先の結果含む）

【資料3-3-9】医学研究科博士課程 研究発表会 ポスター、日程表

【資料3-3-10】CBTアンケート 2017～2019年度報告書

【資料3-3-11】令和元年度医学部5年生BSL評価

【資料3-3-12】令和元年度医学部授業評価

【資料3-3-13】第154回卒前教育合同会議記録

【資料3-3-14】保健医療学部看護学科令和元年度後期2年授業評価

【資料3-3-15】平成30年度医学研究科博士課程授業評価結果

（3）3-3の改善・向上方策（将来計画）

医学部では、医師国家試験の変革、医学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂や学修成果基盤型教育の導入等に対応し、様々な取組を実施してきた。令和元(2019)年度からは

「クリニカル・クラークシップ(CC) Step1」ユニットを4年次から開始し、形成的な評価の充実、総括的な評価の導入など臨床実習を拡充した。具体的には、学生の学修成果を評価できるようWebClassのカスタマイズを行ったが、今後360度評価を取り入れるなど、広く学修成果の評価とフィードバックに取り組む。さらに、令和2(2020)年度からは

各ユニットの学修成果についてマイルストーンを用いた評価を導入するとともに、ユニットごとの授業評価の実施、試験の質の改善についてもカリキュラム委員会で検討中である。令和3(2021)年度には、医学教育分野別評価を受審するなど、継続して教育の質保証に取り組む。

保健医療学部では、看護師及び理学療法士の国家試験の新卒合格率も高く安定しており、既卒者の合格率も良好である。一方、臨床検査技師及び臨床工学技士については、国家試験合格率は不安定であり、特に既卒者の合格率が良好であるとは言えないことから、既卒者への対応策についても更に検討して支援するなど、学修成果の点検評価に努める。

医学部、保健医療学部両学部において、卒業時満足度調査等の分析結果を基に、教育の質の向上を図る。

[基準3の自己評価]

単位認定、卒業、修了認定等（3-1）については、それぞれ課程修了や進級、卒業、学位の授与等を学則に定めるとともに、学生便覧や大学院案内に明示して、厳正に適用している。なお、進級と卒業に関する総括的評価基準に関しては、より適正な評価の確立を目指す立場にあることから、常に点検・評価を行い、その改善を図っている。

教育課程及び教授方法（3-2）については、それぞれの学部、研究科で教育目的を踏まえた教育課程編成方針を明確に示し、その方針に沿って教育課程を体系的に編成している。また、教育目的を達成できるよう、知識に偏ることなく、学部学科の特性を踏まえて、医療現場における技能と態度を十分に身につけられるよう、事前の演習や臨床実習を重視した教授方法の工夫を行うほか、多職種連携教育を導入している。さらに、教授方法の改善を図るために医学教育センター医学部領域FD部門、保健医療学部学務委員会FD小委員会が中心となってFDを計画実施している。

学修成果の点検・評価（3-3）については、アセスメントポリシーに基づき、埼玉医科大学及び各組織の自己点検・評価委員会、医学部卒前教育合同会議、同学年小委員会、保健医療学部学務委員会等が中心となって、様々な指標、尺度を用いて学修成果についての分析を行っている。また、大学院では学位取得率に基づき点検・評価を行っている。いずれも授業評価と合わせて教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

以上のことから、ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を策定し、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーの策定とそれに基づく教育課程の編成、学修成果を多様な指標・尺度を用いて点検・評価し、その結果を学修指導の改善にフィードバックできているものと評価している。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、大学における教育・研究組織の最高責任者であるとともに、理事として法人の経営組織に参画し、理事会等で教学に係る事項について意見を述べている。戦略的な大学の管理運営に対する企画立案や各部門における意見調整を行っていくために、学長裁定に基づき学長の下に「評価・入試等」、「研究等」、「大学院・国際化等」、「教育等」を担当する4人の副学長を置き、学長を補佐する体制が採られている。さらに学長、副学長、医学部長、保健医療学部長、大学院研究科長等から構成される埼玉医科大学大学運営会議を設置し、学長はその招集権を持つとともに大学としての意思決定と教学マネジメントに係る方針などを協議・決定している。医学部では学部長、学長、副学長、副医学部長、医学部長補佐等からなる埼玉医科大学医学部運営会議を置き、学長が教育・研究組織の状況を的確に把握できる体制とすることで、教育・研究活動が滞りなく運営できるよう適切に管理されている。さらに埼玉医科大学医学部教員組織運営会議で教育・研究・診療の連携と円滑な運営を行っている。保健医療学部では学部長及び看護学科・臨床検査学科・臨床工学科・理学療法学科の4学科長からなる埼玉医科大学保健医療学部教員組織運営会議を置き、教育・研究組織の連携と運営状況が学長に隨時報告されており、学長判断の下に教育・研究活動が適切に運営・管理されている。

埼玉医科大学教授会（医学部では教員代表者会議）は、学校教育法、同施行規則の定め及び「埼玉医科大学学則」第35条の規定により設置されており、それぞれの学部長が議長を務める。保健医療学部では全教授が参加し、医学部では教育、研究、診療の代表者に加えて医学部長が指名する教授等によって組織されている。原則として月1回開催され、学生の入学・卒業・学位授与をはじめ、委員会の運営状況や大学諸規程の制定・改廃、カリキュラムその他教育・研究に関わる重要な事項や方向性等が報告・審議される。学長が大学の意思決定のために教授会に意見を聞くことを必要とする重要事項は、あらかじめ学長裁定として定められている。

大学院については、大学院運営に関する学長のリーダーシップを発揮するために、大学院等を担当する副学長を、大学院医学研究科長としてその任に当たらせることで、学長の意思を円滑に伝えることができる体制を構築している。学長を議長とする埼玉医科大学大学院委員会の下に、同医学研究科委員会、同看護学研究科委員会の両委員会が置かれ、さ

らに医学研究科運営委員会、看護学研究科運営委員会が実質的な運営を担う。研究科委員会は原則として月1回、さらに医学研究科博士課程、医学研究科修士課程、看護学研究科修士課程の3つの運営委員会もそれぞれ月1回開催されている。このように大学院運営・管理に関しても効率よく学長のリーダーシップが発揮できる仕組みを整えている。

教学マネジメントを行う上では、自己点検・評価を担当する副学長を任命し、学則に則つて学長を委員長とする埼玉医科大学自己点検・評価委員会（全学自己点検・評価委員会）のほか、医学部、保健医療学部、医学研究科、看護学研究科それぞれの自己点検・評価委員会を設置している。それぞれの自己点検の結果に加え、埼玉医科大学医学教育センターや同医学研究センターなどの教育・研究に関するセンターの自己点検・評価に基づき大学全体の自己点検・評価を行っている。また、教育・研究・大学運営に関するデータを調査・収集・分析し、教学の質の向上のための客観的エビデンスを提供することを目的として学長の下に埼玉医科大学IRセンターを設置している。このように本学の意思決定並びに教授会等の権限と責任は、諸規程において明確に定められており、学長のリーダーシップの下、教育・研究組織に関する意思決定については迅速かつ的確に実施される体制が整備されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「建学の理念」、使命・目的を反映する三つのポリシー、並びに学修成果の達成を目指した教育課程の編成等に係る基本方針、教育・研究活動の基本方針、学生の修学指導の基本方針など、教学マネジメントの編成等に係る基本方針の策定は、学長が議長を務める大学運営会議で協議されたのち、学長が決定する。さらに大学運営会議の方針を受けて、医学部における教学マネジメントの編成等に係る基本方針は、埼玉医科大学医学部卒前教育委員会及び医学部教員組織運営会議で、保健医療学部では、埼玉医科大学保健医療学部学務委員会及び保健医療学部教員組織運営会議で教学マネジメントの方針や計画について審議され、それぞれの教授会に報告される。

本学では学長のリーダーシップ発揮のための組織強化として、4人の副学長（評価・入試等、研究等、大学院・国際化等、教育等の各担当）を配置することによって、教学マネジメントの実務に配慮したかたちで権限と責任を分散させている。教育等担当副学長は、本学の教育目標を達成するために教育の統括・調整・研究・開発を目的とした医学教育センターを担当し、各々の学部の掲げる教育目標に沿って両学部長とともに教育活動の運営に当たるほか、埼玉医科大学医療人育成支援センターを統括している。また、研究等担当副学長は、本学の研究活動全般を総合的に管理し推進することを目的とした埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター（RAセンター）と医学研究センターを統括している。大学院では前述（4-1-①）のとおり、大学院医学研究科長が大学院・国際化等担当副学長として実務を統括している。評価・入試等担当副学長は、自己点検・評価を担当するとともに、入学試験全体を統括している。このように、学長のリーダーシップの下、教育・研究等に係る実情や各基本方針等を把握した副学長が実務を統括・管理しており、権限と責任が適切に分散される体制にある。

また、大学の教学マネジメントにおける課題をテーマとして、年1回医学部教授・教員総会、年に1回医学部・保健医療学部合同教授・教員総会を開催し、情報の伝達・共有を

図っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「学校法人埼玉医科大学寄附行為」第2章の規定に基づき、学校法人の目的と事業を達成するために法人組織における管理運営の円滑化と責任体制の明確化を図っている。法人組織は、「経営組織」、「教育・研究組織」、「診療組織」、「管理組織」から構成され、各組織を統括する責任者の運営管理の下で相互に不可分の連携を保ちながら運営されている。

法人全体の管理運営の実務を担う「管理組織」は事務局長を責任者として、法人事務局と大学事務局とから構成される。教学マネジメントの観点からは教育・研究の支援、学生の厚生補導等の事務を所管する大学事務局が中心的な役割を果たしている。また、大学直轄の医学教育センター、医学研究センター、埼玉医科大学国際交流センター、RAセンター、IRセンター等に事務員を配置し、教育・研究・情報収集等の業務を支援している。特に医学部教育の柱となる少人数教育や臨床実習、及びそれらの質の高い教育評価の実践、医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験 CBT(Computer Based Testing)、共用試験臨床実習前 OSCE(Objective Structured Clinical Examination)及び共用試験臨床実習後 OSCE の実施運営を円滑に行うために医学教育センター医学部領域（8部門）に事務部門が置かれており、その維持と発展のために教職協働で FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)を充実するよう努力している。大学院運営においても担当事務職員が配置され、機能的な大学院運営を行っている。これら事務組織、職制、事務分掌は「学校法人埼玉医科大学事務組織規程」に明確にされ、全ての学務系会議には構成員又は事務局として大学事務部職員が出席しており、教員と協働で業務を行っている。

以上のように、本学は経営・教学・事務組織とが密接に連携し、教員と職員とが協働しながら教学マネジメントが機能的に統合されることを目指し運営されていることから、基準4-1を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】「埼玉医科大学副学長の職務に関する事項」

教員代表者会議資料 平30.10.26 (#15-1)

【資料4-1-2】学校法人埼玉医科大学組織規程

【資料4-1-3】教員便覧 I 総論 A.総論 II 各組織と教員の関係

【資料4-1-4】埼玉医科大学大学運営会議規則

【資料4-1-5】埼玉医科大学医学部運営会議規則

【資料4-1-6】埼玉医科大学医学部教員組織運営会議規則

【資料4-1-7】埼玉医科大学保健医療学部教員組織運営会議規則

【資料4-1-8】教員便覧 I 総論 A.総論 VII 教育・研究・診療の連携のための会議

【資料4-1-9】「埼玉医科大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」

【資料4-1-10】埼玉医科大学学則 第35条

【資料4-1-11】埼玉医科大学大学院学則（第13章補則第45条）（第10章：教員組織；第

11 章：運営)

【資料 4-1-12】埼玉医科大学大学院学則（第 2 章：組織）5

【資料 4-1-13】教員便覧（IV. 大学院）図 1. 大学院研究科組織

教員便覧（IV. 大学院）図 5. 委員会

【資料 4-1-14】埼玉医科大学大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営規則

【資料 4-1-15】「埼玉医科大学大学院研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして
学長が定める事項」

【資料 4-1-16】自己点検・評価委員会規則（埼玉医科大学、医学部、保健医療学部、医
学研究科、看護学研究科）

【資料 4-1-17】埼玉医科大学 IR センター規程

【資料 4-1-18】第 4 次長期総合計画「飛翔」 第 4 章 部門別計画 「教育・研究部門」
p31.

【資料 4-1-19】教育に関わる医学部教員組織図

【資料 4-1-20】教員便覧 I 総論 A. 総論 I 大学の組織 図 1 埼玉医科大学の組織

【資料 4-1-21】学校法人埼玉医科大学事務組織規程

【資料 4-1-22】埼玉医科大学医学教育センター規程

【資料 4-1-23】学校法人埼玉医科大学寄附行為

【資料 4-1-24】学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会運営規則

【資料 4-1-25】第 18 回～23 回「日本の Mayo Clinic を目指す会」全体集会プログラム

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、それぞれの職務を担当する副学長が配置され、大学の意思決定の権限と責任は明確になっており、教学マネジメントは適切に構築されている。大学院における教学マネジメント組織は確立されているが、学長が決定した事項を全ての大学院指導教員に速やかに伝達するシステムの拡充を図り、学長のリーダーシップが更に発揮できるよう計画している。教学マネジメントの機能性の更なる向上を図るために、IR センターが中心となり、全学的な教学に関する情報の収集・分析を行い、その結果を学長の意思決定のために提供しているところである。今後 IR センターに配置した専任の教授を中心として、その活動を更に充実させていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

**4-2-② FD(Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発
と効果的な実施**

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、大学設置基準に則して教授、准教授、講師、助教及び助手を適正数確保している。また、「建学の理念」の第一に示されている「すぐれた実地臨床医家の育成」に基づいて教員の基本的姿勢を掲げている。

医学部では、教育、研究、診療の基本的活動単位として基本学科が置かれ、基本学科の中では教育主任、研究主任、診療部長がそれぞれの領域の責任者となり、教育員、研究員、医員を指導する。その際、基本学科の運営責任者が3つの領域（教育、研究、診療）の調整役となる。臨床医学部門では原則として診療部長を、基礎医学部門では原則として研究主任あるいは教育主任を運営責任者に充てる。運営責任者は、各基本学科等において選考し、学部長を通じて学長が教員人事委員会に諮る。それぞれの職位は、任期制を採用しており、その任期は2か年としている。教育は、コース・ユニット制で行われる。ユニットは、カリキュラム・ポリシーに即して編成された6年一貫統合カリキュラムの教育内容に合致するように基本学科横断的に構成される。各コースの責任者（コース・ディレクター）には教授、准教授が充てられ、各コースを構成するユニットの責任者（ユニット・ディレクター）には、教授、准教授又は講師が充てられている。

医学部における教授及び准教授の採用・昇任については、当該部署責任者からの申請に基づき、学長を通じて学校法人埼玉医科大学教員人事委員会に申請書類が提出され、その妥当性が審議される。教員人事委員会において基本方針が決定されると、医学部教員組織運営会議により教授（准教授）資格審査委員が選出され教員代表者会議で承認された後、「埼玉医科大学医学部教員選考に関する資格審査委員会規則」に基づいて審議が行われる。結果は教員人事委員会に報告、承認され、教員代表者会議を経て決定される。なお講師の採用については、医学部教員組織運営会議が資格を審査し、教員人事委員会にその結果を報告する。助教及び助手の採用については、学部長、病院長からの申請を受けて学長が決定する。

医学部では、平成16(2004)年度から、教育、研究及び診療の業績評価を目的とする教員人事考課が行われており、教員の昇任に関する教員評価としても用いられている。各教員は人事考課評価一覧表、教育、研究及び診療用人事考課に自己評定結果を記入して提出し、各基本学科の教育主任、研究主任及び診療部長による一次評定、医学教育センター長、医学研究センター長及び病院長による二次評定を経て、その結果が基本学科の運営責任者により各教員にフィードバックされる。運営責任者はこれらの結果を人事課に提出、学部長は総合評定結果を学長に提出し、学長による最終評定が行われる。その結果は理事長にも報告される。また、平成21(2009)年度から教育活動状況を定量的に把握し、医学教育の改善に役立てる目的で、各教員の教育実績（講義、実習、試験、教育関係委員会活動など）を、費やした時間を中心に数値化し、実績を登録する教育活動実績記録システムを構築した。基本学科単位の実績は、卒前教育合同会議などに報告され、各教員の実績は人事考課における自己評価の参考となる。

保健医療学部では、大学設置基準及び各資格の養成学校指定規則に則して、各学科ともに教授、准教授、講師、助教及び助手を適正数確保している。各学科の主要授業科目では教授、准教授が科目責任者となっており、ほとんどの授業科目は専任教員が担当している

が、一部の科目は医学部教員や非常勤講師に依頼している。保健医療学部における教授及び准教授の採用・昇任については、当該部署責任者からの申請に基づき、学長を通じて教員人事委員会に書類が提出され、その妥当性が審議される。教員人事委員会により基本方針が決定されると、保健医療学部教員組織運営会議により教授（准教授）資格審査委員が選出され、教授会で承認された後、教授（准教授）資格審査委員会において審議が行われる。結果は教員人事委員会に報告、承認され、教授会を経て決定される。なお、講師の採用・昇任については、保健医療学部教員組織運営会議が資格を審査し、教員人事委員会にその結果を報告する。また、助教及び助手の採用については、学部長からの申請を受けて学長が決定する。令和 2(2020)年度より、教員組織を大学設置基準に準ずるかたちへと改変し、共通教育部門を設置し、共通科目を受け持つ臨床医学担当教員（医師）及び外国語担当教員を配置した。上述の各委員会については、それぞれ「学校法人埼玉医科大学教員人事委員会規程」及び両学部の「教員組織運営会議規則」に定められ、教員の資格の基準や資格審査委員会の構成員については、両学部の「教員選考に関する資格審査委員会規則」に定められている。

大学院では、大学院設置基準に則して教授、准教授等を適正数配置している。授業を担当できる教員を大学院教員とし、大学院教員のうち、講師以上で学問的な業績などの研究実績を中心とした要件を満たす大学院指導教員が、大学院生の指導と学位審査を担当している。大学院の教員については、「埼玉医科大学大学院の教員の資格要件等に関する規則」に基づき採用・配置されている。大学院基本学科ごとに代表指導教員が 1 人選出され、3 キャンパス（毛呂山キャンパス、川越キャンパス、日高キャンパス）の代表指導教員の中から 1 人が科目責任者となり、医学研究科委員会に出席する。大学院指導教員のより一層の資質向上を図り、充実した教育体制を構築するため、平成 29(2017)年 11 月に指導教員認定基準の見直しを行った。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育に関する FD 活動として、医学部では医学教育センター医学部領域 FD 部門が主体となり、「医学教育ワークショップ」、「医学教育フォーラム」等を毎年開催している。「医学教育ワークショップ」はカリキュラム・プランニングをメインテーマとして年 1 回、1 泊 2 日で開催している。医学教育の一般的な方法論及び本学の医学教育に関する方針等の医学教育に対する理解を深めると同時に、資質・能力の向上を図っている。対象は講師以上の新任・昇格教員で、教員の活動と教育に関する方針の策定をテーマとしたワークショップを実施し、教育の質保証に努めている。「医学教育フォーラム」は、全ての教職員と学生を対象として開催されている。また、全教員を対象として医学教育に関する e ラーニングを年 1 回実施している。さらに、学修成果基盤型教育の導入等医学教育の課題の変化に伴う情報の共有や国家試験の結果の分析と教育内容の検討についてのワークショップなども実施しており、教員が教育活動全体を理解し、教育方法の改善に活かすことができるような FD を展開している。

保健医療学部では、学部開設以来毎年「医療人教育者のためのワークショップ」を実施している。テーマは カリキュラム・プランニングであり、教育の原理を学んでいる。平成

22(2010)年度には参加者が延べ 100 人を越え、ほぼ全教員が同一テーマを修了したため、平成 23(2011)年度からは、「評価」をテーマに、新たな視点で評価に関する様々な事柄を見直すこととして、「Advanced FD」を行っている。さらに、新任教職員については、カリキュラム・プランニングをテーマに、半日 2 回のミニ・ワークショップを実施している。また、平成 20(2008)年度の第 5 回以降事務職員も参加し、教員と職員の間で教育の原理についての共通認識が持てるよう配慮し、SD を兼ねたものとしている。また、平成 29(2017)年度以降は、新たに「Advanced FD2」として「より良い臨地実習への道」をテーマに実施している。なお、看護学科では開設当初から年 1 回の学科独自の FD 活動を実施してきている。

医学研究科では、「医学部卒後教育委員会主催・後援学術集会」を医学部と共同で実施するほか、大学院独自に研究倫理等の諸問題に関する FD を実施している。看護学研究科では、平成 28(2016)年度より年 1 回の大学院 FD を独自に実施している。

以上のように、本学は、医学部、保健医療学部、医学研究科、看護学研究科ともに、教員が適正に配置され、教育方法の改善の工夫・開発のための FD が実施されていることから、基準 4-2 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-2-1】教員便覧 I 総論 A.総論 III.教員の基本的姿勢 1.教員の基本的姿勢
- 【資料 4-2-2】埼玉医科大学医学部基本学科の運営に関する規則
- 【資料 4-2-3】埼玉医科大学医学部の基本学科の運営に関する細則
- 【資料 4-2-4】学校法人埼玉医科大学教員人事委員会規程
- 【資料 4-2-5】埼玉医科大学医学部教員組織運営会議規則
- 【資料 4-2-6】埼玉医科大学教授会運営規則
- 【資料 4-2-7】埼玉医科大学医学部教員選考に関わる資格審査委員会規則
- 【資料 4-2-8】教員便覧 I 総論 A.総論 IV.資格と職位、VI.人事、IX.自己点検評価及び人事考課
- 【資料 4-2-9】埼玉医科大学保健医療学部教員組織運営会議規則
- 【資料 4-2-10】埼玉医科大学保健医療学部教員選考に関わる資格審査委員会規則
- 【資料 4-2-11】学校法人埼玉医科大学組織規程 別表 4（保健医療学部組織図）
- 【資料 4-2-12】埼玉医科大学大学院の教員の資格要件等に関する規則
埼玉医科大学大学院博士課程及び修士課程の大学院教員の資格要件等に関する取扱要領
- 【資料 4-2-13】埼玉医科大学大学院学則 第 10 章
- 【資料 4-2-14】埼玉医科大学大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営規則
- 【資料 4-2-15】人事考課に係る資料（医学部、保健医療学部）
- 【資料 4-2-16】学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会運営規則
- 【資料 4-2-17】令和元年度第 2 回学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会 資料、議事要旨
- 【資料 4-2-18】第 24 回、第 25 回「医療人教育者のためのワークショップ」報告書

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用や昇任等による教員の確保と配置に関しては大きな問題はないと考えるが、女性教員や外国人教員の配置等についても併せて検討し、計画的に取り組んでいく。今後、計画・見直しの機能を担っている FD・SD 統括委員会が中心となって、IR 活動から得られたエビデンスに基づいたより効果的な FD の実施を計画している。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

医療の本質、原点を踏まえた誇りある医科大学を目指すため、平成 23(2011)年度から、「日本の Mayo Clinic をを目指す会全体集会」を、全教職員（教員、事務職員、大学執行部、技術職員等）を対象として開催している。平成 29(2017)年度から年 2 回、全学的 SD と位置づけ全教職員参加型の研修会として開催し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組んでいる。その他、年に各 1 回医学部教授・教員総会、医学部・保健医療学部合同教授・教員総会を開催し、現在の医学教育や医科大学を取り巻く環境とこれに対する本学の取組についての講演や報告を行っている。

事務職員に対しては各種 SD を開催している。新入事務職員研修は、毎年 4 月に行われ、令和元(2019)年度においては年 3 回のフォローアップ研修を行った。入職 2 年目にも同様のフォローアップ研修を行い、その後は 3 年目と 5 年目に研修実施のフィードバックを行っている。採用内定者にも、入職前の 2 か月間に e ラーニングを用いた研修を行い、本学の理念や組織、業務内容について事前に理解する機会を設けている。また、埼玉医科大学グループの将来を担う、全学的視野を持ったリーダー（幹部人材）の発掘及び育成を図るため、毎年対象者を選出して「リーダーズセミナー（幹部人材育成集中講座）」を開催している。その他に通信教育や様々な課題に対する e ラーニングを適時実施している。以上より事務職員の能力・資質の向上並びにモチベーションの向上が図られている。

以上のように、全教職員参加型の研修会や将来の大学運営に関わる教職員の資質・能力向上を目指した SD が計画的に開催されていることから、基準 4-3 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】第 18 回～23 回 「日本の Mayo Clinic をを目指す会」全体集会プログラム

【資料 4-3-2】令和元年度第 2 回学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会 資料、議事要旨

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 活動に関しては、「日本の Mayo Clinic を目指す会全体集会」に全教職員が参加し研鑽を積めるよう ICT（情報通信技術）を活用した実施方法等の見直しを行う。また、それぞれの SD の成果を、教職員の資質・能力向上につながったかという視点で評価し、その結果に基づいて、FD・SD 統括委員会が中心となってより一層効果的な SD を実施していく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、3 キャンパス（毛呂山キャンパス、川越キャンパス、日高キャンパス）全てにおいて研究活動を行うための研究環境が整備されている。各キャンパスには、各医学部基本学科、保健医療学部 4 学科に研究室を有しているほか、共同利用施設として、中央研究施設（毛呂山キャンパス、日高キャンパス）、研究部（川越キャンパス）が整備されている。平成 31(2019)年 4 月には、埼玉医科大学リサーチパーク（リサーチパーク）を開設し、ゲノム棟（日高キャンパス）5 階フロアに陰圧環境、実験ベンチ、事務スペース等を備えた研究室を整備し、産学連携の取組の充実を図っている。

運営面では、全学的な研究実務の支援組織としての機能を持つ医学研究センターと RA センターが連携して全学の研究支援を行っている。医学研究センターは、研究支援管理部門、共同利用施設運営部門、安全管理部門、フェローシップ部門、研究主任部門、研究評価部門から構成されている。RA センターは、研究不正行為防止の取組を担う研究公正部門、研究費管理や産学官連携を所管する研究推進部門（研究費管理担当、産学官連携担当、研究支援担当、研究推進担当）、倫理審査や COI(Conflict of Interest；利益相反) 管理を所管する研究評価部門の 3 部門から構成されている。直近の取組としては、文部科学省科学研究費補助金（文科省科研費）の採択件数並びに採択率向上のため、応募書類作成の講習会、応募書類作成支援を行い、平成 30(2018)年度からは審査委員経験者によるアドバイザー制度を開始した。同年 4 月から臨床研究法が施行され、厚生労働省から認定された埼玉県で唯一の認定臨床研究審査委員会である「埼玉医科大学臨床研究審査委員会」が設置された。また、RA センターでは、臨床試験についてのコンサルテーションを実施し研究者の支援のほか、知的財産管理及び産学連携の取組も行っている。なお、知的財産管理については「基準 B. 知的財産の保護と利用」の項目で詳細を述べることとする。

本学では、平成 18(2006)年から研究業績データベースシステムを運用している。本学の

全ての常勤研究者を対象に研究業績を登録し、科学技術振興機構が運営する researchmap と連携し、研究業績の公開、教員の研究と診療の専門性に関するデータベースの運用のほか、大学病院の特定機能病院承認要件手続きや国際医療センターの JCI(Joint Commission International)受審等のための研究業績の集計・出力に活用されている。また、平成 26(2014)年度からは教員人事考課の際の研究業績の確認にも活用されている。令和元(2019)年 12 月現在、医学部と保健医療学部を合わせて 1,327 人の研究者が登録されている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

国が定める「公的研究費の管理・監査のガイドライン（管理・監査ガイドライン）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（研究不正防止ガイドライン）」が求める研究費適正使用・不正使用防止、研究不正行為防止対策の取組、研究倫理教育・コンプライアンス推進責任体制の整備と研究活動の推進を目的に、平成 27(2015)年 4 月に共通部門の組織として RA センターを設置した。

RA センターでは、医学研究に係る諸規程を整備し、大学 COI 管理委員会が COI の審査を実施している。「研究不正防止ガイドライン」に基づく研究不正防止計画を制定し、教授会（教員代表者会議）を通じて各教員に周知するほか、平成 29(2017)年 2 月から研究倫理向上研修会を DVD 講習を含めて随時開催した。令和元(2019)年度からは、APRINe ラーニングを導入し、研究に関わる教職員延べ 945 人（令和 2 年 5 月 1 日現在）が受講した。また、「管理・監査ガイドライン」に基づき、研究者及び研究支援者等を対象に公的研究費に関する説明会を毎年開催し、令和元(2019)年度は 1,203 人が受講しており、未受講者は公的研究費の応募資格停止の措置をとった。研究活動の不正行為についての理解度確認 e ラーニングについても毎年度末に実施し、令和元(2019)年度は 887 人が受講した。業務監査室（現内部監査室）と連携し通常監査、特別監査、リスクアプローチ監査を実施し、米国研究公正局へ本学の研究不正防止体制を報告した。

大学院生（医学研究科、看護学研究科）に対しても、研究を適正に進めるために、研究倫理教育を実施している。医学研究科博士課程では「埼玉医科大学学位規則のうち博士に関する運用細則」を周知している。また、医学研究科博士課程運営委員会に、倫理に関する小委員会を設け、学位審査申請論文が適正な手続を経ているかどうか厳正に確認している。学部学生についても、外部に研究成果を公表しようとする者は、研究者に準じてコンプライアンス教育及び研究倫理教育の受講を必須としている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究資金、研究施設・設備、人的資源に関する諸規程等を整備し、研究資金については、「医学部基本学科研究費」や「学内グラント制度」などの内部資金研究費、公的研究費間接経費などの外部資金研究費に関すること、研究施設・設備については、附属図書館、中央研究施設、埼玉医科大学情報技術支援推進センター、リサーチパークなどの共用施設に関すること、人的資源については、医学研究センター、RA センター等研究支援組織の職員に關すること、リサーチフェローなど研究職に關することについて規定され、これらに基づき適切に資源を配分し運用している。公的研究費の申請件数を増やし、資金獲得を促

進するため、平成 24(2012)年度から、日本学術振興会・文部科学省での審査結果を学内評価の参考として、「学内グラント」(年間総額 2,000 万円) を配分している。平成 29(2017)年度の文科省科研費の採択数・交付額は過去最高を記録した。これらに加え、学長裁量経費により、A) 課外プログラム助成、B) 共通部門助成、C) 医学部基礎系若手助成を対象とした「研究マインド支援グラント」を年間総額 2,000 万円で運用している。保健医療学部ではプロジェクト研究費として年間総額 1,000 万円、臨床では 3 病院で病院長裁量経費によりそれぞれ 2,000 万円、基本学科に対して研究費、大学院生経費、研究旅費として予算配分が行われており、合計 1 億円超のグラントを配分している。

私費外国人留学生や大学院生、大学院研究生並びに医学部専攻生の学術研究の奨励と母国の発展に寄与する人材育成のために、1 人当たり月額 15 万円を 1 年間支給し経済的支援を行う「埼玉医科大学私費外国人留学生等奨学金」の公募や選考を行い、平成 19(2007)年度から平成 29(2017)年度までに、延べ 25 人に対し奨学金を支給した。

ゲノム棟 4 階、6 階の中央研究施設日高ブランチ機能部門には、次世代シークエンサー、キャピラリーシークエンサー、フローサイトメトリー、デジタル PCR、蛍光顕微鏡などの大型研究機器を設置し、学内研究者とリサーチパーク入居企業の担当者がこれらを利用できる環境を整備している。

以上のように、本学 3 キャンパスには研究環境が整備され、医学研究センターと RA センターを中心に、全学の研究を支援する体制が整っている。また、国が定めるガイドラインに沿った研究倫理教育が行われ、その受講率が管理され、厳正に運用されている。外部資金獲得のための取組だけでなく、学内でも研究費が適切に配分されていることから、基準 4-4 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-4-1】研究環境の整備と適切な運営・管理に関する規程・規則
- 【資料 4-4-2】研究倫理の確立と厳正な運用に関する規程・規則
- 【資料 4-4-3】研究活動への資源の配分に関する規則
- 【資料 4-4-4】研究業績評価データベースに関する資料
- 【資料 4-4-5】学校法人埼玉医科大学不正行為防止計画及び組織
- 【資料 4-4-6】研究倫理教育 APRIN e ラーニングの実施について（通知）
- 【資料 4-4-7】コンプライアンス教育の実施状況
- 【資料 4-4-8】監査計画及び監査報告書
- 【資料 4-4-9】学内グラント募集要項及び採択課題一覧
- 【資料 4-4-10】文科省科研費 申請件数と新規採択件数・採択額の推移
- 【資料 4-4-11】研究マインド支援グラント募集要項及び採択課題一覧
- 【資料 4-4-12】若手医師育成研究費募集要項及び採択課題一覧
- 【資料 4-4-13】令和 2 年度文科省科研費申請書作成の講習会（ポスター）
- 【資料 4-4-14】臨床研究コンサルテーションのご案内（通知）
- 【資料 4-4-15】埼玉医科大学私費外国人留学生等奨学金に関する資料
- 【資料 4-4-16】大学院倫理教育に関する資料

- 【資料 4-4-17】中央研究施設に関する資料（学内ホームページ）
- 【資料 4-4-18】中央研究施設日高ブランチ機能部門に関する資料
- 【資料 4-4-19】埼玉医科大学リサーチパークに関する資料
- 【資料 4-4-20】各研究費事務処理に関する資料

（3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究費適正使用、研究不正防止に取り組み、国のガイドラインが求める事項を全て満たし、また、医学系倫理指針改正への対応、医学系大学倫理委員会連絡会議における計画度の目標はおおむね達成した。研究環境に関する教員の満足度調査の結果に基づき、ワーキンググループを立ち上げ、令和 2(2020)年度には、若手教員に対する共同利用施設の利用方法や科研費アドバイザー制度の周知を図り、研究環境の更なる整備を進める。今後大学院生に対しても満足度調査を計画する。研究活動のための外部資金を更に増やすことを目指して、若手研究者へ効果的な公的研究費の応募申請の指導や助言を強化していくとともに、研究者の研究マインドの向上のため、間接経費の一部を財源とし、研究者からの要望が強い共同利用を目的とした研究施設設備を充実させ、研究活動を支援する体制を整備していく。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性（4-1）については、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備され、大学の意思決定の権限と責任は明確になっている。また、学長のリーダーシップの下、教学マネジメントは適切に構築され、機能している。教職協働の取組や仕組みを更に充実させながら、教学マネジメントの機能性向上を目指す。

教員の配置・職能開発（4-2）については、本学の掲げる教育目標を達成するために、それぞれ大学・大学院ともに教育課程に即した教員の採用・昇任をしている。その際、本学が定める教員人事委員会や資格審査委員会の規則に則って教員を確保・配置している。また、教員には学生からの授業評価や年間をとおした教育業績評価を通じて評価・フィードバックがなされている。本学では、15 年以上前から医学教育センターが主体となって、教員による教育内容や方法の工夫・改善・開発のために積極的に FD を実践してきた。保健医療学部や大学院においてもそのマインドは受け継がれており、それぞれ教育目標や教育課程に応じた FD に取り組んでいる。

職員の研修（4-3）については、医療の本質、原点を踏まえた誇りある医科大学を目指すため、前述の FD・SD とともに事務職員の SD に加え、教職協働の全学の取組として「日本の Mayo Clinic を目指す会全体集会」を開催し、大学運営の改善・充実に努めている。これら FD・SD の取組についての効果の検証とフィードバックについては今後の課題としている。

研究支援（4-4）については、3 キャンパス全てにおいて研究活動が可能であり、必要に応じた医学部各基本学科・保健医療学部各学科間の連携と支援体制を整備し、全学的な研究実務を多角的に支援する医学研究センターを設置し、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。RA センターは、国が定めるガイドライン・法令の遵守や研究倫理教育・コンプライアンス推進責任体制の整備等を管理し、本学では、研究費適正使用、研究

不正防止に取り組み、国のガイドラインが求める事項は全て満たされている。また、RAセンターは、文科省科研費等の採択件数並びに採択率向上のため、研究者を支援し、外部研究資金の更なる獲得に努めている。このように医学研究センター及び RA センターが中心となり、研究活動における資源配分等が適切に管理されている。

以上のことから、本学では学長のリーダーシップの下、教員・職員が適切に配置され、その職能が適切に発揮できる体制を整えているとともに、FD・SD を効果的に実施し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に努めている。さらに、医学研究センターと RA センターを中心に盤石な研究支援体制を適切に運用・管理しているものと評価している。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

大学設置者である学校法人における経営の規律と誠実性を維持するための管理運営方針は、「学校法人埼玉医科大学寄附行為」のほか、「基本理念」、「運営の基本方針」、「学校法人埼玉医科大学倫理綱領」をはじめとした諸規程に定められ明確にしている。そして、これらは、学校法人埼玉医科大学規程集のほか、第 4 次長期総合計画「飛翔」、学内ホームページ等に掲載されており、教職員がいつでも閲覧できるようになっている。また、基本理念等を一つにまとめ常時携帯できるポケットサイズの「行動のしおり」を教職員、学生のみならず、本学の運営の考え方をより広く理解してもらうため、学生の保護者等にも入学式や「スチューデント・ドクター認定式」、「領域別実習要件認定式」等で配布している。教職員は、このしおりを携帯し “Your Happiness Is Our Happiness” のバッジ等を身に付け、基本理念「限りなき愛」を胸に抱き、法人の事業の目的達成に向け、それぞれの業務に励んでいる。

また、令和 2(2020)年 4 月 1 日施行の私立学校法の改正に合わせて、「寄附行為」及び関係諸規程の見直しを図り、これら的一部改正等を行った。「寄附行為」第 34 条第 2 項に規定する財産目録等を事務所に備えて置き、請求があった場合には、「学校法人埼玉医科大学財務情報等公開取扱要領」により、閲覧に供する態勢としている。あわせて私立学校法及び文部科学省令で定める書類等を大学ホームページで遅滞なく公表している。なお、「寄附行為」、役員名簿、その他の財務情報については、同法改正前から大学ホームページで公表していた。このように積極的に情報公開に努め、経営の透明性を維持しつつ誠実で社会の信頼と期待に応え得る運営に努めている。

加えて、時代の趨勢から社会が大学に対して期待し求める事項も変化しており、これに対応するため、平成 30(2018)年に「学校法人埼玉医科大学諸規程管理規程」第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定を新設し、従来の諸規程はもちろんのこと、基本理念その他これに準ずる運営方針についても必要に応じて見直すことができることを明文化した。直近では令和 2(2020)年 3 月の理事会等において、基本理念等の見直しについて報告し意見を求めた。また、平成 31 年(2019)年 3 月には「倫理綱領」を制定以来 15 年ぶりに大幅に見直した。このように事業を俯瞰し、継続して定期的な見直しを行うことにより、経営の規律と誠実性を維持できる体制を確保している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学では、5-1-①で述べた管理運営方針に基づき、大学及びその設置者である学校法人の管理運営体制を適切に機能させるため、「学校法人埼玉医科大学組織規程」において、法人の組織に関する必要事項を定め、その管理運営の円滑化及び責任体制の明確化を図っている。

法人組織は、図 5-1-1 のとおり経営組織の下に教育・研究組織、診療組織及び管理組織が置かれ、各組織にはそれぞれの責任者が明確に定められている。経営組織は、理事長が法人を代表し、その業務を総理し法人の経営全般にわたる権限と責任を持ち、教育・研究組織、診療組織、管理組織を統括する組織体制により運営されている。

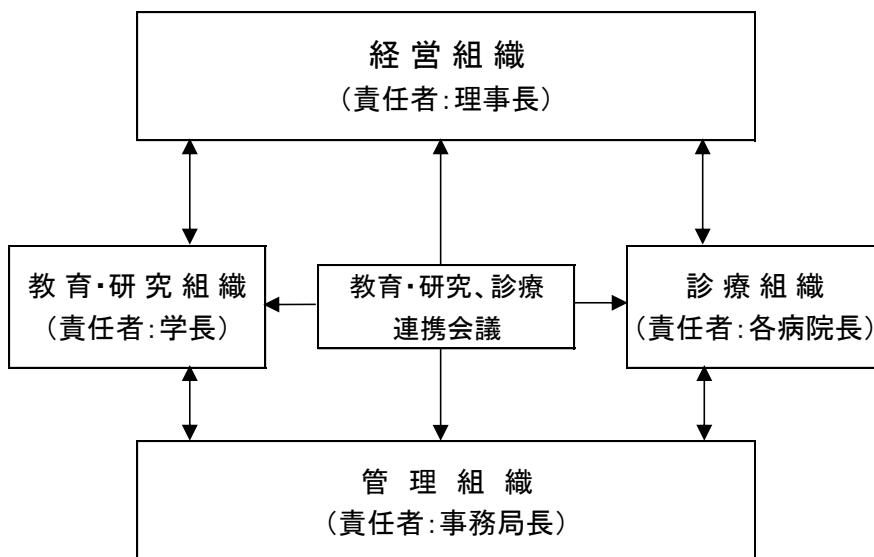


図 5-1-1 管理運営体制

これらの組織の管理運営を適切に機能させ、その役割を十分に果たすため、「学校法人埼玉医学会議運営規程」、「同委員会運営規程」等に基づき、学校法人の最高議決機関である理事会、その諮問機関である評議員会をはじめとした各種会議及び委員会が設置され、適切に運営している。

また、私立学校法の改正により中期的な計画の作成が義務化されるよりも 20 年も前の平成 13(2001)年度から 5 年の期間ごとに長期総合計画及び長期財務計画が策定されている。直近では第 4 次長期総合計画「飛翔」(平成 28(2016)年度～令和 4(2022)年度)が、評議員会の意見を聴いて理事会の議を経て平成 28(2016)年 4 月に作成・発刊された。なお、当該長期総合計画については、計画最終年度を創立 50 周年に当たる年度と合わせて 7 年間の計画としている。これらの長期計画に基づき、具体的な単年度ごとの事業計画及び収支予算が策定されるとともに、月次の事業報告及び決算報告により計画や予算の統制及び監理が図られ、各部門での業務が着実に遂行される仕組みとなっている。なお、私立学校法の改正に的確に対応し、令和 2 年度事業計画から直近の大学機関別認証評価の結果を踏まえて作成している。

加えて、平成 27(2015)年 4 月に法人の研究活動全般の一元管理を目的としてリサーチアドミニストレーションセンター (RA センター)、平成 29(2017)年 4 月に教育、研究及び大

学運営に関するデータの調査、収集及び分析により得た客観的エビデンスを活用し、本学の質の向上を推進することを目的として埼玉医科大学 IR センター、平成 30(2018)年 1 月に教育・研究・診療に従事する臨床系教員を対象に教員（医師）の健康を守り、生きがいを持って安心して働く職場環境の確保を推進することを目的として、附属施設である各病院それぞれにおいて「教員（医師）働き方支援センター」を設置するなど、社会情勢や外部環境等の変化に合わせ、柔軟かつ戦略的に組織が構築され、使命や目的を実現するためにたゆまぬ努力がなされている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学は学校法人という公共性の高い事業体であるという観点から、5-1-①で述べたとおり、本学の組織倫理の根幹である「倫理綱領」を基本に、社会的責務として環境保全、人権及び安全への配慮を常に念頭に置いて管理運営を行ってきた。

環境への配慮としては、「学校法人埼玉医科大学環境安全規程」に基づき、適正な環境安全管理運営が図られている。具体的には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、埼玉県地球温暖化対策推進条例等に基づき、法律・条例それぞれの計画策定と報告書の行政機関への提出とともに、これらに寄与すべくコージェネレーションシステムや LED 照明等の高効率機器等を順次導入している。また、大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例等に基づき、有害物質の敷地境界線上での濃度の測定が行われ、その排出及び飛散の抑制に努めている。さらに、平成 20(2008)年から「医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト」（「石油危機突破緊急対策プロジェクト」から改称・改編）により、全学を挙げて省エネ対策の強化、廃棄物の削減等について取り組んでいる。具体的には、省エネパトロールやエコ運動ポスターによる啓発活動のほか、節電チェックシートの活用等により、教職員に対する省エネへの実践意識の高揚が図られるとともに、夏季期間には「クールビズ運動」、冬季期間には「ウォームビズ運動」が実施されている。

人権への配慮としては、臨床研究における患者や被験者への配慮として「埼玉医科大学倫理審査委員会規則」や病院ごとに制定された関係諸規程に基づき、被験者の生命、健康、プライバシー及び尊厳が守られ、被験者の福利に対する配慮が科学的かつ社会的利益よりも優先されている体制の下、適切に運営されている。教職員の労働条件及び服務規律については「学校法人埼玉医科大学就業規程」に定められている。また、「同公益通報者保護規程」により、公益通報者等に対し不利益な取扱いとならないよう適切な措置がとられている。個人情報保護については「同個人情報保護規程」「同特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」、「同特定個人情報取扱規程」に基づき、全ての教職員にそれぞれの業務内容に応じた個人情報の適切な取扱いが規定されている。ハラスメント対策については「同ハラスメント防止規程」に基づき、教職員及び学生を対象として各キャンパスへのハラスメント防止委員会や相談窓口（相談員）を設置するとともに、分かりやすい学内用ハラスメント対策に関する手引を配布しているほか、これらは学内ホームページでいつでも閲覧できるようにしている。

安全への配慮としては「学校法人埼玉医科大学危機管理規程」、「同危機管理委員会規則」が制定されている。東日本大震災時にはこれらに基づき即時に危機管理対策本部を立ち上げ、対策本部長である理事長の適切な指示の下、初動時とその後の対応に適切に当たった

ため、混乱や被害拡大を未然に防ぐことができた。直近では令和 2(2020)年 2 月に新型コロナウイルス感染拡大において発生する様々な危機的事象に対して全学的に情報共有を図り、迅速かつ的確に対処するため、同対策本部を設置したところである。また、災害時、緊急時等では連絡網が整備されるとともに、消防法に基づく「同防火防災管理規程」、電気事業法に基づく「同電気保安規程」、労働安全衛生法に基づく「同労働安全衛生規程」等が整備され、それぞれ関係法令や諸規程等に基づき避難訓練や定期点検等が適切に実施されている。加えて、平成 28(2016)年の法改正に伴う化学物質リスクアセスメントの義務化により、表示・通知化学物質 663 物質におけるリスク評価の実施、局所排気装置の自主点検等への対応が行われている。

消防・防災避難訓練については、近隣消防機関の協力を得て、医学部、保健医療学部とともに臨床実習の学生を除き、原則全員参加の下に年 1 回、医学部では 4 月、保健医療学部では 10 月（川角キャンパスの理学療法学科のみ 9 月）にそれぞれ行われている。実施した訓練の改善事項は、医学部学生部委員会、保健医療学部防災訓練小委員会で協議され、次年度の実施に活かされている。地震や火災発生時における学生の行動マニュアルについては、キャンパス・校舎の平面図や避難経路・場所とともに学生便覧に掲載されている。また、新入生オリエンテーション等において、緊急連絡先や避難場所が掲載された常時携帯できるカード型の「緊急連絡番号」が配布されている。加えて、災害拠点病院として各病院で策定されている BCP（業務継続計画）により、水、食料等の備蓄品は、当該病院の患者や職員のみならず、学生を含めた教育・研究組織についても貯えるよう整備している。校舎等の耐震状況については、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、平成 27(2015)年度から耐震診断及び耐震改修工事が順次実施され、建築物等の安全確保が図られている。なお、校舎等の耐震化状況についても大学ホームページで公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】学校法人埼玉医科大学寄附行為

【資料 5-1-2】埼玉医科大学の基本理念

【資料 5-1-3】運営の基本方針

【資料 5-1-4】学校法人埼玉医科大学倫理綱領

【資料 5-1-5】第 4 次長期総合計画「飛翔」（長期財務計画を含む。）

【資料 5-1-6】「行動のしおり」

【資料 5-1-7】学校法人埼玉医科大学財務情報等公開取扱要領

【資料 5-1-8】埼玉医科大学ホームページ（TOP ページ>情報公開）

【資料 5-1-9】学校法人埼玉医科大学諸規程管理規程

【資料 5-1-10】学校法人埼玉医科大学組織規程

【資料 5-1-11】学校法人埼玉医学会議運営規程

【資料 5-1-12】学校法人埼玉医科大学委員会運営規程

【資料 5-1-13】令和 2 年度事業計画書、同収支予算書、月次決算書

【資料 5-1-14】学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター規程

【資料 5-1-15】埼玉医科大学 IR センター規程

【資料 5-1-16】埼玉医科大学病院教員（医師）働き方支援センター規則、埼玉医科大学総

合医療センター教員（医師）働き方支援センター規則、埼玉医科大学国際
医療センター教員（医師）働き方支援センター規則

【資料 5-1-17】学校法人埼玉医科大学環境安全規程

【資料 5-1-18】医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト資料

【資料 5-1-19】埼玉医科大学倫理審査委員会規則、埼玉医科大学病院 IRB 規則、埼玉医科大学総合医療センター倫理委員会規則、埼玉医科大学国際医療センター臨床研究 IRB 規則

【資料 5-1-20】学校法人埼玉医科大学就業規程

【資料 5-1-21】学校法人埼玉医科大学公益通報者保護規程

【資料 5-1-22】学校法人埼玉医科大学個人情報保護規程、同特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針、同特定個人情報取扱規程

【資料 5-1-23】学校法人埼玉医科大学ハラスメント防止規程

【資料 5-1-24】学校法人埼玉医科大学危機管理規程、同危機管理委員会規則

【資料 5-1-25】学校法人埼玉医科大学防火防災管理規程、同電気保安規程、同労働安全衛生規程

【資料 5-1-26】埼玉医科大学ホームページ

（TOP ページ>情報公開>上記以外の情報の公表>校舎等の耐震化率）

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 2(2020)年 4 月 1 日施行の私立学校法の改正に遺漏なく対応を行ったものの、これにとどまることなく、本学の教育の質の向上及び運営の一層の透明性の確保を図るため、令和 2(2020)年 3 月の理事会等で自主行動規範であるガバナンス・コードの素案を報告し、意見を求めた。引き続き、自主的に法人の運営基盤の更なる強化を図っていきたい。また、昨今の社会情勢、外部環境等のめまぐるしい変化に伴って環境保全、人権、安全への配慮の在り方も常に変化しており、引き続き、あらゆる状況に的確かつ適切に対応できるよう継続的な取組を推進していく。

5－2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では私立学校法及び「寄附行為」に基づき、理事会及び評議員会が設置され、理事会にあっては大学の設置者である学校法人の最高議決機関、評議員会にあっては主として理事会の諮問機関としてそれぞれ適切に運営されている。理事会は 3 月の予算理事会、5 月の決算理事会、11 月の中間決算理事会の定例開催のほか、必要に応じて臨時に開催されている。評議員会は、「寄附行為」に基づき、予算、事業計画、役員に対する報酬の支給の基準その他法人の業務に関する重要事項について諮問するとともに、決算及び事業の実績

等を報告し、その意見を求めるため適切に開催されている。

また、法人の円滑な管理運営を図ることを目的とし、理事会の下部組織として常任理事会が設置されている。常任理事会は、法人の円滑な管理及び運営を図ることを目的とし、理事長以下学内理事 10 人で構成され、評議員会への諮問を含め、理事会に諮るに当たり、常任理事会を開催し、上程議案の整理・精査が実施されている。これに加えて、規則の制定や改廃、一部の役職者の選任など、理事会からの委任事項について常任理事会で意思決定しているとともに、「学校法人埼玉医科大学寄附行為細則」第 5 条第 1 号の規定に基づき、事前に理事会の議決を得ることにより、その議決を常任理事会へ委任できるため、機動的な意思決定を可能としている。

さらに、平成 30(2018)年に従来の「埼玉医科大学 21 世紀ビジョン会議」等を発展的に再編・改組し、法人の将来計画について検討し実行を図るとともに、事業の進捗・達成状況を検証し、事業全体の PDCA サイクルを機能させる体制を整備することを目的として「埼玉医科大学グループ 21 世紀ビジョン実行戦略会議」を立ち上げた。また、下部組織として学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会の下、「日本の Mayo Clinic を目指す会」において“患者のニーズを最優先する”という本学の使命・目的と共に基本的価値観を持つ米国の Mayo Clinic をモデルとし、医療の本質、原点を踏まえた誇りある医科大学を目指すための取組・運動を展開している。これについては基準項目の特記事項 2（日本の Mayo Clinic を目指す会）にて詳述する。同実行戦略会議は、昨今の大学を取り巻く環境の変化が著しく、かつ先行き不透明な状況の中、本学が戦略的かつ機動的な諸施策を実施できるよう設置したものである。このように諮問機関等としての評議員会と、理事会機能を補完するための常任理事会及び同実行戦略会議はそれぞれ十分に機能している。

理事の選任については、「寄附行為」第 6 条第 1 項各号に規定する理事ごとにその要件及び定数を満たし、適切に行われている。また、「寄附行為細則」に一部理事の職務分掌が定められ、責任の所在を明確にしている。加えて、理事が競業又は利益相反取引をしようとする場合には、理事会で当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けており適切に運営されている。現在 16 人の理事の令和元(2019)年度中に開催された理事会の平均出席率は 98.8% であり、良好な出席状況の下で適切な意思決定が行われている。加えて必要に応じて「寄附行為」第 15 条第 11 項の規定に基づき、意思表示書の提出により適切に対応している。

さらに、平成 26(2014)年度から理事会運営等の課題を抽出、分析し改善に役立て、理事会の機能及びガバナンスの一層の強化を図るために、年 1 回決算理事会で理事会及び理事個人の自己評価が行われている。また、理事の就任に当たり、「学校法人埼玉医科大学理事必携」を配付し、理事の職務・役割等の再認識とともに、大学や医療を取り巻く環境と、その中で本学が置かれている状況を正しく理解し適正に職務に当たってもらえるよう学内報、経営情報データ、各病院の病院ニュース等を送付し、法人に関する各種情報提供の充実が図られている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】学校法人埼玉医科大学寄附行為

【資料 5-2-2】学校法人埼玉医科大学常任理事会規程

【資料 5-2-3】学校法人埼玉医科大学寄附行為細則

【資料 5-2-4】埼玉医科大学グループ 21 世紀ビジョン実行戦略会議概念図

【資料 5-2-5】学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会運営規則

【資料 5-2-6】理事会評価表、理事個人評価表（書式）

【資料 5-2-7】学校法人埼玉医科大学理事必携

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境が著しく変化する状況下において、法人の意思決定は迅速かつ適切な実施が継続して行われなければならない。平成 26(2014)年度から開始した理事会及び理事個人の自己評価については、実施することを目的とするのではなく、これらをいかに有効に活用し改善に努めるかということが問われる。引き続き時代の変化や社会からの要求に的確に応えるべく、理事会の機能及びガバナンスの一層の強化を図り、経営の透明性の更なる確保を推進していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

教育・研究組織には、その責任者である学長（理事）のほか、法人の経営幹部から副理事長、専務理事及び常務理事が「寄附行為細則」に定められているそれぞれの職務に当たっている。これらの理事は、理事会等により意思決定された事項の業務執行に当たるとともに、各所管業務について、それぞれの主要な会議等の場で報告している。学長は、「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号の理事として経営組織の意思決定に参画し、教育・研究組織の最高責任者としての立場から意見を述べ、経営組織と教育・研究組織の意思疎通と円滑な連携が保たれている。

また、教職員に関する事項の報告、情報の伝達・共有を目的として、全教授・運営責任者、教員等が出席する医学部・保健医療学部合同教授・教員総会は、理事長をはじめとする経営組織及び管理組織の幹部職員、さらに多くの職員も同席し、年 1 回開催される。特に理事長講話では、理事会報告のほか、大学や病院を取り巻く環境の変化を踏まえた法人運営の方向性や諸課題、各病院の運営の在り方等が教職員に向けて発信・表明され、経営組織と教育・研究、診療組織との情報の共有化及び連携強化が適切に図られている。

そして、平成 18(2006)年に理事長及び学内理事等の経営組織の幹部、学長、副学長をはじめとする教育・研究組織の幹部、病院長、副院長などの診療組織の幹部、その他各事務部長を事務局として構成される「教育・研究、診療連携会議」が経営組織に設置され、年 2 回開催されている。それぞれが経営幹部と緊密な協議・報告を行うことにより、各組織

間の連携が円滑に図られ、それぞれの機能の十分な發揮とともに統制が図られた体制となっている。

教員人事については、理事長を委員長とする教員人事委員会が設置され、学長、副理事長、専務理事、常務理事（人事担当）、各病院長等の委員により審議され、経営組織が教員人事の最終決定を行っている。同委員会の決定事項は、理事会には理事長、教授会（医学部では教員代表者会議）には学長又は学部長、診療部長会議には各病院長がそれぞれ報告する体制がとられている。

事務部門、看護部門、メディカルスタッフなど職員間の連携については、「部長会」が原則として月1回開催されている。議長である理事長が事務局長、常務理事、各部長の約30人の構成員を招集し、理事長からの説示・指示事項のほか、協議事項の審議、各部門からの連絡・報告事項が発表・伝達され、経営組織と事務部門、診療部門等の職員間の情報共有がなされ、適切に意思疎通を図ることができる体制となっている。

さらに、教員（医師）、看護師、メディカルスタッフ、事務員等の各組織・職種の全教職員を対象として定期的に開催されている「日本のMayo Clinicを目指す会全体集会」は、SD(Staff Development)の一環として各組織の取組等を発表し連携を深めており、各組織間における情報共有及び意思疎通が有効的に図られている。

教職員の提案等をくみ上げる仕組みとしては、前述した「医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト」が展開され、同プロジェクトにより、法人運営における収支改善や質の向上を目指し、現場の教職員の目線で改善に取り組まれている。これに加え、平成27(2015)年6月に教職員一人ひとりが考える自由な発想やアイディアを積極的に採り上げ、法人運営に活かすことを目的として「理事長宛て自由提案制度」が創設された。その後、平成29(2017)年5月に同制度は「理事長ダイレクトメッセージ」に発展的に見直され、教職員からの自由な提案に加え、組織密度をより高めると同時に、風通しの良い組織とするため、各組織の課題やその解決策を経営組織が迅速に把握し対処できる仕組みにより運営されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学における管理運営機関には、各組織から立場の異なる役員や教職員が出席している。理事会、常任理事会にはオブザーバーとして教員、職員が、教授会には理事、職員が、スタッフ会議、教育・研究、診療連携会議には、理事、教員、職員が出席し、相互にチェックする体制を整備し、適切に機能させている。

監事は、「寄附行為」及び「学校法人埼玉医科大学監事監査規程」に基づき、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査し、これらの状況を毎会計年度終了後に監査報告書により理事会及び評議員会に提出しているとともに、理事会等に出席してこれらの状況について意見を述べており、その職務が適切に行われている。また、

「監事監査規程」に基づき、内部監査室の職員等に監査事務の補助や監査に関する業務の支援を求めるができる体制が整備されている。監事の選任については、「寄附行為」の定数を満たすとともに、その要件及び手順により適切に選任されている。現在2人の監事の令和元(2019)年度中に開催された理事会、評議員会への出席率は、数字上76%であるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により監事2人ともに欠席せざるを得なかつた同年

度 3 月の開催を除けば 100%である。なお、この場合において、あらかじめ欠席の監事へ当日の議案資料等を郵送し、議案のほか、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について理事長が意見を徵し、適正であることを確認している。

監事による監事監査とは別に、法人の法令順守（コンプライアンス）体制の強化を推進するとともに、業務の改善及び業務効率の向上を図るため、「学校法人埼玉医科大学内部監査規程」に基づき、法人の業務、会計処理等の状況について、関係法令及び諸規程に準拠し、かつ、法人が定めた方針及び計画に沿って適切に行われているか調査及び検証を行うための内部監査が制度化され、公的研究費等の監査等が適切に行われている。また、監査法人（公認会計士）による会計監査とは別に、平成 27(2015)年及び平成 28(2016)年に経理部門、人事部門及び病院の事務部門に対して、監査法人による業務改善に向けた業務調査等が実施され、適正な事務取扱いに関する運用の改善が図られた。このように相互チェックによるガバナンスが適切に機能している。

理事会の諮問機関である評議員会の運営については、「寄附行為」第 20 条及び第 21 条に規定されている諮問事項、役員に対する意見具申等がそれぞれ適切に行われ、諮問機関としての役割を果たしている。評議員の選任については、「寄附行為」第 22 条第 1 項各号に規定する評議員ごとにその要件及び定数を満たし、適切に選任されている。現在 34 人の評議員の令和元(2019)年度中に開催された評議員会の平均出席率は 94.1%と良好である。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-3-1】学校法人埼玉医科大学寄附行為細則
- 【資料 5-3-2】学校法人埼玉医科大学寄附行為
- 【資料 5-3-3】埼玉医科大学教授会運営規則
- 【資料 5-3-4】学校法人埼玉医科大学教育・研究、診療連携会議規則
- 【資料 5-3-5】学校法人埼玉医科大学教員人事委員会規程
- 【資料 5-3-6】学校法人埼玉医科大学部長会運営規則
- 【資料 5-3-7】第 22 回、第 23 回「日本の Mayo Clinic を目指す会」全体集会（案内・プログラム）
- 【資料 5-3-8】医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト資料
- 【資料 5-3-9】理事長宛て直接提案制度の創設について（平成 27 年 6 月 3 日付け通達第 26 号）、理事長ダイレクトメッセージの創設について（平成 29 年 5 月 1 日付け通達第 19 号）
- 【資料 5-3-10】学校法人埼玉医科大学監事監査規程
- 【資料 5-3-11】学校法人埼玉医科大学内部監査規程

（3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学が学長のリーダーシップの下、その強みや特色を活かしていくことができるようガバナンス体制をより強化するとともに、自律的かつ継続的にガバナンス体制の総点検・見直しを図ることが求められている。現状の監査体制をより実効性のあるものとするため、監事、監査法人の公認会計士、内部監査室がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、三様監査による一層の相互チェックの強化を推進していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人では、「限りなき愛」を基本理念として、平成 13(2001)年の第 1 次長期総合計画「夢」から第 2 次「飛躍」、第 3 次「誇り」と進め、各々その計画とともに施設設備整備や人材確保など、その計画や目標を達成するための長期財務計画を策定し、この財務計画に沿って着実に財務運営を行ってきた。現在は創立 50 周年に向け、医療と福祉が融合した理想郷の実現を目指し策定された第 4 次長期総合計画（平成 28(2016)年度～令和 4(2022)年度）「飛翔」とともに同期間の第 4 次長期財務計画に沿って財務運営が適切に行われている。また、学校法人埼玉医科大学財務運営委員会を四半期ごとに開催し、長期財務計画に基づき策定された各年度の収支予算に対する厳格な予算執行と収支管理の徹底が図られるなど適切に機能し、計画された事業を着実に実行している。平成 20(2008)年度から全学的な収支改善運動として展開されている「医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト」では、教職員が一丸となって部門横断的に個々のプロジェクトに取り組み、成果を上げている。当年度収支差額は、平成 20(2008)年度の 37 億円の支出超過から、平成 21(2009)年度には 19 億円の収入超過となり、以後、一定水準の収支差額を確保してきた。その結果、翌年度繰越収支差額についても、平成 26(2014)年度から翌年度繰越収支差額についても 41 億円の収入超過となり、令和元(2019)年度末では 80 億円の収入超過とその額は着実に増加している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学の収入基盤となる志願者・入学者の状況は安定し、また、収入の 8 割強を占める医療収入についても着実に増収を維持し、安定した収入が確保されている。令和元(2019)年度の事業活動収入は 1,126 億円である。一方、支出は将来を見据え有望な学生を確保し社会のニーズに応えるべく、教育環境の整備拡充や研究上の目的を達成するための施設設備整備を図り、その設備投資コストに加え、人件費や医療経費が増加しつつあるものの、積極的な収入確保と徹底した経費の削減・抑制を図ることで収支バランスの確保が維持されている。令和元(2019)年度の事業活動支出は 1,039 億円であり、基本金組入前収支差額は 87 億円を確保している。また、自己資金構成比率についても高水準で推移し、令和元(2019)年度は 85.9% と安定した財務基盤を確立している。

事業活動収支計算書及び貸借対照表関係の主要な財務比率は、全て良好であり、収支バランスが健全に保たれている。

また、私立学校法や「寄附行為」に規定されていないものの、毎年 11 月に中間決算理事

会を開催し、4月から9月までの上期の収支状況につき中間収支決算報告について諮り、理事会での承認後に評議員会に報告し、必要な時期において財務運営状況の確認が行われている。さらに当年度の予算執行状況を確認の上、必要に応じて補正予算を編成し、次年度の収支予算と併せて評議員会に意見を求めた上で3月の予算理事会に諮っており、予算管理についても適切に行われている。

資金運用については、「学校法人埼玉医科大学資金運用規程」に定められているとおり、元本の確保を最優先とし、元本リスク、期間リスク等を十分考慮し、財投債、事業債を中心に安全で確実な運用を行っている。具体的な運用商品については、財務運営委員会で協議し決定している。また、令和元(2019)年度は、資金運用、収益事業、付随事業等を積極的に行っている他大学を訪問し研究・検討を行った。

外部資金の獲得については、平成27(2015)年度にRAセンターを立ち上げ、科学研究費応募に係る講習会を各キャンパスで毎年開催している。さらに平成30(2018)年度には、医学研究センターと連携し文科省科研費「アドバイザー制度」を立ち上げ、公的研究費の獲得支援の強化を図った。また、創立50周年記念事業として寄付金募集活動を平成28(2016)年度から開始している。加えて、寄付金募集セミナーに参加し、他大学の成功事例等の情報収集を行うとともに、日本私立学校振興・共済事業団の職員を講師に招き勉強会を開催するなど、寄付金獲得に積極的に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】第4次長期総合計画「飛翔」

【資料5-4-2】長期財務計画書

【資料5-4-3】「医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト」資料

【資料5-4-4】予算書・計算書及び監査法人の監査報告書（過去5年間）

【資料5-4-5】学校法人埼玉医科大学資金運用規程

【資料5-4-6】学校法人埼玉医科大学財務運営委員会規則

【資料5-4-7】文科省科研費「アドバイザー制度」概要（学内ホームページ）

TOPページ>基本学科・教育研究施設関連>リサーチアドミニストレーションセンター>B-2Aアドバイザー制度

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

本学では、医療収入を中心として着実に事業収入を確保し、安定した財務基盤を確立してきたが、今後予想されますます厳しい環境変化の中で事業計画を推進し実施していくためには、収支を補完する上で外部資金の獲得が重要な課題となる。その中でも安定した寄付金収入を獲得していくことが重要であると考えられ、創立50周年記念寄付金募集活動以外に継続して実施される寄付金活動推進の仕組み・体制の構築について検討していく。

5-5 会計

5-5-①会計処理の適正な実施

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準、「寄附行為」、「学校法人埼玉医科大学経理規程」に則り、かつ、会計処理上の疑問点、判断が難しい場合には、公認会計士や顧問税理士のほか、日本私立学校振興・共済事業団等に適宜照会しながら適正な会計処理を行っている。

また、本学では、第4次長期総合計画に基づき、各年度の事業計画に則って予算編成を行い、その執行状況を管理し、必要に応じて補正予算を編成している。予算の立案及び執行については、「学校法人埼玉医科大学予算管理規程」により定められた各部署の所属長が予算管理責任者としてその任に当たる。予算編成の基本方針に基づき各予算管理部署が作成した予算申請を受け、経理担当者は当該予算管理部署にヒアリングを行う。その上で経理部長は、全体的な調整を行い、予算案を作成して財務担当理事を通じて理事長に提出する。理事長は、予算案を総合調整し、評議員会の意見を聴いて理事会に諮り決定する。決定した予算は、経理課が各予算管理部署に通知し、当該期中において定期的に報告する予算執行状況表によって各部署が予算管理を行っている。

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、監査法人により私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、①内部統制、②取引記録、③実査、④計算書類項目、⑤前年度監査報告書検討事項について監査が厳正に実施され、監査報告書により結果の還元とともに必要な指導を受け、より適切な会計処理への改善が図られる体制が確立している。当該監査は1回につきおおむね3人で、年間を通じた監査日数は43日（令和元(2019)年度実績）と十分な時間により適時、適切に実施されている。監事による会計監査については、「学校法人埼玉医科大学監事監査規程」に則り、監事監査計画に基づいて計画的かつ厳正な監査が実施されている。また、監査法人及び監事は連携を図りながら、理事長、常務理事、経理部長等と監査内容について意見交換を行うとともに、評議員会、理事会に出席し監査結果の報告及び法人の財産等の状況について意見を述べている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】学校法人埼玉医科大学経理規程

【資料 5-5-2】学校法人埼玉医科大学予算管理規程、予算別表

【資料 5-5-3】事業計画（過去5年間）

【資料 5-5-4】学校法人埼玉医科大学監事監査規程

【資料 5-5-5】監事の監査報告書（過去5年間）

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人による監査の期間においては、会計処理上の疑義照会をし、その回答を得ながら的確に行い、事務処理の更なる質の向上に努める。また、監査法人及び監事による監査の重要性を十分に認識し、監査結果による指摘事項については、内容をよく理解した上で速やかに改善を図る。特に、経理部のみならず、他の部門において関係する指摘事項については、引き続き合同の監査報告説明会・検討会等を通じて当該関係部署と十分に協議を行い、問題点を共有し、今後の業務改善につなげていく。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性（5-1）については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ各種法令や本学の諸規程が遵守され、基本理念等の下に策定された長期総合計画に沿い、単年度ごとの事業計画及び予算に基づき運営されており、使命・目的の実現に努めている。

理事会の機能（5-2）は、私立学校法及び「寄附行為」の定めにより設置され、法人の最高議決機関として適切に運営されている。評議員会は理事会の諮問機関等、常任理事会は理事会の補完機関としてそれぞれ十分に機能し、また、監事による適切な職務執行によりコンプライアンス体制が図られ、法人のガバナンス体制が有効に機能している。

管理運営の円滑化と相互チェック（5-3）については、理事長及び学長はリーダーシップを遺憾なく発揮し、経営組織、教育・研究組織、診療組織、管理組織間との意思疎通及び連携を保つとともに、適切に意思決定が図られており、本学の機能が十分に発揮できる管理運営体制が構築されている。

財務基盤と収支（5-4）については、長期財務計画に基づく年度の収支予算に対する厳格な予算執行と収支管理の徹底を図るため、財務運営委員会が適切に機能し、また、中間収支決算報告や補正予算の編成など、常に収支状況及び予算執行状況を管理する体制が確立され、全体的な収支バランスを考慮した健全な財務運営を行っている。また、積極的な収入確保と徹底した経費の削減・抑制により、安定した収支バランスが確保されている。

会計（5-5）については、学校法人会計基準、「寄附行為」、「経理規程」に則り、かつ、公認会計士や顧問税理士等に照会しながら適正な会計処理を行っている。また、会計監査については、監査法人により、厳正に実施され、監査報告書により結果の還元とともに必要な指導を受け、改善を図っていく体制が確立している。監事による会計監査については、監事監査規程に則り、計画的かつ厳正な監査が実施されている。さらに、監査法人と監事は連携を図りながら、評議員会、理事会に出席し監査結果の報告を行う体制が整備されている。

以上のことから、本学は関係法令等の遵守の下、適正な運営体制、監査体制の構築とともに厳正な会計処理を実施しているものと評価している。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における内部質保証に責任を負う組織として、学長の下に埼玉医科大学大学運営会議と埼玉医科大学自己点検・評価委員会（全学自己点検・評価委員会）を設置している。大学運営会議は、教育・研究活動等の適切性及び有効性を検証するため、自己点検・評価の全学的な活動を統括し、さらに自己点検・評価の結果を踏まえ、教育・研究活動等の全学的な改善・向上を推進する。全学自己点検・評価委員会は、毎年度、埼玉医科大学年報（自己点検・評価報告書）を作成し全学的観点に基づく自己点検・評価を行い、その内容を大学運営会議及び理事会に報告するとともに、大学ホームページにより社会に対して公表している。学部・研究科ごとにも自己点検・評価委員会を置き、学内全ての組織で、自主的な改善・改革を継続し、教育・研究等の水準を維持・向上させるため、自己点検・評価を実施している。さらに、教育プログラムの改善並びに教育・研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会を設置し、組織的に FD 及び SD を計画・実施している。

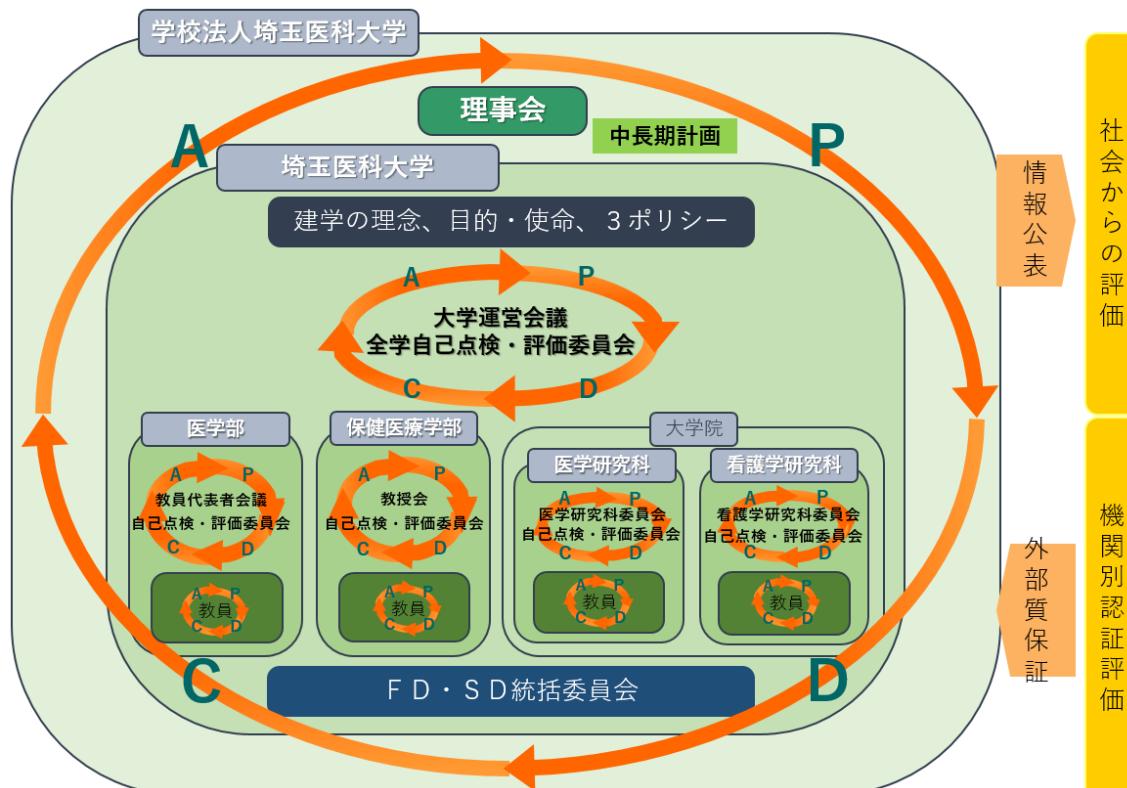


図 6-1-1 内部質保証の組織体制

本学の内部質保証の基本的考え方は、「内部質保証に関する全学的な方針」に次のとおり示している。

1. 本学の建学の理念、目的及び使命、教育研究上の目的の達成に向けて、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえ、質の向上に向けて恒常的・継続的に改善・改革を推進する。
2. 教育研究活動等の状況について、本学の中長期目標・計画に基づき、教育の充実、学修成果の向上等を図るための PDCA サイクルを適切に機能させることにより、教育研究活動等が適切な水準にあることを社会に対して説明し、大学運営全般の質を保証する。

以上のように、本学では内部質保証のために、大学運営会議と全学自己点検・評価委員会の責任体制の下に、各学部、研究科が自己点検・評価を実施し、学部・学科、研究科内で改善に活かすとともに、全学自己点検・評価委員会の評価結果に基づき、大学運営会議が教育の改善に取り組むという、教育・研究活動に関わる各種の事項について、恒常的かつ定期的な自己点検・評価を実施し、教育・研究内容の改善や新たな計画の導入を行う組織運営体制の整備とともに、その責任体制が確立されており、基準 6-1 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-1-1】埼玉医科大学医学部自己点検・評価委員会規則
- 【資料 6-1-2】令和元年度第 11 回医学部自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-1-3】埼玉医科大学保健医療学部自己点検・評価委員会規則
- 【資料 6-1-4】令和元年度第 6 回保健医療学部自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-1-5】埼玉医科大学大学院医学研究科自己点検・評価委員会規則
- 【資料 6-1-6】埼玉医科大学大学院看護学研究科自己点検・評価委員会規則
- 【資料 6-1-7】埼玉医科大学自己点検・評価委員会規則
- 【資料 6-1-8】令和元年度第 2 回埼玉医科大学自己点検・評価委員会資料、議事録
- 【資料 6-1-9】内部質保証に関する全学的な方針
- 【資料 6-1-10】埼玉医科大学大学運営会議規則

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長、評価担当副学長を中心に、全学、両学部の内部質保証の体制は整備されている。今後、「内部質保証に関する全学的な方針」について全教員の理解を一層深め、一人ひとりが関わっている教育・研究活動を対象とした自己点検・評価を通じて、本学の教育・研究の質の向上並びに質の保証に貢献できるように運営体制の強化に努める。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学全体としての内部質保証は、学長を委員長とする全学自己点検・評価委員会が、毎年度の年報の作成、大学機関別認証評価の受審準備、教員人事考課、教員の教育業績評価等を統括している。当該年度における大学運営の現状を、埼玉医科大学 IR センターからの分析結果の報告に基づき自己点検・評価し、その結果を教育・研究や大学運営の改善・向上に活かすことを目的とし、学部（基本学科）、大学院、図書館、附属するセンター及び委員会を対象とした年報（自己点検・評価報告書）にまとめ、毎年度刊行している。記載される項目は、教育実績、研究実績、診療実績（医学部のみ）、代表的な業績一覧等及びこれらに対する自己点検・評価と次年度目標である。完成した年報は、大学ホームページで公開され、広く社会に公表している。

埼玉医科大学医学部自己点検・評価委員会は、毎月開催され、医学部各組織の自己点検・評価内容の検討や対応策の審議や大学機関別認証評価に向けた医学部内の体制・活動の点検・整備について審議している。また、医学部の人事考課に関する指針・実施内容の検討や結果の評価を受けての埼玉医科大学医学部教員組織運営会議における各人・各組織の業務内容改善の検討、医学部教員の再任の可否について人事考課を基にした検討などを行い、審議結果を全学自己点検・評価委員会及び教員代表者会議に報告し意見を聴いている。

埼玉医科大学保健医療学部自己点検・評価委員会は、隔月の年 6 回開催され、学生による授業評価、教員への FD(Faculty Development)活動、年報の作成、教員人事考課、「Letters to the Dean 制度」、授業評価の結果に基づく教員表彰制度、教育業績及び研究業績評価制度の点検・評価を行っている。これらに加えて教育環境整備、学生生活の支援と学生保健管理体制、入学者選抜、広報活動、研究活動、カリキュラム評価、学生の海外研修、各種委員会の活動状況、学部プロジェクト研究の運用状況、教員組織のあり方等の多岐にわたる事項について点検・評価を行い、全学自己点検・評価委員会及び埼玉医科大学保健医療学部教授会に報告し、その結果を共有している。

埼玉医科大学医学研究科自己点検・評価委員会は、毎月開催され、学位申請予定者や指導教員に関する現状の共有と課題解決のための協議を行っている。また、埼玉医科大学看護学研究科自己点検・評価委員会は、毎年度、学生による授業評価を行い、自主的に教育内容の評価を実施している。評価の結果により、教員表彰を行い、授業の質向上と改善に努めている。

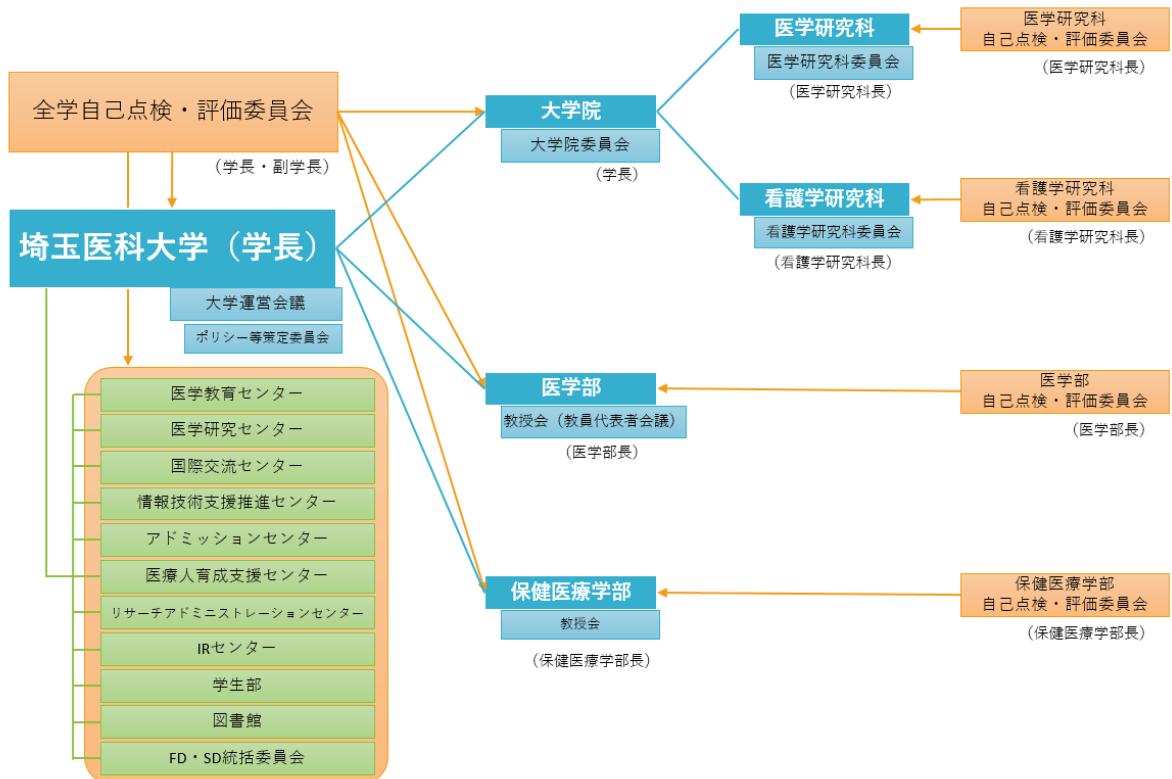


図 6-2-1 自己点検・評価委員会の体制

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

学長が統括する IR センターは、センター長、副センター長 2 人のほか、専任教授 1 人、専任職員 1 人、兼任教員 1 人体制で、月 1 回運営会議を開催し、IR に関する方針の決定や必要な改善事項の協議や報告などを行っている。IR 活動としては、埼玉医科大学医学教育センター医学部領域卒前医学教育部門調査解析室や同保健医療学部事務室の協力を得て、学生の学修成果としての進級や卒業、留年、退学、国家試験合格などと在学中の成績の分析、学生生活実態調査の実施と分析、授業評価や実習評価のデータの分析を行ってきた。令和元(2019)年度からは、学修成果や学修支援に関する満足度調査を全学的に実施し、これら教学に関わるデータの調査・収集・分析を行い、その結果を全学自己点検・評価委員会、埼玉医科大学教授会、同医学部カリキュラム委員会、同医学部カリキュラム評価委員会などに報告し共有している。

以上のように、本学では内部質保証のために、大学全体としては全学自己点検・評価委員会が、医学部、保健医療学部、医学研究科、看護学研究科ではそれぞれの自己点検・評価委員会が、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を必要な組織と共有し、教育・研究の質の向上に活用するとともに社会に公表している。また、IR センターを設置し、データの収集と分析を行い、必要な組織に情報を提供しており、基準 6-2 を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-2-1】平成 30 年度埼玉医科大学年報（自己点検・評価報告書）
- 【資料 6-2-2】令和元年度第 2 回埼玉医科大学自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-2-3】令和元年度第 11 回医学部自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-2-4】令和元年度第 6 回保健医療学部自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-2-5】令和元年度第 1 回看護学研究科自己点検・評価委員会議事録
- 【資料 6-2-6】埼玉医科大学 IR センター規程
- 【資料 6-2-7】埼玉医科大学 IR センター運営会議規則
- 【資料 6-2-8】令和元年度 IR センター運営会議議事録
- 【資料 6-2-9】IR レポート（医学部、保健医療学部）

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 活動として全学の教学 IR データの分析結果を、次年度の教育プログラムの改善に活かしていくことができるよう、更なる体制の整備と分析結果の公表に関する方法の検討を行い、継続的な IR 活動の方針を更に明確にしていく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、ディプロマ・ポリシーとの整合性・一貫性のあるカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成するとともに、学修成果を点検・評価し、その結果を学修指導の改善にフィードバックする仕組みを構築してきた。令和元(2019)年度から、「内部質保証における全学的な方針」に則って、教育・研究における管理運営に関する計画・目標の進捗や達成状況や IR センターにより分析し作成された IR レポート等を踏まえた学部、研究科ごとの自己点検・評価が実施されている。この自己点検・評価により抽出された課題や見直すべき事項が次年度以降の目標や計画に活かされるよう、PDCA サイクルを機能させるための体制や仕組みを整備してきた。また、自己点検・評価を通じた内部質保証の基本となる年報については、学長を委員長とする全学自己点検・評価委員会におけるレビューを経て大学運営会議に報告され、教育・研究や大学運営の全学的な改善につなげている。また、これらの取組は理事会に報告され、法人の事業計画や長期総合計画の策定、中間評価や計画の見直しに活かされる。なお、これらの自己点検・評価に基づき、学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会が中心となって、医学教育センター医学部領域 FD 部門、同保健医療学部 FD 小委員会、学校法人埼玉医科大学職員キャリアアップセンター等が FD・SD(Staff Development)を計画し、教育・研究活動等の適切かつ効果的な運営を図

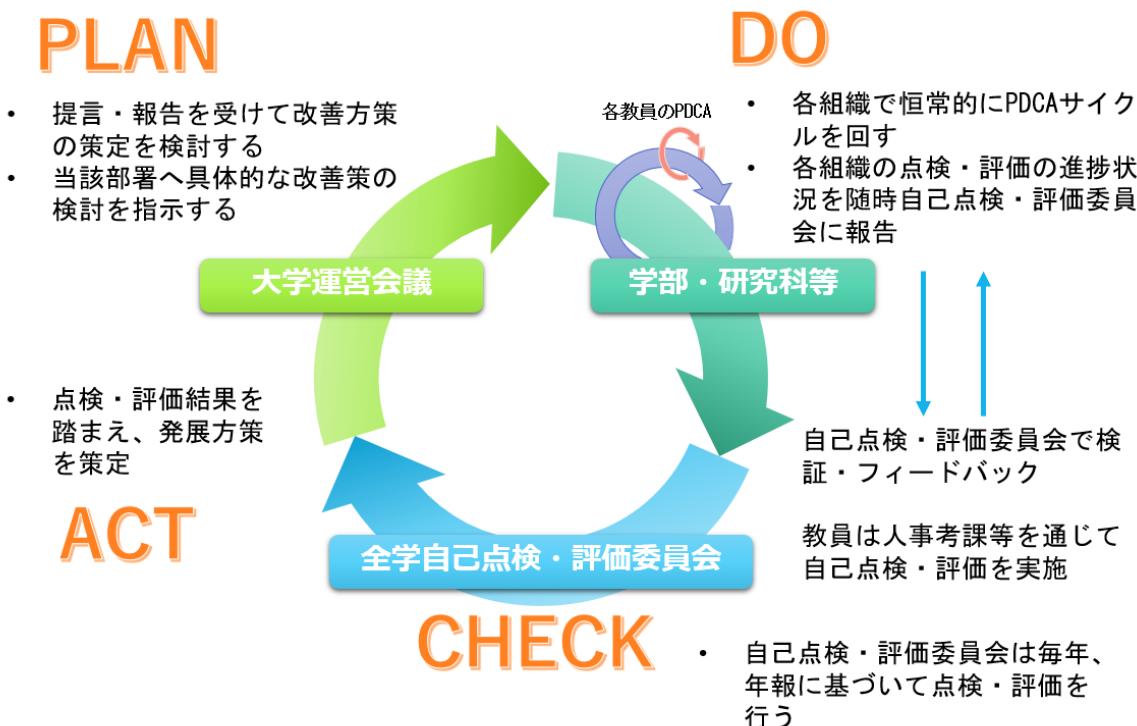


図 6-3-2 埼玉医科大学の内部質保証の考え方

るために、職員に必要な知識と技能を習得させ、その能力と資質を向上させるための研修機会等を設けるなど必要な取組が行われている。

医学部では、IRセンターが卒業生の国家試験の成績と卒業試験、医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験 CBT(Computer Based Testing)、各学年の成績との関連を分析している。令和元(2019)年度には、前年度の卒業生の医師国家試験結果を分析し、その結果から学修支援の必要な学生の特徴を把握した。その分析結果に基づき、教員向けの国家試験報告会や試験問題作成 FD を FD 部門が中心となって開催した。また、6 年生向けの必修テキストの作成や実力試験の解説講義を行うなど教育の改善に取り組んだ。さらに、同年 6 月には、医学教育センター医学部領域卒前医学教育部門に学力増進室を設置し、6 年生を中心として、支援を必要とする学生との面談、補習、「ナイトセッション」などを実施した。これらの活動は、令和 2 年(2020)年医師国家試験において新卒合格率の向上に寄与したものと考えている。

保健医療学部では、全ての科目の最終講義に実施する授業評価アンケートの結果を教員にフィードバックすることをとおして、教育内容・方法の改善に取り組んできた。また、各学科の卒業生が受験する全ての国家試験の問題の解析を講義担当教員に依頼し、担当科目の講義内容が国家試験に対応しているかどうかを点検することをとおして、カリキュラムの改善に活かしてきた。また、平成 28(2016)年度から「GPA(Grade Point Average)制度」を採用し、成績下位グループの個別指導を強化している。これらの活動は、各々の国家試験の成績の向上に寄与したものと考えている。

大学機関別認証評価については、平成 18(2006)年度及び平成 25(2013)年度に日本高等

教育評価機構による認証評価を受審し、同機構が定める大学評価基準を満たしていることが認定されており、さらに令和2(2020)年度に第3回目の受審を予定している。なお、認証評価の結果は、評価結果報告書として同機構より冊子及びホームページにて社会に公表されている。教員人事考課及び教員の教育業績評価においては、教員一人ひとりが1年間の活動を振り返り、教育、研究、診療別に達成度を比率(%)で表し、改善事項を踏まえて次年度の目標を設定し、取り組むことでPDCAサイクルを機能させている。

また、長期総合計画は、法人が各組織を取りまとめて策定してきた。平成13(2001)年度の第1次長期総合計画「夢」に始まり、平成18(2006)年度の第2次長期総合計画「飛躍」、平成23(2011)年度の第3次長期総合計画「誇り」、平成28(2016)年度の第4次長期総合計画「飛翔」と、5年ごと（第4次長期総合計画にあっては7年の計画期間。以下同じ）の見直しと新規計画の策定を通じ、全学を挙げて中長期的な大学運営の改革と発展に寄与してきた。計画内容は、教育・研究部門、診療部門及び管理部門の各部門が、直近の長期計画の進捗の検証・評価を踏まえ、次の5年間の計画を提示するものであり、その中から埼玉医科大学ゲノム医学研究センターの開設、創立30周年記念講堂の開設、保健医療学部の設置、埼玉医科大学国際医療センターの開院などの日高キャンパス整備事業のほか、新たな教員組織制度の確立、大学院の教育システムの改善等の改革が実現してきた。さらに、令和元(2019)年度は第4次長期総合計画の折り返しとなる4年目に当たる年度として、同計画の進捗・達成状況について中間検証を行い、その評価と見直しに取り組むなど、的確な組織運営を行い、PDCAサイクルを機能させている。

各部署・部門の事業計画は、理事長がスタッフ会議に諮り決定した次年度の基本方針に基づいてそれぞれの部署等で作成され、総合企画部で全体を取りまとめている。法人全体の年度事業計画については、これとともに長期総合計画、直近の大学機関別認証評価、法人を取り巻く外部環境等を踏まえ素案が作成され、收支予算案とともに理事会に諮って決定される。各部署では目標として掲げた各事項に対して、当該年度における達成状況を自己点検・評価し、次年度の計画立案に活かしている。

以上のように、本学では教育・研究活動の改善向上を図るために、大学運営会議、全学自己点検・評価委員会を中心に、恒常的かつ定期的に点検・評価を実施している。また、FD・SDも有効に実施されており、大学として教育・研究活動の改善につながっている。さらに、その自己点検・評価の結果が法人による長期総合計画の策定と中間検証・改善、年度ごとの事業計画の作成に活かされており、基準6-3を満たしていると判断した。

【エビデンス集・資料編】

【資料6-3-1】令和2年度事業計画

【資料6-3-2】令和2年度学校法人埼玉医科大学理事会議事録

【資料6-3-3】第1次～第4次長期総合計画表紙・目次

【資料6-3-4】第4次長期総合計画中間検証の資料

【資料6-3-5】令和元年度第2回学校法人埼玉医科大学FD・SD統括委員会議事要旨

【資料6-3-6】令和元年度卒前教育合同会議記録、資料（第146回、第152回）

【資料6-3-7】第113回医師国家試験報告会（次第）、試験問題作成FD開催次第（案内）

【資料 6-3-8】必修問題対策テキスト作成依頼書

【資料 6-3-9】第 3 回実力試験開設講義時間割 2019

【資料 6-3-10】令和 2 年度医師国家試験成績（医学部 IR レポート 2020）

【資料 6-3-11】教員人事考課の資料

【資料 6-3-12】第 1 次長期総合計画「夢」（抜粋）

【資料 6-3-13】第 2 次長期総合計画「飛翔」（抜粋）

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、各部署・委員会等が IR 活動の結果を活用し、効率的に自己点検・評価を行うことができるようになるため、自己点検評価報告書（年報）の見直しに取り組む予定である。PDCA サイクルをさらに機能させるために、評価可能な計画のあり方や内部質保証に関する会議の開催のあり方、評価結果を踏まえた FD・SD の充実について引き続き検討するとともに、三つのポリシーを起点とした内部質保証の仕組みの改善に努める。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証の組織体制（6-1）については、「内部質保証の全学的な方針」に基づき、継続的な自己点検・評価を通じて内部質保証を行うための恒常的な組織体制が整備され、その責任体制が確立されている。

内部質保証のための自己点検・評価（6-2）については、学長並びに評価担当副学長のリーダーシップの下、それぞれの組織が活力をもって自主的・自律的に自己点検・評価を行い、その結果を必要な組織と共有している。また、IR センターを活用しデータの調査・収集・分析を行い、その結果を自己点検・評価に役立てている。

内部質保証の機能性（6-3）については、これらの活動の成果を教育や大学運営の改善・向上に役立て、中長期計画にも反映させることを通じて内部質保証のための PDCA サイクルを機能させている。

以上のことから、学長の強いリーダーシップの下、全学的かつ恒常的な質保証のための組織体制によって、内部質保証が実施され、有効に機能しているものと評価している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域性

A-1 地域社会との連携

A-1-①地域公共団体(国・自治体)との連携・貢献に関する活動

A-1-②地域の教育機関（大学・高等学校等）との連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①地域公共団体(国・自治体)との連携・貢献に関する活動

本学は、昭和 47(1972)年に埼玉県の強い要請に応えて県内に初めて設立された医科大学であり、平成 18(2006)年に保健医療学部を設立し医療系総合大学となった。精神科、感染症科を専門とする旧毛呂病院を母体として設立された埼玉医科大学病院（毛呂山町）、救急医療、周産期医療の中心的役割を果たす埼玉医科大学総合医療センター（川越市）、がん診療、救急医療の中心的役割を果たす埼玉医科大学国際医療センター（日高市）の 3 病院を有し、県内の高度先進医療を全面的に統括するだけでなく、地域医療連携の要としての役割を果たしてきた。このような設立の背景や地域社会的な背景を基に、平成 24(2012)年には毛呂山町、平成 25(2013)年には日高市、平成 30(2018)年には飯能市、令和 2(2020)年には越生町と地域包括協定を締結し、様々な連携活動を行っている。平成 18(2006)年に地域貢献の窓口として設立された地域医学・医療センターは、組織改編され平成 28(2016)年から埼玉医科大学医療人育成支援センター地域医学推進センター（専任教員 1 人）として活動している。

埼玉県の地域医療や医療人育成に関しては、平成 22(2010)年度以降、埼玉県総合医局機構運営協議会委員、埼玉県地域医療教育センター委員、埼玉県医師確保・派遣委員、埼玉県医師キャリア形成支援委員及びキャリアコーディネーターとして医師不足対策（埼玉県地域枠奨学金）等に関与し、埼玉県内の医療人材育成に貢献している。医学部には、埼玉県地域枠奨学金受給者が令和 2(2020)年 4 月現在 103 人が在学しており、初年度となる平成 22(2010)年度入学生以降、延べ 46 人の卒業生を輩出してきた。埼玉県の重要施策であるがん対策に関しては、平成 27(2015)年度から「埼玉県がん検診結果統一集計結果報告書委託事業」を受託し、埼玉県内の市町村が行うがん検診の精度管理についての分析、報告書の作成を担当するほか、「埼玉県がん対策推進計画」の策定に委員として関与している。

毛呂山町とは、平成 19(2007)年度から教員が毛呂山町健康づくりアドバイザーとして関わり、「血管年齢若返りプロジェクト」を実施し、特定健診受診率の向上に寄与してきた。平成 26(2014)年度、27(2015)年度には、文部科学省私立大学等改革総合支援事業タイプ 2 に選定され、医学部と保健医療学部とが連携して、「健康づくりプロジェクト in 毛呂山」を毛呂山町公民館で実施した。令和元(2019)年度には、教育委員会が取り組む「未来を開く人づくり」プロジェクトの一貫として行われた授業に講師を派遣した。

日高市とは、毛呂山町同様に平成 28(2016)年から「特定保健指導による内臓脂肪及びス

「レス改善効果」について研究協定を締結して実施している。保健医療学部理学療法学科では、平成 24(2012)年度に「健康体操製作業務委託契約」を締結し、地域住民の健康づくりのため、「日高市・健康ロコモ体操」を作成し予防に取り組んでいる。平成 27(2015)年度～30(2018)年度まで健康増進事業の一貫として体力測定、ウォーキングや運動指導を行った。平成 27(2015)年度からは認知症予防講座を日高市及び市内の地域包括支援センターと協働で実施している。保健医療学部看護学科では、平成 18(2006)年度～25(2013)年度まで継続して「日高市健康づくり応援隊事業」を受託し、地域健康づくり調査や保健活動の計画立案に携わってきた。平成 24(2012)年度と 28(2016)年度には「日高市健康推進事業」として市民の健康調査を行い、日高市第 2 次及び 3 次の健康づくり計画の評価と第 3 次及び 4 次計画策定のための資料を提供した。公民館に教員が出向いて自殺予防講座、ハンドケア等を行う「日高市心の健康づくり事業」も、平成 22(2010)年度から継続して行っており健康づくりの支援を担ってきた。

飯能市とは、平成 28(2016)年度から毛呂山町、日高市と同様に「血管若返りプロジェクト」に取り組むほか、平成 30(2018)年度から「地域包括ケアシステム構築のための社会資本の活用に関する研究」にも取り組み、地域の高齢者の QOL(Quality of Life)向上のために貢献している。

「血管若返りプロジェクト」は越生町でも展開されているほか、保健医療学部理学療法学科では平成 28(2016)年より川越市と「川越市一般介護予防事業評価事業業務委託」を締結し、一般介護予防事業対象者把握事業として高齢者等実態調査の回答と要介護発生データとを統合し、生活機能低下と介護発生の地域分析を行っている。また一般介護予防事業の効果を検証するため、「住民主体の通いの場（自主グループ）事業」や「通所 C 型事業」の参加者の要介護発生率等を分析している。平成 30(2018)年度からは、地域の一般高齢者の体力チェックを目的に、「ときも体力測定会」と称した健康増進事業を実施し、年間 300～500 人程度の体力チェックを行い、フレイル高齢者のスクリーニングを行っている。さらに、地域医学推進センターの教員を中心として、彩の国思春期研究会西部支部、彩の国いきがい大学講師などを行い、埼玉県の性教育、地域の健康づくり活動の支援を行っている。

A-1-②地域の教育機関（大学・高等学校等）との連携

平成 23(2011)年からは、女子栄養大学（坂戸市）と協定を締結し、お互いの大学祭に参加する、課外学習プログラムを共同開講するなど連携している。

平成 24(2012)年度文部科学省大学間連携共同教育推進事業に選定され、埼玉県内の 4 大学（埼玉県立大学、城西大学、日本工業大学、埼玉医科大学）と埼玉県とが連携協定を締結し「彩の国大学連携による住民の暮らしを支える連携力の高い専門職育成（彩の国連携力育成プロジェクト）」に、平成 28(2016)年度まで取り組み、IPW (Interprofessional Work ; 専門職連携) に関する共通教育プログラムとして「彩の国連携科目」を共同開発・共同開講した。事後評価では S 評価を受けることができた。補助事業終了後も連携協定を継続して締結し、現場の連携力のある専門職育成のための専門職連携教育の開発や教材の作成を行っている。

埼玉県西部地区にある 16 大学が交流協定を結び公開講座の開催、単位互換制度の運営、

教職員研修会の共同開催等を行う「彩の国大学コンソーシアム」の会長校として、西部地域の教育的・文化的水準の充実に貢献している。

近隣の西武学園文理高等学校（狭山市）、秀明高等学校（川越市）の生徒に対して、医学部、保健医療学部の魅力を伝えるための講演会、大学見学会を開催し、高校生から保健医療専門職を目指す意欲の向上に寄与している。

埼玉県からの依頼により、埼玉県内の小学生、中学生、高校生を対象としたがん教育の推進に埼玉医科大学総合医療センター緩和医療科の教員が関わり、平成25(2013)年度以降、延べ28回を数える県内小中学校並びに高等学校への出前講座を行うとともに、埼玉県教育委員会の後援を得て、平成26(2014)年度より教員対象の「がん教育セミナー」を毎年主催（計4回）している。さらに、平成27(2015)年度より継続して、文部科学省委託事業「埼玉県がん教育総合支援事業」において、がん教育推進連絡協議会委員として参画し、県内全域のがん教育の推進に携わっている。また、地域医学推進センター専任教員が、埼玉県内全域にわたる小中学校並びに高等学校からの依頼を受けて、性教育講演会を平成29(2017)～令和元(2019)年度まで延べ207件実施している。これらの活動をとおして、地域社会の未来の子ども達の生きる力を育成するための教育に貢献している。

毛呂山町、坂戸市、鶴ヶ島市、越生町の近隣2市2町の教育委員会と連携して、平成21(2009)年より小中学校で発生する学校感染症をWebで報告し発生状況を地図上で表示するGIS(Geographic Information System)を運用するとともに県内の流行情報と併せて週報として報告している。迅速に地域のインフルエンザをはじめとする感染症の流行状況を把握し、還元することで感染症予防対策に寄与している。

【エビデンス集・資料編】

【資料A-1-1】地域包括連携協定書（毛呂山町、日高市、飯能市、越生町）

【資料A-1-2】埼玉医科大学医療人育成支援センター規程

【資料A-1-3】埼玉県総合医局機構設置規程、埼玉県総合医局機構運営協議会委員会名簿

【資料A-1-4】研究協定書

【資料A-1-5】地域との連携活動資料

【資料A-1-6】女子栄養大学及び埼玉医科大学における課外学習プログラムに関する協定書

【資料A-1-7】埼玉県立大学、埼玉医科大学、城西大学、日本工業大学の彩の国連携科目に関する協定書

【資料A-1-8】文部科学省大学間連携共同教育推進事業事後評価書

【資料A-1-9】「彩の国大学コンソーシアム」ホームページ会長挨拶

【資料A-1-10】埼玉県内性教育講演会一覧

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

埼玉県は医療資源が少なく、がん検診受診率をはじめ多くの保健・医療に関する指標に課題がある。さらに市町村数が多く、地域ごとに様々な課題があると考えられる。診療以外の地域貢献活動に関しては、教員個人や学科単位の取組が多いため、全体像を把握するための仕組みを作り、地域のニーズの把握などに取り組むことも必要と考えている。

A-2 地域で役に立つ人材育成のための教育・研修活動

A-2-①地域社会を理解するための教育活動

A-2-②地域を基盤とした教育研修体制の構築

A-2-③地域の専門職・人材の教育研修とキャリアアップ

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①地域社会を理解するための教育活動

医学部では、「彩の国連携力育成プロジェクト」の活動の中で、平成 27(2015)年から「リレーフォーライフジャパン川越」に 4 大学連携チームとして参加し、学生が主体的にがん患者、支援者の方と語り合う「昼カフェ」「夜カフェ」を企画し、ボランティアとして地域のがん患者の支援に取り組んでいる。また、令和元(2019)年度には埼玉医科大学医学教育センター医学部領域卒前医学教育部門に地域医学推進室を設置し、埼玉県地域枠奨学生を中心として自治医科大学の学生との合宿や病院見学、県医師会主催のイベントへの参加など、多様な機会に地域社会を理解するための活動を行っている。

A-2-②地域を基盤とした教育研修体制の構築

平成 22(2010)年から、医学部 6 年生の臨床実習では、県内の指定学外施設において、診療チームに参加し、地域医療を理解するための実習を行っている。令和元(2019)年度には 40 施設が参加し充実した実習が行われた。これら施設とは年に 2 回の懇談会を行い、相互に意見交換を行うなど教育体制の構築に努めている。さらに、学校法人埼玉医科大学病院群臨床研修センターにおいては、県内の医療機関を中心に研修協力施設を募り、地域医療研修を展開している。平成 30(2018)年度にスタートした新専門医制度に関しても、県内を中心に連携施設のネットワークを構築し、研修の質の向上に努めている。

A-2-③地域の専門職・人材の教育研修とキャリアアップ

卒前卒後にわたる人材育成に関しては、医療人育成支援センターが中心となり取り組んでいる。毛呂山キャンパスの「埼玉医科大学シミュレーショントレーニングセンター」では、シミュレーターを用いて、地域の専門職の研修を行うほか、機器の貸し出しを行うなど地域の人材育成に寄与している。

保健医療学部では、開設翌年の平成 19(2007)年度から専門職を対象とした公開講座を、看護学科が毎年 1 回、他の学科が交代で毎年 1 回を基本として行ってきた。平成 28(2016)年度からは、臨床検査学科が専門職への技術教育（超音波法、病理検査法など）を積極的に行い（年に 4~6 回）、令和元(2019)年度の参加者は 110 人であった。また、看護学科においては、学部開設以来、近隣市町の住民や看護職を対象に様々な取組を展開してきた。地域看護領域では、近隣市町の保健師を対象に、平成 22(2010)年度から保健師活動研究会を立ち上げ、新人保健師研修、ソーシャルキャピタル、認知症高齢者家族介護者支援等をテーマに毎年研修会を開催している。

地域包括ケアの推進が求められる社会では、専門職だけでなく広く市民のエンパワメントの重要性が認識されているが、本学では、患者を含む一般市民を対象とする市民公開講座を継続して実施し、令和元(2019)年度には埼玉医科大学かわごえクリニック(川越ビル)を会場に計8回開催し、1,119人が受講した。また、理学療法学科では、平成28(2016)年度から若年層への教育と情報発信による広報活動の充実を目指し、スポーツリハビリテーションをテーマとした市民公開講座を、平成29(2017)年までに7回行い、参加者は70人であった。

「彩の国連携力育成プロジェクト」では、4大学と埼玉県も含めた協定に基づき、学生教育として実施してきた連携教育を、現場の専門職にも応用する研修会を企画している。平成30(2018)年6月には、埼玉県医師会、埼玉県薬剤師会、埼玉県看護協会、埼玉県理学療法士会、埼玉県介護支援専門員協会と、埼玉県内の連携力育成に関する意見交換会を、令和元(2019)年度末までに通算4回行った。その後、職能団体としては埼玉県歯科医師会、埼玉県社会福祉士会、埼玉県公認心理師協会を加え、地域づくりや町づくりに関心の高い建築家の参加を得て開催している。また、職能団体の後援を得た緩和ケアIPW多職種研修会2回、職能団体から推薦を受けた専門職を対象にしたワークショップ1回を主催し、埼玉県立大学との共催で現場の専門職を対象としたIPW総合課程を開講するなど専門職の連携力育成に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

【資料A-2-1】大学後援・彩の国連携力育成プロジェクト共同学習事業リレーフォーライフジャパン川越2019について(報告)

【資料A-2-2】(依頼書)第40回日高市健康まつりへの学生の協力要請について

【資料A-2-3】2019年度埼玉医科大学公開講座一覧

令和元年度埼玉医科大学保健医療学部公開講座一覧

【資料A-2-4】彩の国連携力育成プロジェクト取組資料

(3) A-2の改善・向上方策(将来計画)

地域医療教育については、医師不足の埼玉県では現場の実習施設も不足している。今後、地域との連携を更に推進し、教育、診療それぞれの連携施設とシームレスな連携関係を構築していく。地域医療教育を担当する教員の専門性の幅も広くなっていることから、教員間の連携を図りつつ取り組む。

[基準Aの自己評価]

本学では、医療以外の面でも、地域医学推進センターや保健医療学部看護学科、理学療法学科をはじめとして多くの教職員が、地域住民を対象にした健康づくりや疾病予防活動、さらに公共団体関係委員活動などをとおして、地域社会並びに公共団体へ貢献すべく、社会的活動を活発に行っている。また、教育機関としても地方自治体、初等中等高等教育機関、関係職能団体と多様に連携し、人材育成に貢献している。保健医療資源が不足し、急速な高齢化が進む埼玉県における活動を中心に、地域のニーズに合わせて地域と連携している本学の社会活動は十分効果を上げていると評価している。

基準 B. 知的財産の保護と利用**B-1 知的財産の保護と利用****B-1-①知的財産権の確保と管理****B-1-②知的財産権の利用と产学連携****(1) B-1 の自己判定**

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**B-1-①知的財産権の確保と管理**

本学では、研究成果を社会に還元するため、知的財産権の確保とその利活用を積極的に行っている。文部科学省科学研究費補助金(文科省科研費)の採択者を中心に、個別に面談を行い、発明が生まれた場合には、学会発表や論文発表の前に発明等届出書を提出するよう周知をしている。発明者から発明等届出書が提出されると埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター (RA センター) の知的財産の担当者や特許事務所の弁理士が特許性を担保できるか先行技術調査を行う。その後、全キャンパス両学部から選出された構成員からなる特許等委員会を月 1 回開催し、職務発明の認定審査を行い、本学に特許を受ける権利を承継するか否かを決定している。本学に特許を受ける権利が承継された場合には、特許出願にかかる経費を大学が負担して出願、中間処理、特許の維持などの手続きを行っている。大学に特許を受ける権利が承継されなかった場合は、発明者に特許を受ける権利を返還している。特許出願を行った後、特許庁からの拒絶理由通知に対応するため特許事務所と連携を図り、特許権の取得を進めている。

B-1-②知的財産権の利用と产学連携

特許出願後に、発明等の実用化を目指し、発明者による学会発表や展示会への出展などを通じてライセンス先企業を探している。企業が興味を示した段階で、特定の企業と秘密保持契約を締結した上で、ライセンスの交渉を行っている。複数の企業と実施許諾契約を締結し一時金や実施料が得られており、大学に実施料の収入があった場合は、「学校法人埼玉医科大学知的財産に関する規程」に基づき発明者と基本学科に実施料の一部が還元され、さらに研究を推進することができる。各年度の大学の実施料収入については、文部科学省「大学等における产学連携等実施状況について」で報告されている。

本学では、産官学連携活動にも積極的に取り組んでいる。埼玉県、さいたま市、企業、大学、研究機関で構成されている「医療イノベーション

**表 B-1-1
特許権実施等収入（全大学中の順位）**

年度	順位	実施料収入額
平成 21 年度	17 位	14,219 千円
平成 22 年度	17 位	12,108 千円
平成 23 年度	20 位	11,020 千円
平成 24 年度	25 位	11,533 千円
平成 25 年度	19 位	18,472 千円
平成 26 年度	30 位	12,021 千円
平成 27 年度	30 位	13,015 千円
平成 28 年度	33 位	10,386 千円
平成 29 年度	21 位	21,830 千円
平成 30 年度	38 位	14,335 千円

ン埼玉ネットワーク」に参画し、本学から企業に対して医療現場のニーズを発表し、共同で研究開発を希望する企業との共同開発等を進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】学内ホームページ特許出願ガイド

【資料 B-1-2】学校法人埼玉医科大学知的財産に関する規程

【資料 B-1-3】文部科学省大学等における産学連携等実施状況について（平成 30 年度）

【資料 B-1-4】医療イノベーション埼玉ネットワーカニーズマッチング（平成 28～令和元年度）

【資料 B-1-5】AMED ぷらっと概要

【資料 B-1-6】展示会等発信資料

【資料 B-1-7】リサーチパーク公募資料

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

発明の発掘を更に進めるためにも、文部科学省科学研究費以外の公的資金の採択者や「埼玉医科大学倫理審査委員会」への申請者などに面談の機会を広げ、知的財産権の確保を推進する。

企業と大学とのマッチングシステムである「AMED ぷらっと」への創薬シーズの提供や、「首都圏 AR コンソーシアム」で計画している展示会などを通じて医療機器・創薬シーズを外部へ発信し、企業との連携を推進する。

【基準 B の自己評価】

発明の発掘から特許出願、そして、企業へのライセンス供与までの一連の手続きが適切に行われている。令和元(2019)年度には、埼玉医科大学リサーチパークを開設し、本学の研究者と企業の研究者との間で共同研究ができるスペースを提供しており、現在 2 社と契約を締結し、1 社と契約審査の手続き中である。今後も産学官連携が活発に行われ、その成果として、企業との共同発明などで更に知的財産権の確保が期待できる。

以上、本学の知的財産の保護と利活用は十分に行われていると評価しているが、今後も研究の成果を社会に還元できるよう積極的に知的財産権の確保とその利活用を目指す。

V. 特記事項

1. 国際交流活動

埼玉医科大学国際交流センター（国際交流センター）は、本学と諸外国との学術、文化、教育、研究、診療等に関する交流を支援・推進することを目的とした学長直下の組織である。教職員から構成される国際交流センター委員会が「学生相互交換留学制度」「春季語学研修制度」「教員短期留学制度」などの事業を統括している。

より高度な卒前医学教育を目的とした「学生相互交換留学制度」は、26年目を迎える、本学の特色あるプログラムとして広く知られている。海外提携校 10 施設と双方向性に1か月間の医学生の交換留学を行い、本制度を利用した留学生総数は939名を数える（令和2（2020）年度終了時）。平成18(2006)年度より開始した「春季語学研修制度」は、医学部・保健医療学部学生の医療に関連した英語能力を高めることを目的として行われており、ホームステイ・語学研修中に病院・福祉施設見学、地元学生との交流など多彩なプログラムを提供している。平成21(2009)年度に開始した「教員短期留学制度」では毎年最大5名を在職のまま派遣している。この制度は教育、研究、診療において教員の国際的視点での文化的、社会的な理解を深め、本学に貢献する人材の育成を目的としている。

この他にも海外の医科大学・研究機関などと MOU(Memorandum of Understanding)を締結し医学生の受け入れなど活発な交流を行っている。また、国際的素養と英語力の増進を目的とした課外学習プログラム「English Café」、ニュースレター「IETC(International Education and Training Center) NEWS」の定期刊行などを行っている。

今後、国際貢献を含め、国際化の必要度が増すことが予想され、全学的視野に立った制度の整備を更に進めて行く方針である。

2. 日本の Mayo Clinic を目指す会

本学が日本の Mayo Clinic を目指すこととなったのは、平成23(2011)年の新年挙式において、当時の丸木清浩理事長が創立40周年を迎えるに当たって、“メイヨーを目指す日本の唯一の大学として、埼玉医科大学を医療の本質、原点を踏まえた誇りある大学にしよう”と宣言したことに始まる。その宣言に従って、学内に設けられた「日本の Mayo Clinic を目指す会」（委員長：理事長）が中心となって、年3回、都合17回の全体会議を行い、①アメリカの Mayo Clinic が、“患者のニーズを最優先する”ことに倣って、「患者中心主義」を本学の医療の原点とする、② “Your Happiness Is Our Happiness”のミッションの下に、組織を誇りあるものにすることを共通理念とした。その後、第18回からは、全学的SD(Staff Development)として、医師、看護師、メディカルスタッフなどの医療関係者だけでなく、研究者、事務職や大学、病院で働くボランティア、取引業者など、本学で働く全ての者が大学の運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質を向上させ、結果として「患者中心」の医療を行い、“Your Happiness Is Our Happiness”を達成するために、年2回、これまで合計23回全体集会を開催し、毎回400名前後が参加している。また、参加できなかった教職員のために、学内の配信システムで随時視ることができるようになっており、全学が一丸となって誇りある組織にすべく努力している。その中で、①診療だけでなく、研究も教育も「患者中心主義」という同じ目標に向って行動する、②目標を実現するためには、チーム医療が大切であり、組織に属する全ての職種が共通の目標に向かって進むべきであるとの基本的認識で活動をしている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○ 学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○ 学則第 2 条に本学の学部・学科構成を定めている。	1-2
第 87 条	○ 学則第 3 条に本学の修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○ 学則第 13 条の 3 に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について、学則第 21 条、第 21 条の 2 に編入学について定めている。	3-1
第 89 条	— 本学は早期卒業を認めていない。	3-1
第 90 条	○ 学則第 18 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○ 学則第 34 条に職員組織を定め、組織編成を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○ 学則第 35 条に教授会について定め、開催している。	4-1
第 104 条	○ 学則第 16 条に学位授与について定め、授与している。	3-1
第 105 条	— 本学は特別課程を設置していない。	3-1
第 108 条	— 本学は短期大学を設置していないが、同一法人が埼玉医科大学短期大学を設置している。	2-1
第 109 条	○ 学則第 1 条の 3 に自己点検・評価及び認証評価機関による評価について定めており、埼玉医科大学年報により自己点検・評価を毎年行っている。	6-2
第 113 条	○ 学則第 1 条の 3 に教育研究活動の状況の公表について定め、ホームページにて公表している。	3-2
第 114 条	○ 学則第 34 条に事務職員及び技能職員について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○ 学則第 21 条に編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○ 学則第 21 条、学則第 21 条 2 に編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○ 学則第 3 条に修業年限、第 4 条に在学年限、第 6 条に学年度、第 7 条に学期、第 8 条に 1 年間の授業期間、第 9 条に休業日、第 2 条に学部・学科の組織、第 10 条に時間数及び単位数、第 5 章に課程修了の認定等、第 5 条に収容定員及び第 34 条に職員組織、第 7 章に入学、第 8 章に休学、転学及び退学等、第 15 条に卒業、第 10 章に学	3-1 3-2

		費、第9章に賞罰について定めている。なお、本学は寄宿舎を設けていないため、寄宿舎に関する事項は定めていない。	
第24条	—	該当なし。ただし、学籍、成績等については適正に管理している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第29条に懲戒、第30条に退学の要件を定め、学長裁定で手続きを定めている。(教授会の意見を聴いて、学長が行う)	4-1
第28条	○	学校法人埼玉医科大学情報資産管理規程、学校法人埼玉医科大学文書等取扱要領を定め、本学に必要な表簿を備え、表簿及び記録の保存は適切に行っている。	3-2
第143条	○	学則第35条に教授会について定めている。教授会運営規則により、医学部においては教員の代表者をもって教授会を組織している。	4-1
第146条	○	学則第3条に修業年限について定め、第13条の5に他大学等の履修の取り扱いを定めている。	3-1
第147条	—	学則第15条に卒業について定めており、早期卒業を認めていない。	3-1
第148条	—	該当なし。	3-1
第149条	—	該当なし。	3-1
第150条	○	学則第18条に入学資格を定めている。	2-1
第151条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1
第152条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1
第153条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1
第154条	—	該当なし。飛び級入学なし。	2-1
第161条	○	学則第21条及び学則第21条の2に短期大学卒業者の編入学について定めている。	2-1
第162条	—	該当なし。本学は外国の大学等からの転入学を認めていない。	2-1
第163条	○	学期第6条に学年度、学則第7条に学期を定めている。	3-2
第163条の2	○	必要に応じて学修証明書の発行を対応する。	3-1
第164条	—	該当なし。本学は特別の過程を置いていない。	3-1
第165条の2	○	学則第1条、第1条の2を踏まえ、医学部医学科、保健医療学部各学科の学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入方針を定め、ホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	学則第1条の3に自己点検・評価について定め、行っている。	6-2
第172条の2	○	本学の教育研究に関する情報をホームページで公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	学則第15条に卒業、学則第16条に学位について定めている。	3-1
第178条	○	学則第21条、第21条の2に編入学について定めている。	2-1

第 186 条	<input type="radio"/>	学則第 21 条、第 21 条の 2 に編入学について定めている。	2-1
---------	-----------------------	-----------------------------------	-----

大学設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	昭和 47(1972)年の開学及び医学部設置以降、平成 18(2006)年の保健医療学部開設を経て、大学設置基準を上回るよう努めている。	6-2 6-3
○	学則第 1 条に本学の目的、埼玉医科大学医学部規程第 2 条、埼玉医科大学保健医療学部規程第 2 条に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
○	学則第 19 条の 2 に入学者選抜について定め、埼玉医科大学医学部入学試験委員会規則及び埼玉医科大学保健医療学部入学試験委員会規則により、入学試験を公正な方法で実施している。	2-1
○	学則第 34 条に職員組織を定め、教員と職員の連携の下、協働で運営している。	2-2
○	学則第 2 条に学部を定め、教育研究上適切な規模内容を有している。	1-2
○	学則第 2 条に学科を定めている。	1-2
—	該当なし。学科に代える課程を設置していない。	1-2
○	学則第 11 条に開設講座等、第 41 条に附属施設について定めている。	1-2 3-2 4-2
○	学則第 34 条に職員組織について定めている。また、教員便覧に教員組織について説明している。	3-2 4-2
○	医学部は選択必修以外が全て主要科目であり、専任の教授等が授業を担当している。保健医療学部は、主要科目を教授又は准教授、主要科目以外を講師や助教が担当している。	3-2 4-2
○	専攻分野において豊富な実務経験を有し、かつ高度な実務能力を有する教員を配置している。	3-2
—	全ての教員が授業を担当している。	3-2 4-2
○	大学設置基準に則り、また、学校法人埼玉医科大学就業規程により本学の教育研究に従事する専任教員を任用している。	3-2 4-2
○	大学設置基準に則り、必要専任教員数以上の専任教員を配置している。	3-2 4-2
○	学校法人埼玉医科大学学長等選考規程に学長の選考方法を定めている。	4-1
○	埼玉医科大学医学部教員選考に関わる資格審査委員会規則、埼玉医科大学保健医療学部教員選考に関わる資格審査委員会規則において教員の選考方法を定めており、教授の資格について規定している。教授の資格基準は内規により規定しているが、その内容は教員便覧に明示している。	3-2 4-2

第 15 条	<input type="radio"/>	埼玉医科大学医学部教員選考に関する資格審査委員会規則、埼玉医科大学保健医療学部教員選考に関する資格審査委員会規則において教員の選考方法を定めており、准教授の資格について規定している。准教授の資格基準は内規により規定しているが、その内容は教員便覧に明示している。	3-2 4-2
第 16 条	<input type="radio"/>	講師の資格基準は内規により定めており、その内容は教員便覧に明示している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	<input type="radio"/>	助教の資格基準は内規により定めており、その内容は教員便覧に明示している。	3-2 4-2
第 17 条	<input type="radio"/>	助手の資格基準は内規により定めており、その内容は教員便覧に明示している。	3-2 4-2
第 18 条	<input type="radio"/>	学則第 5 条に収容定員について定めている。	2-1
第 19 条	<input type="radio"/>	学則第 10 条に教育課程を定め、別表 1, 2 により明記している。	3-2
第 20 条	<input type="radio"/>	学則第 10 条に教育課程を定め、別表 1, 2 により明記している。	3-2
第 21 条	<input type="radio"/>	学則第 10 条、第 13 条に時間数及び単位数を定め、別表 1、2 により明記している。	3-1
第 22 条	<input type="radio"/>	学則第 8 条に 1 年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	<input type="radio"/>	学則第 7 条に学期を定めている。	3-2
第 24 条	<input type="radio"/>	授業内容により少人数制を採用し、適正な学生数としている。	2-5
第 25 条	<input type="radio"/>	学生便覧に授業の方法を示し、シラバスに各授業の項目を記載している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	<input type="radio"/>	学生便覧に、試験に関する規則、総括的評価基準及び評価方法を記載している。	3-1
第 25 条の 3	<input type="radio"/>	医学教育センター医学部領域 FD 部門、保健医療学部領域 FD 小委員会を置き、医学教育ワークショップ等を毎年開催している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	本学は昼夜開講制度を設けていない。	3-2
第 27 条	<input type="radio"/>	学則第 10 条に時間数及び単位数、第 12 条に試験、第 13 条に単位の計算について定めている。また、学生便覧に、試験に関する規則、総括的評価基準及び評価方法を記載している。	3-1
第 27 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 10 条に時間数及び単位数を定めている。医学部はコース制であり、各学年の授業（コース、ユニット）を全て修了しないと進級出来ないため、履修科目の登録の上限という概念がない。保健医療学部では、「履修登録の単位の上限に関する規則」を定めている。	3-2
第 28 条	<input type="radio"/>	学則第 13 条の 3 に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 29 条	<input type="radio"/>	学則第 13 条の 4 に大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第 30 条	<input type="radio"/>	学則第 13 条の 5 に入学前の既習得単位等の認定について定めてい	3-1

		る。	
第 30 条の 2	—	該当なし。本学は長期にわたる教育課程の履修を認めていない。	3-2
第 31 条	—	該当なし。本学は科目等履修生制度を設けていない。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条に卒業要件を定めている。	3-1
第 33 条	○	学則第 10 条に時間数及び単位数を定めている。医学部は授業時間の履修をもって単位の修得に代える。	3-1
第 34 条	○	本学の敷地は学生に必要な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	本学では適当な位置に運動場を設けている。	2-5
第 36 条	○	本学では教育研究に必要な施設を有している。	2-5
第 37 条	○	本学の校地は十分な面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎は十分な面積を有している。	2-5
第 38 条	○	埼玉医科大学附属図書館管理規則に図書等の資料について、埼玉医科大学附属図書館規程に図書館について定めている。	2-5
第 39 条	○	医学部附属施設として埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター、埼玉医科大学国際医療センターを置く。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	○	医学部及び保健医療学部各学科の教育研究に必要な機器、標本等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	4 つのキャンパスにおいて、それぞれ教育研究に必要な機器、標本等を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究の目的を達成するために必要な施設・設備を整備し、教育環境の充実に努めている。また、教育研究を支援する学長裁量枠経費、基本学科研究費を交付している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学則第 1 条に大学の名称について定めている。	1-1
第 41 条	○	学則第 34 条に職員組織について定めている。また、学校法人埼玉医科大学事務組織規程を定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うために医学部学生部委員会及び学生支援室、保健医療学部学生部委員会を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	医学部生のキャリア支援のために、医療人育成支援センターを設けている。	2-3
第 42 条の 3	○	学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会運営規則を設け、研修の機会を設けている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。学部等連係課程実施基本組織を置いていない。	3-2
第 43 条	—	該当なし。本学は共同教育課程を置いていない。	3-2
第 44 条	—	該当なし。本学は共同教育課程を置いていない。	3-1
第 45 条	—	該当なし。本学は共同教育課程を置いていない。	3-1
第 46 条	—	該当なし。本学は共同学科を置いていない。	3-2

			4-2
第 47 条	—	該当なし。本学は共同学科を置いていない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。本学は共同学科を置いていない。	2-5
第 49 条	—	該当なし。本学は共同学科を置いていない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。本学は工学に関する学部を置いていない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。本学は工学に関する学部を置いていない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。本学は工学に関する学部を置いていない。	4-2
第 57 条	—	該当なし。本学は外国に学部を置いていない。	1-2
第 58 条	—	該当なし。本学は学校教育法第 103 条に定める大学に該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当なし。本学は新たな大学等、薬学の課程の設置は行っていない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	学則第 16 条に学位授与要件について定めている。	3-1
○	埼玉医科大学学位規則第 3 条 2 項に学位授与における適切な専攻分野名称について定めている。	3-1
○	埼玉医科大学学位規則を定めている。	3-1

私立学校法

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	法令のほか、寄附行為その他の学内諸規程に基づき、学校法人の責務を果たすよう努めている。	5-1
○	法令のほか、倫理綱領その他の学内諸規程に基づき、適切に法人運営を行っている。	5-1
○	寄附行為第 34 条第 2 項の規定に基づき、寄附行為を備えて置き、請求があった場合には、閲覧に供している。	5-1
○	寄附行為第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、役員の定員を満たし、かつ、適切に理事長を選任している。	5-2 5-3
○	法令に基づき、学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
○	寄附行為第 15 条各項の規定に基づき、理事会を設置し適切に運営している。	5-2
○	寄附行為第 11 条各項、第 13 条並びに第 14 条各項の規定に基づき、役員の職務等を行っている。	5-2 5-3
○	寄附行為第 6 条各項、第 7 条各項の規定等に基づき、役員を選任	5-2

		している。	
第 39 条	○	寄附行為第 7 条各項の規定に基づき、監事を選任している。	5-2
第 40 条	—	該当なし。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条各項の規定等に基づき、評議員会を設置し適切に運営している。(私立学校法第 41 条第 9 項の規定については該当しない。)	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条の規定に基づき、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条の規定に基づき、評議員会において役員への意見具申等を行っている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条各項の規定に基づき、評議員を選任している。	5-3
第 44 条の 2	—	該当なし。	5-2 5-3
第 44 条の 3	—	該当なし。	5-2 5-3
第 44 条の 4	—	該当なし。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条各項の規定に基づき、文部科学省への寄附行為変更の手続を行っている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条各項の規定等に基づき、予算及び直近の大学機関別認証評価の結果を踏まえた事業計画を作成している。事業に関する中期的な計画については、令和 2 年 4 月 1 日の私立学校法改正より前に計画期間が始まっているものを作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条第 2 項の規定に基づき、評議員会に決算及び事業の実績を報告し、その意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条各項の規定に基づき、財産目録等を作成し、備え付け、請求があった場合には、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条の規定及び役員報酬規程に基づき、役員報酬の基準を定め、この基準に従って報酬等を支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	法と同様に寄附行為第 38 条に規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条の規定に基づき、インターネットの利用により当該必要な情報を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○ 大学院学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	○ 大学院学則第 2 条に研究科について定めている。	1-2
第 102 条	○ 大学院学則第 14 条に入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 14 条に入学資格について定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 14 条に入学資格について定めている。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 14 条に入学資格について定めている。	2-1
第 158 条	○	学則第 1 条の 3 に自己点検・評価について定め、行っている。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 6 条に修業年限について定めている。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 14 条に入学資格について定めている。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	昭和 53(1978)年大学院医学研究科博士課程設置以降、平成 22(2010)年の医学研究科修士課程・看護学研究科修士課程開設を経て、設置基準を上回るよう努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条に本学の目的、埼玉医科大学大学院の目的に関する規則第 2 条に各研究科専攻の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 15 条に入学者選抜について定めている。	2-1
第 1 条の 4	○	大学事務部が大学院の事務局として機能している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 2 条に課程を定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし。本学では専ら夜間に教育を行う課程は置いていない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条に本大学院の目的、第 6 条に修業年限、第 23 条に課程修了について定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 1 条に本大学院の目的、第 6 条に修業年限、第 23 条に課程修了について定めている。本学の博士課程は医学専攻であり修業年限は 4 年と定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 1 条に本大学院の目的を定めており、教育研究上支障のないよう教員を配置している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 2 条に専攻を定めている。	1-2
第 7 条	○	医学部、保健医療学部と連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし。二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科は置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし。研究科以外の基本組織は置いていない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	教育研究上支障のないよう教員を配置している。	3-2

			4-2
第 9 条	○	エビデンス集共通基礎データ様式 1 の通り、教育研究上支障のないよう教員を配置している。また、教員便覧に教員組織について説明している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 5 条に収容定員について定めている。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 10 条に授業科目及び研究指導について定めている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 10 条に授業科目及び研究指導について定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 17 条に国内外の大学院又はこれに相当する教育研究機関への留学について定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 11 条の 2 に教育方法の特例について定め、夜間その他特定の時間に置いて授業又は研究指導を行っている。	3-2
第 14 条の 2	○	シラバスに各授業科目の授業内容、成績評価基準を記載している。	3-1
第 14 条の 3	○	卒後医学教育部門と連携し、大学院 FD を実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則に、各授業科目の単位や各専攻の定員、修業年限、授業科目、履修方法等について定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 23 条に修士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 23 条に博士課程の修了要件について定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な講義室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	各キャンパスに図書館を備えている。	2-5
第 22 条	○	学部の施設等を共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	各キャンパスに必要な施設等を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 2 条に研究科等の名称を定めている。	1-1
第 23 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2

第 29 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連係課程実施基本組織を置いていない。	3-2
第 31 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第 42 条	○	学校法人埼玉医科大学事務組織規程第 22 条に医学部事務室庶務課、第 25 条に保健医療学部事務室庶務課、第 26 条に保健医療学部事務室教務課について定めている。	4-1 4-3
第 43 条	○	学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会規則を設け、研修の機会を設けている。	4-3
第 45 条	—	該当なし。外国に研究科を設置していない。	1-2
第 46 条	—	該当なし。新たな大学院及び研究科等の設置は行っていない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条		6-2 6-3
第 2 条		1-2
第 3 条		3-1
第 4 条		3-2 4-2
第 5 条		3-2 4-2
第 6 条		3-2
第 6 条の 2		3-2
第 7 条		2-5
第 8 条		2-2 3-2
第 9 条		2-2 3-2
第 10 条		3-1
第 11 条		3-2

			3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

遵守	遵守状況の説明	該当
----	---------	----

	状況		基準項目
第3条	○	学位規則第3条に修士の学位授与要件について定めている。	3-1
第4条	○	学位規則第3条に博士の学位授与要件について定めている。	3-1
第5条	○	学位規則第11条に、審査について必要があるときは、他大学の大学院等の教員等の協力を得ることができると定めている。	3-1
第12条	○	学位規則第20条に学位の登録及び方法について定めている。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人埼玉医科大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内 埼玉医科大学医学部 2020 埼玉医科大学保健医療学部 School Guide2021 2020 年度大学院案内シラバス医学研究科博士課程 令和 2 年度大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 令和 2 年度大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 埼玉医科大学学則、埼玉医科大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 医学部	

	2020年度（令和2年度）学生募集要項 保健医療学部 令和2年度(2020)学生募集要項 大学院 令和2年度（前期入学）埼玉医科大学大学院医学研究科博士課程第1回・第2回学生募集要項 2020年度埼玉医科大学大学院医学研究科修士課程学生募集要項 2020年度埼玉医科大学大学院看護学研究科修士課程学生募集要項	
【資料F-5】	学生便覧 医学部2020年度学生便覧 保健医療学部令和2(2020)年度学生便覧	大学院は【資料F-2】を参照
【資料F-6】	事業計画書 令和2年度事業計画	
【資料F-7】	事業報告書 令和元年度事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ（埼玉医科大学ホームページ） http://www.saitama-med.ac.jp/access.html TOPページ>アクセス 埼玉医科大学各キャンパスまでの路線図 埼玉医科大学毛呂山、日高、川角キャンパス周辺広域地図 埼玉医科大学毛呂山、日高、川角キャンパス周辺詳細地図 埼玉医科大学川越キャンパス・川越ビル広域地図 かわごえクリニック周辺地図 キャンパスマップ（埼玉医科大学ホームページ） http://www.saitama-med.ac.jp/access.html TOPページ>アクセス 毛呂山キャンパス配置略図 日高キャンパス構内配置略図 川越キャンパス構内配置略図 川角キャンパス構内配置略図	
【資料F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など） 学校法人埼玉医科大学諸規程一覧	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人埼玉医科大学役員等名簿 理事会の開催状況（令和元年度） 評議員会の開催状況（令和元年度）	
【資料F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間） 学校法人埼玉医科大学決算等の計算書類（平成27年～令和元年） 学校法人埼玉医科大学監事監査報告書（平成27年～令和元年）	
【資料F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 医学部 令和2年度シラバス（1年生～4年生、6年生） 令和2年度シラバス補遺 令和2年度選択必修シラバス1,2年生 臨床実習ガイドブック令和2(2020)年1月～令和2(2020)年12月 保健医療学部 令和2年度シラバス看護学科（1～4年生） 令和2年度シラバス臨床検査学科（1～4年生） 令和2年度シラバス臨床工学科（1～3年生）	大学院は【資料F-2】と同じ

	令和2年度シラバス医用生体工学科（4年生） 令和2年度シラバス理学療法学科（1～4年生）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 埼玉医科大学の教育方針 医学部学生便覧 p6～8 保健医療学部学生便覧 p4～13 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p6～8 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 p7～8 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p7～8	学部は【資料 F-5】と同じ 大学院は【資料 F-2】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-16】	法人及び大学の規定集 学校法人埼玉医科大学諸規程	電子データ

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	埼玉医科大学学則第1条 埼玉医科大学大学院学則第1条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	埼玉医科大学医学部規程第2条	
【資料 1-1-3】	埼玉医科大学保健医療学部規程第2条	
【資料 1-1-4】	埼玉医科大学大学院の目的に関する規則第2条	
【資料 1-1-5】	埼玉医科大学の教育方針 医学部学生便覧 p5～11 保健医療学部学生便覧 p3～13 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p5～8 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 p5～9 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p5～9	
【資料 1-1-6】	第1回ポリシー策定拡大委員会議事録 令和元年度埼玉医科大学ポリシー等策定委員会議事録（案）	
【資料 1-1-7】	埼玉医科大学ポリシー等策定委員会運営規則	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「建学の理念」及び「埼玉医科大学の期待する医療人像」 医学部学生便覧 p5～11 保健医療学部学生便覧 p3～13 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p5～8 大学院案内シラバス医学研究科修士課程 p5～9 大学院案内シラバス看護学研究科修士課程 p5～9	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-2】	埼玉医科大学学則 医学部学生便覧 p125～138 学則 保健医療学部学生便覧 p17～42 学則	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	第4次長期総合計画「飛翔」	
【資料 1-2-4】	「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシー 医学部学生便覧 p5～11 保健医療学部学生便覧 p3～13 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p5～8 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 p5～9 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p5～9	【資料 1-1-5】と同じ

【資料 1-2-5】	埼玉医科大学教授会運営規則	
【資料 1-2-6】	埼玉医科大学教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項	
【資料 1-2-7】	医学部・保健医療学部合同教授・教員総会次第（平成 27 年度～令和元年度）	
【資料 1-2-8】	埼玉医科大学大学院研究科運営委員会規則	
【資料 1-2-9】	埼玉医科大学大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営規則	
【資料 1-2-10】	医学部関連会議・委員会一覧 保健医療学部会議一覧（教員便覧Ⅲ.保健医療学部(卒前教育)Part II 教育・研究の組織 p10～12）	
【資料 1-2-11】	埼玉医科大学医学部卒前教育委員会規則	
【資料 1-2-12】	埼玉医科大学保健医療学部学務委員会規則	
【資料 1-2-13】	入学試験委員会の規則 埼玉医科大学医学部入学試験委員会規則 埼玉医科大学保健医療学部入学試験委員会規則	
【資料 1-2-14】	学生部委員会の規則 埼玉医科大学学生部委員会規則 埼玉医科大学医学部学生部委員会規則 埼玉医科大学保健医療学部学生部委員会規則	
【資料 1-2-15】	図書館委員会の規則 埼玉医科大学附属図書館委員会規則 埼玉医科大学附属図書館総合医療センターフィルム館図書館委員会規則 埼玉医科大学附属図書館日高キャンパス分館図書館委員会規則	
【資料 1-2-16】	自己点検・評価委員会の規則 埼玉医科大学自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学医学部自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学保健医療学部自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学大学院医学研究科自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学大学院看護学研究科自己点検・評価委員会規則	
【資料 1-2-17】	埼玉医科大学医学教育センター規程	
【資料 1-2-18】	埼玉医科大学医学研究センター規程	
【資料 1-2-19】	埼玉医科大学情報技術支援推進センター規程	
【資料 1-2-20】	埼玉医科大学 IR センター規程	
【資料 1-2-21】	学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター規程	
【資料 1-2-22】	学校法人埼玉医科大学組織規程 別表 2（大学院組織図） 別表 3（医学部組織図） 別表 4（保健医療学部組織図）	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	埼玉医科大学ホームページ 【医学部】 http://www.saitama-med.ac.jp/fm/education/index.html TOP ページ>大学概要>教育の理念>アドミッション・ポリシー（医学部） 【保健医療学部】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/about/policy.html	

	TOP ページ>大学概要>教育の理念>アドミッション・ポリシー（保健医療学部） 【大学院】 http://www.saitama-med.ac.jp/graduate/policy.html TOP ページ>大学概要>教育の理念>アドミッション・ポリシー（大学院）	
【資料 2-1-2】	「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシー 医学部学生便覧 p5~11 保健医療学部学生便覧 p3~13 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p5~8 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 p5~9 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p5~9	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-1-3】	医学部履修系統図（旧カリキュラム、新カリキュラム） 保健医療学部カリキュラムマップ	
【資料 2-1-4】	埼玉医科大学医学部入学試験実施委員会規則	
【資料 2-1-5】	埼玉医科大学医学部入学試験委員会規則	
【資料 2-1-6】	埼玉医科大学保健医療学部入学試験委員会規則	
【資料 2-1-7】	医学部学生募集要項 保健医療学部学生募集要項 大学院医学研究科博士課程学生募集要項 大学院医学研究科修士課程学生募集要項 大学院看護学研究科修士課程学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	医学部入学試験ワークショップ報告書 平成 30 年度入学試験検討 WS 記録 令和元年度入学試験問題のあり方 WS についての教職員 FD 報告書	
【資料 2-1-9】	埼玉医科大学大学院医学研究科博士課程入学・語学試験委員会規則	
【資料 2-1-10】	2020 年度初期臨床研修プログラム（埼玉医科大学病院、埼玉医科大学総合医療センター、埼玉医科大学国際医療センター）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学修支援、学生支援の方針 教員便覧 I 総論 A.総論 III.教員の基本的姿勢 1.教員の基本的姿勢 p8	
【資料 2-2-2】	【医学部】「アドバイザー制度」 教員便覧 II-1 医学部（卒前教育）PartVII学生支援について 2. アドバイザー制度 p36~38 【保健医療学部】「担任制」 教員便覧 III.保健医療学部(卒前教育)PartVIII学生支援 2)担任制 p45	
【資料 2-2-3】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学教育センター組織図（教員便覧 I 総論 B.各論 1.教育における教員組織 p43~46） ・ 令和 2 年度卒前教育合同会議室員一覧 ・ 医学教育センター卒前医学教育部門カリキュラム室担当者一覧（学内ホームページ http://smswww/mec/cbo/cebo.html） ・ TOP ページ>基本学科・教育研究施設関連>医学教育センター>卒前医学教育部門>カリキュラム室>カリキュラム室とは ・ 保健医療学部学務委員会（教員便覧 III.保健医療学部(卒前教育)Part II 教育・研究の組織 p10） 	
【資料 2-2-4】	埼玉医科大学医学教育センター規程 埼玉医科大学医学教育センター医学部領域運営委員会規則	
【資料 2-2-5】	医学教育フォーラム案内（令和元年 9 月 28 日） 第 2 部ワークショップ参加者名簿	
【資料 2-2-6】	第 24 回、第 25 回「医療人教育者のためのワークショップ」報告書（令和元年度）	

【資料 2-2-7】	埼玉医科大学大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営規則	
【資料 2-2-8】	埼玉医科大学大学院研究科運営委員会規則	
【資料 2-2-9】	医学部学生募集要項 (p18,p23,p30,p38) 保健医療学部学生募集要項 (p10,p15,p20,p27,p36)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-10】	オフィスアワー制度 学内ホームページ TOP ページ>学生のページ>医学部>その他の資料（医学部オフィスアワー）	
	保健医療学部シラバス 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-11】	埼玉医科大学大学院ティーチング・アシスタント取扱要領 ティーチング・アシスタント実施人数の推移	
【資料 2-2-12】	退学者、休学及び留年者の対応（埼玉医科大学学則第 8、9 章） スケジュール（医学部 4・6 年生向け補講、6 年生補習、ナイトセッション）	
【資料 2-2-13】	埼玉医科大学保健医療学部の GPA 制度の取扱いに関する規則 総括的評価基準_GPA 制度について（保健医療学部学生便覧 p105～107） 2019 年度各学年 GPA 表とグラフ（保健医療学部内部資料）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	医学部「キャリアデザイン」ユニット概要（1～3 年）	
【資料 2-3-2】	令和 2 年度 advanced クリニカル・クラークシップ選択要領	
【資料 2-3-3】	2019 年度課外学習プログラム（課外プロ）応募要領 課外学習プログラム一覧	
【資料 2-3-4】	埼玉医科大学医療人育成支援センター概要 学内ホームページ http://smswww/dept/cmeed/greeting.html TOP ページ>基本学科・教育研究施設関連>医療人育成支援センター>センター長あいさつ	
【資料 2-3-5】	保健医療学部キャリアパス・セミナー一覧	
【資料 2-3-6】	埼玉医科大学医学部研究医養成プログラム概要 埼玉医科大学研究医養成奨学生金貸与規程	
【資料 2-3-7】	看護学研究科フォローアップ研修会記録	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	埼玉医科大学学生部委員会規則 埼玉医科大学医学部学生部委員会規則 埼玉医科大学保健医療学部学生部委員会規則	
【資料 2-4-2】	ハラスマント対策についての資料 学校法人埼玉医科大学ハラスマント防止規程 医学部学生便覧 p101～102 保健医療学部学生便覧 p134～136 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p365～367 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 p252～255 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p294～297	大学院は【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-3】	医学部奨学生制度一覧（医学部学生便覧 P111～112） 保健医療学部奨学生制度一覧（保健医療学部学生便覧 p133） 埼玉医科大学ホームページ http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/exam/scholarship.html TOP ページ>保健医療学部>入試情報>学納金／奨学生／特待生>奨学生	
【資料 2-4-4】	学校法人埼玉医科大学奨学生金貸与規程 埼玉医科大学医学部特別奨学生金貸与規程 埼玉医科大学医学部特別待遇奨学生規程	

	埼玉医科大学医学部地域医療奨学金貸与規程 埼玉医科大学埼玉県地域枠医学生奨学金貸与規程 埼玉医科大学研究医養成奨学金貸与規程 埼玉医科大学保健医療学部特別待遇奨学生規程 埼玉医科大学保健医療学部看護学科等奨学金貸与規程 埼玉医科大学保健医療学部薰風園基金奨学金規程 埼玉医科大学私費外国人留学生等奨学金規程 埼玉医科大学医学部専攻生授業料減免に関する細則	
【資料 2-4-5】	医学部部活動一覧 令和元年度第 1 回クラブ顧問主將会議メモ 令和元年度第 2 回クラブ顧問主將会議メモ 保健医療学部部活動一覧 保健医療学部令和元年度第 2 回学生懇談会（部活動） 保健医療学部令和元年度第 5 回学生懇談会（部活動）	
【資料 2-4-6】	埼玉医科大学部活動のガイドライン 医学部学生便覧 p94～96、保健医療学部学生便覧 p193～195	
【資料 2-4-7】	「リレー・フォー・ライフ・ジャパン川越」昼夜カフェ募集ボスター リレーフォーライフジャパン川越 2019 について(報告)	
【資料 2-4-8】	学生健康推進室のご案内（医学部学生便覧 p87～91） 学生健康推進室（保健室）（保健医療学部学生便覧 p129～131）	
【資料 2-4-9】	学校法人埼玉医科大学教職員・学生健康推進センター規程 平成 30 年度埼玉医科大学教職員・学生健康推進センター年報、構成員一覧	
【資料 2-4-10】	平成 30 年度医学部学生生活実態調査 令和元年度保健医療学部学生生活実態調査	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパスマップ（毛呂山キャンパス、日高キャンパス、川越キャンパス、川角キャンパス）	
【資料 2-5-2】	埼玉医科大学教育・宿泊施設、体育施設等の各利用規則（医学部学生便覧 p179～190） 保健医療学部教育施設、体育施設等	
【資料 2-5-3】	医学部毛呂山キャンパス教室一覧 保健医療学部日高キャンパス教室一覧 保健医療学部川角キャンパス教室一覧	
【資料 2-5-4】	学生学習スペース一覧と使用上の注意・規則（医学部学生便覧 p72）	
【資料 2-5-5】	校舎への出入り・売店について（保健医療学部学生便覧 p126～127）	
【資料 2-5-6】	コンピュータとネットワークの利用方法（医学部学生便覧 p81～84） マルチメディア教室利用規則、マルチメディア教室を学生が利用するためのガイドライン（保健医療学部学生便覧 p190～192）	
【資料 2-5-7】	図書館利用案内 医学部学生便覧 p73～80 保健医療学部学生便覧 p161～164	
【資料 2-5-8】	ロッカー室について（保健医療学部学生便覧 p125）	
【資料 2-5-9】	埼玉医科大学情報技術支援推進センター規程	
【資料 2-5-10】	施設点検管理状況	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 30 年度医学部学生生活実態調査 令和元年度保健医療学部学生生活実態調査	【資料 2-4-10】と同じ
【資料 2-6-2】	令和元年度埼玉医科大学医学部卒業時満足度調査 令和元年度埼玉医科大学保健医療学部卒業時満足度調査	

【資料 2-6-3】	令和元年度医学部授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-4】	「学生意見箱」（医学部学生便覧 p50）	
【資料 2-6-5】	「Letters to the Dean 制度」（保健医療学部学生便覧 p136）	
【資料 2-6-6】	第 149 回卒前教育合同会議記録 2019 年第 2 回 3 学年小委員会議事録 令和元年度第 2 回第 4 学年小委員会報告	
【資料 2-6-7】	令和元年度第 1 回医学部カリキュラム評価委員会議事録、資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び 該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシー 医学部学生便覧 p5~11 保健医療学部学生便覧 p3~13 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p5~8 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 p5~9 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p5~9	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-1-2】	ディプロマ・ポリシー、卒業時アウトカム、履修系統図（医学部学生便覧 p5~11）	
【資料 3-1-3】	卒業時アウトカム、履修系統図、評価方法、マイルストーン（医学部シラバス、シラバス補遺）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-4】	埼玉医科大学ホームページ http://www.saitama-med.ac.jp/fm/education/index.html TOP ページ>大学概要>教育の理念>ディプロマ・ポリシー（医学部） http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/about/policy.html TOP ページ>大学概要>教育の理念>ディプロマ・ポリシー（保健医療学部） http://www.saitama-med.ac.jp/graduate/policy.html TOP ページ>大学概要>教育の理念>ディプロマ・ポリシー（大学院）	
【資料 3-1-5】	埼玉医科大学保健医療学部規程第 2 条	
【資料 3-1-6】	埼玉医科大学学位規則	
【資料 3-1-7】	埼玉医科大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	教員便覧 III. 保健医療学部(卒前教育) Part V 履修登録と単位の認定 p23~24, Part VI 試験に関する規則、総括的評価基準と卒業・進級の基準 p25~33	
【資料 3-1-9】	埼玉医科大学学則第 14 条、第 15 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	埼玉医科大学ホームページ 【看護学研究科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/nursing/pdf/kango_curriculummap.pdf TOP ページ>学科の紹介>看護学科>カリキュラムと開講科目一覧>看護学科カリキュラムマップ 【臨床検査学科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/healthcare/pdf/rinken_curriculummap.pdf TOP ページ>学科の紹介>臨床検査学科>カリキュラムと開講科目一覧>臨床検査学科カリキュラムマップ 【臨床工学科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/biomedical/pdf/iyou_curriculummap.pdf	

	TOP ページ>学科の紹介>臨床工学科>カリキュラムと開講科目一覧>臨床工学科カリキュラムマップ 【理学療法学科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/physical/pdf/riegaku_curriculummap20200401.pdf TOP ページ>学科の紹介>理学療法学科>カリキュラムと開講科目一覧>理学療法学科カリキュラムマップ	
【資料 3-1-11】	試験に関する規則、総括的評価基準、評価方法、各学科の新旧の規定、特別待遇奨学生（特待生）制度（保健医療学部学生便覧 p104～113）	
【資料 3-1-12】	埼玉医科大学保健医療学部の GPA 制度の取扱いに関する規則	
【資料 3-1-13】	埼玉医科大学学位規則のうち博士に関する運用細則	
【資料 3-1-14】	学位審査の申請と審査の流れ・公表について	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	「埼玉医科大学の期待する医療人像」と三つのポリシー 医学部学生便覧 p5～11 保健医療学部学生便覧 p3～13 大学院案内シラバス医学研究科博士課程 p5～8 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 p5～9 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p5～9	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-2-2】	卒業時アウトカム（医学部学生便覧 p9）	
【資料 3-2-3】	三つのポリシー（埼玉医科大学ホームページ） 【医学部】TOP ページ>大学概要（教育の理念） http://www.saitama-med.ac.jp/fm/education/index.html 【保健医療学部】TOP ページ>大学概要（教育の理念） http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/about/policy.html 【大学院】TOP ページ>大学概要（教育の理念） http://www.saitama-med.ac.jp/graduate/policy.html	
【資料 3-2-4】	医学部カリキュラムマップ（医学部シラバス p8）	
【資料 3-2-5】	カリキュラムの精神と学習（医学部学生便覧 p21～31）	
【資料 3-2-6】	保健医療学部カリキュラムマップ（埼玉医科大学ホームページ） 【看護学研究科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/nursing/pdf/kango_curriculummap.pdf TOP ページ>学科の紹介>看護学科>カリキュラムと開講科目一覧>看護学科カリキュラムマップ 【臨床検査学科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/healthcare/pdf/rinken_curriculummap.pdf TOP ページ>学科の紹介>臨床検査学科>カリキュラムと開講科目一覧>臨床検査学科カリキュラムマップ 【臨床工学科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/biomedical/pdf/you_curriculummap.pdf TOP ページ>学科の紹介>臨床工学科>カリキュラムと開講科目一覧>臨床工学科カリキュラムマップ 【理学療法学科】 http://www.saitama-med.ac.jp/hoken/physical/pdf/riegaku_curriculummap20200401.pdf TOP ページ>学科の紹介>理学療法学科>カリキュラムと開講科目一覧>理学療法学科カリキュラムマップ	
【資料 3-2-7】	保健医療学部学生便覧Ⅲ教育に関する規定 p45～116	
【資料 3-2-8】	埼玉医科大学保健医療学部の既修得単位の認定に係る細則	

【資料 3-2-9】	埼玉医科大学保健医療学部の履修登録単位の上限に関する規則	
【資料 3-2-10】	大学院案内シラバス医学研究科博士課程 大学院案内医学研究科医科学専攻修士課程 大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-11】	選択必修シラバス	
【資料 3-2-12】	臨床実習ガイドブック	
【資料 3-2-13】	令和元年度埼玉医科大学課外学習プログラム（女子栄養大学）	
【資料 3-2-14】	令和 2 年度医学研究科博士課程研究発表会ポスター、日程表	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	埼玉医科大学の基本理念に基づく教育目標とその評価 埼玉医科大学アセスメント・ポリシー（学習成果の評価に関する方針） 埼玉医科大学の内部質保証	
【資料 3-3-2】	卒業時アウトカム（医学部学生便覧 p9） コンピテンス、コンピテンシー（シラバス補遺資料）	
【資料 3-3-3】	令和元年度医学部 6 年生卒試と各学年の成績相関	
【資料 3-3-4】	平成 30 年度医学部学生生活実態調査 令和元年度保健医療学部学生生活実態調査	【資料 2-4-10】と同じ
【資料 3-3-5】	令和元年度卒業時満足度調査（医学部、保健医療学部）	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-6】	令和元年度医学部卒後研修協力施設調査	
【資料 3-3-7】	保健医療学部 GPA 分析	
【資料 3-3-8】	保健医療学部 IR レポート	
【資料 3-3-9】	医学研究科博士課程研究発表会ポスター、日程表	
【資料 3-3-10】	共用試験 CBT 実施後のアンケート 2017～2019 年度報告書（第 154 回卒前教育合同会議資料）	
【資料 3-3-11】	2019 年【通期】5 年生 BSL 評価各科平均値 2019 年度前期 5 年生 BSL 評価 2019 年度後期 5 年生 BSL 評価	
【資料 3-3-12】	令和元年度医学部授業評価アンケート結果	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-13】	第 154 回卒前教育合同会議記録	
【資料 3-3-14】	保健医療学部看護学科令和元年度後期 2 年授業評価	
【資料 3-3-15】	平成 30 年度医学研究科博士課程授業評価	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	埼玉医科大学副学長の職務に関する事項 教員代表者会議資料平 30.10.26 (#15-1)	
【資料 4-1-2】	学校法人埼玉医科大学組織規程	
【資料 4-1-3】	教員便覧 I 総論 A.総論 II 各組織と教員の関係 p7	
【資料 4-1-4】	埼玉医科大学大学運営会議規則	
【資料 4-1-5】	埼玉医科大学医学部運営会議規則	
【資料 4-1-6】	埼玉医科大学医学部教員組織運営会議規則	
【資料 4-1-7】	埼玉医科大学保健医療学部教員組織運営会議規則	
【資料 4-1-8】	教員便覧 I 総論 A.総論 VII 教育・研究・診療の連携のための会議 p33～38	
【資料 4-1-9】	埼玉医科大学教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項	
【資料 4-1-10】	埼玉医科大学学則第 35 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-11】	埼玉医科大学大学院学則（第 13 章補則第 45 条）（第 10 章：教員組織；第 11 章：運営）	【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-12】	埼玉医科大学大学院学則（第 2 章：組織）5	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-13】	教員便覧(IV.大学院)図 1.大学院研究科組織 教員便覧(IV.大学院)図 5.委員会	
【資料 4-1-14】	埼玉医科大学大学院医学研究科委員会および看護学研究科委員会運営規則	
【資料 4-1-15】	埼玉医科大学大学院研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項	
【資料 4-1-16】	埼玉医科大学自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学医学部自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学保健医療学部自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学大学院医学研究科自己点検・評価委員会規則 埼玉医科大学大学院看護学研究科自己点検・評価委員会規則	
【資料 4-1-17】	埼玉医科大学 IR センター規程	
【資料 4-1-18】	第 4 次長期総合計画「飛翔」第 4 章部門別計画「教育・研究部門」p31	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-19】	教育に関わる医学部教員組織図	
【資料 4-1-20】	教員便覧 I 総論 A.総論 I 大学の組織図 1 埼玉医科大学の組織 p6	
【資料 4-1-21】	学校法人埼玉医科大学事務組織規程	
【資料 4-1-22】	埼玉医科大学医学教育センター規程	
【資料 4-1-23】	学校法人埼玉医科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-24】	学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会運営規則	
【資料 4-1-25】	第 18 回～23 回「日本の Mayo Clinic を目指す会」全体集会プログラム	

4-2. 教員の配置・職能開発等

【資料 4-2-1】	教員便覧 I 総論 A.総論III.教員の基本的姿勢 1.教員の基本的姿勢 p8	
【資料 4-2-2】	埼玉医科大学医学部基本学科の運営に関する規則	
【資料 4-2-3】	埼玉医科大学医学部の基本学科の運営に関する細則	
【資料 4-2-4】	学校法人埼玉医科大学教員人事委員会規程	
【資料 4-2-5】	埼玉医科大学医学部教員組織運営会議規則	
【資料 4-2-6】	埼玉医科大学教授会運営規則	
【資料 4-2-7】	埼玉医科大学医学部教員選考に関わる資格審査委員会規則	
【資料 4-2-8】	教員便覧 I 総論 A.総論IV.資格と職位 p9～16 教員便覧 I 総論 A.総論VI.人事 p21～32 教員便覧 I 総論 A.総論IX.自己点検評価および人事考課 p41～42	
【資料 4-2-9】	埼玉医科大学保健医療学部教員組織運営会議規則	
【資料 4-2-10】	埼玉医科大学保健医療学部教員選考に関わる資格審査委員会規則	
【資料 4-2-11】	学校法人埼玉医科大学組織規程別表 4 (保健医療学部組織図)	
【資料 4-2-12】	埼玉医科大学大学院の教員の資格要件等に関する規則 埼玉医科大学大学院博士課程及び修士課程の大学院教員の資格要件等に関する取扱要領	
【資料 4-2-13】	埼玉医科大学大学院学則第 10 章	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-2-14】	埼玉医科大学大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会運営規則	
【資料 4-2-15】	人事考課に係る資料（医学部・保健医療学部） 教員人事考課に関する実施（記入）要領 平成 30 年度教員人事考課評定者表（案内） 平成 30 年度人事考課評定者表 教員人事考課表の流れ	
【資料 4-2-16】	学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会運営規則	

【資料 4-2-17】	令和元年度第 2 回学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会資料、議事要旨	
【資料 4-2-18】	第 24 回、第 25 回「医療人教育者のためのワークショップ」報告書	【資料 2-2-6】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	「第 18 回～23 回日本の Mayo Clinic を目指す会」全体集会プログラム	
【資料 4-3-2】	令和元年度第 2 回学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会資料、議事要旨	【資料 4-2-17】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	研究環境の整備と適切な運営・管理に関する規程・規則 埼玉医科大学医学研究センター運営会議規則 学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター規程 埼玉医科大学ゲノム医学研究センター規程 埼玉医科大学中央研究施設規則 埼玉医科大学リサーチパーク利用規則 埼玉医科大学総合医療センター研究部施設利用規則	
【資料 4-4-2】	研究倫理の確立と厳正な運用に関する規程・規則 学校法人埼玉医科大学における学術研究活動に係る行動規範 学校法人埼玉医科大学公的研究費の管理・監査体制要領 学校法人埼玉医科大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程 学校法人埼玉医科大学研究活動並びに公的研究費等の適正化推進委員会規則 学校法人埼玉医科大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程 埼玉医科大学倫理審査委員会規則 学校法人埼玉医科大学利益相反管理規程 埼玉医科大学臨床研究審査委員会規則	
【資料 4-4-3】	研究活動への資源の配分に関する規則 学校法人埼玉医科大学公的研究費の応募資格に関する取扱細則 埼玉医科大学競争的資金の間接経費取扱要領 埼玉医科大学補助金関連共同研究規則 埼玉医科大学公的研究費事務処理要綱（内規） 埼玉医科大学附属図書館利用規則 埼玉医科大学中央研究施設規則（再掲） 埼玉医科大学リサーチパーク利用規則（再掲） 埼玉医科大学情報技術支援推進センター利用規則 埼玉医科大学情報技術支援推進センター機器等利用細則 埼玉医科大学教育学術情報ネットワーク規則 埼玉医科大学寄附研究部門規程 学校法人埼玉医科大学学内発ベンチャー企業に関する規程 埼玉医科大学組換え DNA 実験安全管理規則 埼玉医科大学動物実験規程 埼玉医科大学病原体等安全管理規則 埼玉医科大学 RI 安全委員会運営規則 埼玉医科大学 RI 研究施設放射線障害予防規程 埼玉医科大学公的研究費による研究支援者の受入取扱要領 学校法人埼玉医科大学化学物質等管理規則 埼玉医科大学ヒト幹細胞研究倫理審査専門部会規則 埼玉医科大学ヒト胚性幹細胞使用規則 埼玉医科大学リサーチフェロー任用要領 学校法人埼玉医科大学安全保障輸出管理規則 学校法人埼玉医科大学研究費取扱規程	

	埼玉医科大学全学 RI 安全委員会運営規則	
【資料 4-4-4】	研究業績データベースについて 研究業績データ公開について	
【資料 4-4-5】	学校法人埼玉医科大学公的研究費の不正・不適切使用防止計画 研究及び競争の管理・監査の学内責任体制	
【資料 4-4-6】	研究倫理教育 APRINe ラーニングの実施について (2019 年 9 月 24 日通知文書)	
【資料 4-4-7】	令和元年度公的研究費に係る説明会開催について (通知) 令和元年度コンプライアンス教育受講状況	
【資料 4-4-8】	・ 平成 31 年度（令和元年度）監査計画（埼玉医科大学稟議書） ・ 監査報告書 ・ 特別監査報告書 ・ リスクアプローチ監査報告書 ・ 「リサーチアドミニストレーションセンター」業務監査記録 ・ 平成 31 年（令和元年）度業務監査室監査結果について（ご報告）	
【資料 4-4-9】	2019 年度「学内グラント」募集要項 2019 年度学内グラント受賞者	
【資料 4-4-10】	文部科学省科学研究費申請件数と新規採択件数・採択額の推移	
【資料 4-4-11】	2019 年度研究マインド育成のための教育プログラム実施助成金募集要項 2019 年度研究マインド育成のための教育プログラム実施助成金採択者一覧 2019 年度研究マインド支援グラント（共通部門）募集要項 2019 年度研究マインド支援グラント（共通部門）採択者一覧 2019 年度研究マインド支援グラント（若手限定）募集要項 2019 年度研究マインド支援グラント（若手限定）助成金採択者一覧	
【資料 4-4-12】	2019 年度若手医師研究費公募要項(大学病院) 2019 年度若手研究者育成研究費採択課題(大学病院) 2019 年度若手医師研究費公募要項(総合医療センター) 2019 年度若手医師研究費採択課題(総合医療センター) 2019 年度若手医師研究費公募要項(国際医療センター日高プロジェクト) 2019 年度若手医師研究費採択課題(国際医療センター日高プロジェクト)	
【資料 4-4-13】	令和 2 年度文科省科研費申請書作成の講習会ポスター	
【資料 4-4-14】	臨床研究コンサルテーションのご案内	
【資料 4-4-15】	埼玉医科大学私費外国人留学生等奨学生規程 2020 年度埼玉医科大学私費外国人留学生等奨学生募集要項 2020 Saitama Medical University Fellowship 私費外国人留学生等奨学生選考基準（内規） 奨学生受給歴	
【資料 4-4-16】	大学院の倫理教育 【医学研究科博士課程】 令和元年度最新医学特別講義ポスター 【看護学研究科修士課程】 看護研究方法論（千田みゆき）（大学院案内看護学研究科看護学専攻修士課程 p70~71）	
【資料 4-4-17】	学内ホームページ http://smswww/kyoudou/bmrc/index.html TOP ページ > 基本学科・教育研究施設関連 > 中央研究施設	
【資料 4-4-18】	中央研究施設日高ブランチ機能部門ご利用ガイド 埼玉医科大学中央研究施設日高ブランチ機能部門フェローステーション利用内規	

	埼玉医科大学中央研究施設日高プランチ機能部門共同利用実験室利用内規 日高プランチ機能部門共同利用機器利用内規	
【資料 4-4-19】	埼玉医科大学リサーチパーク利用者の公募について 埼玉医科大学リサーチパークポスター	
【資料 4-4-20】	埼玉医科大学公的研究費事務処理要綱 令和元年度基本学科研究経費予算配分単価表 2019年度学内グラントの経費使用について 2019年「若手研究者育成研究費」における研究費使用上の留意点等（埼玉医科大学病院） 令和元年度「若手医師育成研究費」における研究費使用上の留意点等（埼玉医科大学総合医療センター） 令和元年度「日高研究プロジェクト」研究費使用上の留意点等（埼玉医科大学国際医療センター） 埼玉医科大学競争的資金の間接経費取扱要領 埼玉医科大学競争的資金間接経費の主な使途 研究費等取扱事務手引	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人埼玉医科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	埼玉医科大学の基本理念	
【資料 5-1-3】	運営の基本方針	
【資料 5-1-4】	学校法人埼玉医科大学倫理綱領	
【資料 5-1-5】	第4次長期総合計画「飛翔」	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 5-1-6】	「行動のしおり」	
【資料 5-1-7】	学校法人埼玉医科大学財務情報等公開取扱要領	
【資料 5-1-8】	埼玉医科大学ホームページ http://www.saitama-med.ac.jp/koukai.html TOP ページ>情報公開	
【資料 5-1-9】	学校法人埼玉医科大学諸規程管理規程	
【資料 5-1-10】	学校法人埼玉医科大学組織規程	
【資料 5-1-11】	学校法人埼玉医学会議運営規程	
【資料 5-1-12】	学校法人埼玉医科大学委員会運営規程	
【資料 5-1-13】	令和2年度事業計画書 令和2年度収支予算書 月次決算書	令和2年度事業計画書は【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-14】	学校法人埼玉医科大学リサーチアドミニストレーションセンター規程	
【資料 5-1-15】	埼玉医科大学IRセンター規程	
【資料 5-1-16】	埼玉医科大学病院教員（医師）働き方支援センター規則 埼玉医科大学総合医療センター教員（医師）働き方支援センター規則 埼玉医科大学国際医療センター教員（医師）働き方支援センター規則	
【資料 5-1-17】	学校法人埼玉医科大学環境安全規程	
【資料 5-1-18】	令和元～2年度医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト 「令和元～2年度医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト」の立上げ及びその取組の実施について（通知） 責任者及びメンバー等一覧表 タイムスケジュール	

	会議等開催状況一覧表	
【資料 5-1-19】	埼玉医科大学倫理審査委員会規則 埼玉医科大学病院 IRB 規則 埼玉医科大学総合医療センター倫理委員会規則 埼玉医科大学国際医療センター臨床研究 IRB 規則	
【資料 5-1-20】	学校法人埼玉医科大学就業規程	
【資料 5-1-21】	学校法人埼玉医科大学公益通報者保護規程	
【資料 5-1-22】	学校法人埼玉医科大学個人情報保護規程 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針 学校法人埼玉医科大学特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-23】	学校法人埼玉医科大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-24】	学校法人埼玉医科大学危機管理規程 学校法人埼玉医科大学危機管理委員会規則	
【資料 5-1-25】	学校法人埼玉医科大学防火防災管理規程 学校法人埼玉医科大学電気保安規程 学校法人埼玉医科大学労働安全衛生規程	
【資料 5-1-26】	埼玉医科大学ホームページ http://www.saitama-med.ac.jp/koukai/taishinkaritsu.pdf TOP ページ>情報公開>上記以外の情報の公表>校舎等の耐震化率	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人埼玉医科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人埼玉医科大学常任理事会規程	
【資料 5-2-3】	学校法人埼玉医科大学寄附行為細則	
【資料 5-2-4】	埼玉医科大学グループ 21 世紀ビジョン実行戦略会議概念図	
【資料 5-2-5】	学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会運営規則	
【資料 5-2-6】	理事会評価表、理事個人評価表（書式）	
【資料 5-2-7】	学校法人埼玉医科大学理事必携	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人埼玉医科大学寄附行為細則	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人埼玉医科大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	埼玉医科大学教授会運営規則	
【資料 5-3-4】	学校法人埼玉医科大学教育・研究、診療連携会議規則	
【資料 5-3-5】	学校法人埼玉医科大学教員人事委員会規程	
【資料 5-3-6】	学校法人埼玉医科大学部長会運営規則	
【資料 5-3-7】	第 22 回、第 23 回「日本の Mayo Clinic を目指す会」全体集会 (案内・プログラム)	
【資料 5-3-8】	令和元～2 年度医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト 「令和元～2 年度医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト」の立上げ及びその取組の実施について（通知） 責任者及びメンバー等一覧表 タイムスケジュール 会議等開催状況一覧表	【資料 5-1-18】と同じ
【資料 5-3-9】	平成 27 年 6 月 3 日付通達第 19 号(理事長ダイレクトメッセージの創設について) 平成 29 年 5 月 1 日付通達第 26 号(理事長宛て直接提案制度の創設について)	
【資料 5-3-10】	学校法人埼玉医科大学監事監査規程	
【資料 5-3-11】	学校法人埼玉医科大学内部監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	第 4 次長期総合計画「飛翔」	【資料 1-2-3】と同じ

【資料 5-4-2】	長期財務計画書	
【資料 5-4-3】	令和元～2 年度医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト 「令和元～2 年度医療と福祉の理想郷づくり実現全学プロジェクト」の立上げ及びその取組の実施について（通知） 責任者及びメンバー等一覧表 タイムスケジュール 会議等開催状況一覧表	【資料 5-1-18】と同じ
【資料 5-4-4】	予算書・計画書及び監査法人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	学校法人埼玉医科大学資金運用規程	
【資料 5-4-6】	学校法人埼玉医科大学財務運営委員会規則	
【資料 5-4-7】	学内ホームページ文科省科研費「アドバイザー制度」概要 http://smswww/ra/adviser.html TOP ページ>基本学科・教育研究施設関連>リサーチアドミニストレーションセンター>B-2A アドバイザー制度	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人埼玉医科大学経理規程	
【資料 5-5-2】	埼玉医科大学予算管理規程 学校法人埼玉医科大学予算別表	
【資料 5-5-3】	事業計画（平成 28 年度～令和 2 年度）	
【資料 5-5-4】	学校法人埼玉医科大学監事監査規程	
【資料 5-5-5】	監事の監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	埼玉医科大学医学部自己点検・評価委員会規則	
【資料 6-1-2】	令和元年度第 11 回医学部自己点検評価委員会議事録	
【資料 6-1-3】	埼玉医科大学保健医療学部自己点検・評価委員会規則	
【資料 6-1-4】	令和元年度第 6 回保健医療学部自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-1-5】	埼玉医科大学大学院医学研究科自己点検・評価委員会規則	
【資料 6-1-6】	埼玉医科大学大学院看護学研究科自己点検・評価委員会規則	
【資料 6-1-7】	埼玉医科大学自己点検・評価委員会規則	
【資料 6-1-8】	令和元年度第 2 回埼玉医科大学自己点検・評価委員会資料、議事録	
【資料 6-1-9】	内部質保証に関する全学的な方針	
【資料 6-1-10】	埼玉医科大学大学運営会議規則	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 30 年度埼玉医科大学年報（自己点検・評価報告書）	
【資料 6-2-2】	令和元年度第 2 回埼玉医科大学自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-3】	令和元年度第 11 回医学部自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-4】	令和元年度第 6 回保健医療学部自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-5】	令和元年度第 1 回看護学研究科自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-2-6】	埼玉医科大学 IR センター規程	
【資料 6-2-7】	埼玉医科大学 IR センター運営会議規則	
【資料 6-2-8】	令和元年度埼玉医科大学 IR センター運営会議議事録	
【資料 6-2-9】	医学部 IR レポート 保健医療学部 IR レポート	【資料 2-6-7】と同じ 【資料 3-3-8】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	令和 2 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ

【資料 6-3-2】	令和 2 年度学校法人埼玉医科大学理事会議事録	
【資料 6-3-3】	第 1 次～第 4 次長期総合計画表紙・目次	
【資料 6-3-4】	第 4 次長期総合計画中間検証の資料 (依頼書) 第 4 次長期総合計画「飛翔」の進捗・達成状況の中間検証について 第 4 次長期総合計画中間検証報告書の作成要領 (記入例) 第 4 次長期総合計画中間検証報告書 (様式) 第 4 次長期総合計画中間検証報告書 第 4 次長期総合計画中間検証部署一覧	
【資料 6-3-5】	令和元年度第 2 回学校法人埼玉医科大学 FD・SD 統括委員会資料、議事要旨	【資料 4-2-17】と同じ
【資料 6-3-6】	第 146 回、第 152 回卒前教育合同会議記録 医学教育センター卒前医学教育部門<学力増進室>案(第 152 回卒前教育合同会議資料) 2019 年度 6 年生支援(第 152 回卒前教育合同会議資料)	
【資料 6-3-7】	第 113 回医師国家試験報告会(次第) 開催概要 6 年生実力試験に関するワークショップ(責任者編) 開催概要「試験問題作成(MCQ)に関するワークショップ(基礎医学編)」	
【資料 6-3-8】	(依頼書)『必修問題対策テキスト』作成に伴うお願い 「必修テキスト 2019 年度版」作成の趣旨に関して	
【資料 6-3-9】	第 3 回実力試験開設講義時間割 2019	
【資料 6-3-10】	令和 2 年医師国家試験成績(医学部 IR レポート 2020)	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 6-3-11】	人事考課に係る資料(医学部・保健医療学部) 教員人事考課に関する実施(記入)要領 平成 30 年度教員人事考課評定者表(案内) 平成 30 年度人事考課評定者表 教員人事考課表の流れ	【資料 4-2-15】と同じ
【資料 6-3-12】	ゲノム医学研究センターの開設(第 1 次長期総合計画 p51) 創立 30 周年記念講堂の竣工(第 1 次長期総合計画 p50) 保健医療学部の設置(第 1 次長期総合計画 p64、第 2 次長期総合計画 p44～48) 国際医療センターの開院(第 1 次長期総合計画 p53～57)	
【資料 6-3-13】	新たな教員組織制度の確立(第 2 次長期総合計画 p31～32) 大学院の機構整備等(第 2 次長期総合計画 p42～43)	

基準 A. 地域性

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との連携		
【資料 A-1-1】	埼玉医科大学と毛呂山町との地域連携協定に関する協定書 日高市と埼玉医科大学との地位連携に関する基本協定書 飯能市と埼玉医科大学との連携・協定に関する基本協定書 越生町と埼玉医科大学との連携・協力に関する基本協定書	
【資料 A-1-2】	埼玉医科大学医療人育成支援センター規程	
【資料 A-1-3】	埼玉県総合医局機構設置規程 埼玉県総合医局機構運営協議会・委員会名簿	
【資料 A-1-4】	研究協定書	
【資料 A-1-5】	地域との連携活動資料 川越市業務委託契約書 (依頼書) 講師派遣について「ときも体力測定会」(平成 30 年度) (依頼書) 講師派遣について「ときも体力測定会」(2019 年度) 埼玉県委託契約書(市町村がん検診データ分析事業委託)	

	埼玉県委託契約書(令和元年度がん検診結果統一集計事業委託) (依頼書)「こころも身体もリラックス」教室開催における講師派遣について	
【資料 A-1-6】	女子栄養大学及び埼玉医科大学における課外学習プログラムに関する協定書	
【資料 A-1-7】	埼玉県立大学、埼玉医科大学、城西大学、日本工業大学の彩の国連携科目に関する協定書	
【資料 A-1-8】	文部科学省大学間連携共同教育推進事業事後評価	
【資料 A-1-9】	「彩の国コンソーシアム」ホームページ会長挨拶	
【資料 A-1-10】	埼玉県内性教育講演会一覧(平成29年度～令和元年度)	
A-2. 地域で役に立つ人材育成のための教育・研修活動		
【資料 A-2-1】	大学後援・彩の国連携力育成プロジェクト共同学習事業 リレーフォーライフジャパン川越2019について(報告)	
【資料 A-2-2】	(依頼書)第40回日高市健康まつりへの学生の協力要請について	
【資料 A-2-3】	2019年度埼玉医科大学市民公開講座一覧 令和元年度埼玉医科大学保健医療学部公開講座一覧	
【資料 A-2-4】	彩の国連携力育成プロジェクト取組資料 書籍カバー(柴崎智美,米岡裕美,古屋牧子編著.(2019)保健・医療・福祉のための専門職連携教育プログラム,ミネルヴァ書房) H30年度の彩の国連携力育成プロジェクト活動計画(案) 平成30年度彩の国連携力育成プロジェクト事業と運営連絡会議実施(案) 2019年度彩の国連携力育成プロジェクト活動計画 2020年度彩の国連携力育成プロジェクト(SAIPe)活動計画 (依頼書)彩の国連携力育成プロジェクト埼玉県における「連携力の高い人材育成」を目指した職能団体と4大学の意見交換会派遣について 彩の国・職能団体×SAIPeワークショップ報告(2019年11月17日) 彩の国連携力育成プロジェクト職能団体ワークショップ「ワークショップ素材集」 2019年度「専門職連携を学ぶ講座」開催パンフレット 彩の国連携力育成プロジェクト「緩和ケアIPW(多職種連携)研修会」のご案内	

基準B. 知的財産の保護と利用

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 知的財産の保護と利用		
【資料 B-1-1】	学内ホームページ http://saitama-med-ip.greater.jp/forstaff/guide TOPページ>>基本学科・教育研究施設関連>リサーチアドミニストレーションセンター>C-1知財関係>学内研究者の方へ>出願ガイド	
【資料 B-1-2】	学校法人埼玉医科大学知的財産に関する規程	
【資料 B-1-3】	文部科学省大学等における产学連携等実施状況について(平成30年度)	
【資料 B-1-4】	医療イノベーション埼玉ネットワーク～ニーズマッチング in 埼玉医科大学～開催プログラム(平成28年度～令和元年度)	
【資料 B-1-5】	AMED ぶらっとの各種機能と利用支援について AMED ぶらっと登録情報	

【資料 B-1-6】	展示会等発信資料 Biojapan2019（埼玉医科大学単独ブース） Biojapan 知財パンフレット(医療イノベーション埼玉ネットワーク) 首都圏 AR(BioJapan 出展)	
【資料 B-1-7】	リサーチパーク公募資料 埼玉医科大学リサーチパーク利用者の公募について 埼玉医科大学リサーチパーク利用規則 埼玉医科大学リサーチパーク利用内規 リサーチパーク入居申請書 埼玉医科大学リサーチパーク賃貸借契約書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。